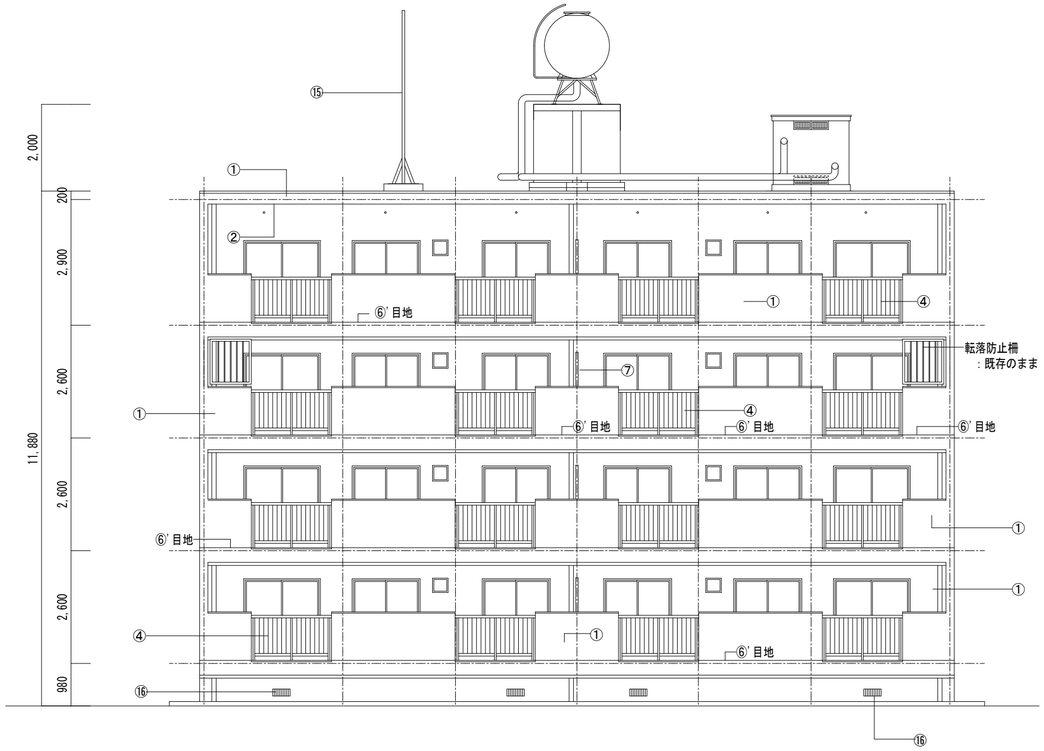

南側立面図　S=１/100

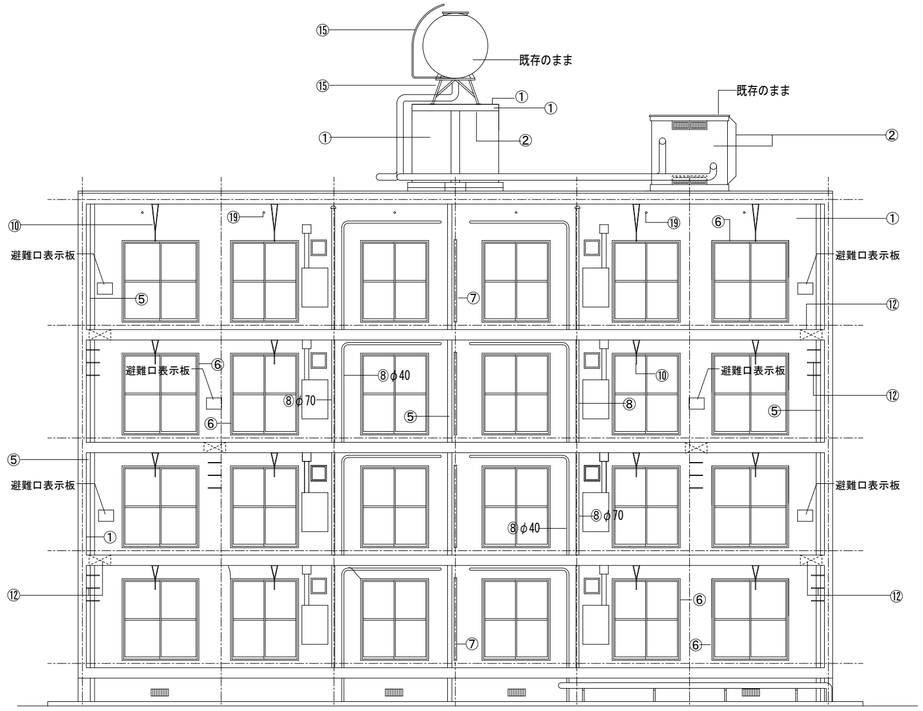

南側立面図　S=１/100

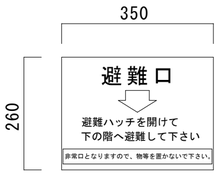

材質：ｱｸﾘﾙ板 t5

避難口表示板詳細図　S=1/10

凡　例			
①	外壁 (ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ手摺、窓台含)	既存	アクリルリシン吹付、一部弾性リシン吹付
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地アクリルゴム系外壁化粧防水材吹付け
②	上裏部 （軒裏、庇裏、段裏）	既存	アクリルリシン吹付け
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後セメントフィラー下地アクリルリシン吹付け
④	ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ手摺	既存	スチール製　SOP塗
		改修	既存撤去後アルミ製新設(ｱﾝｶｰｽﾃﾝﾚｽ製)H=1200×W=1900
⑤	縦樋	既存	塩ビ管100φ　VP塗　SUS製掴金物　@1200
		改修	既存撤去後　VP管(ｶﾗｰ)100φ　　新設SUS製掴金物　@1200
⑥	建具廻シーリング	既存	コーキング
		改修	既存シーリング撤去後、変形ｼﾘｺｰﾝ系(MS-2)打替
⑥'	目地	既存	化粧目地
		改修	ポリウレタン系(PU-2)10×10
⑦	隔て板	既存	鉄枠(L-40×40)部SOP塗、ｹｲｶﾙ板VP塗
		改修	下地調整（RB種）後、鉄枠部SOP塗装　　ｹｲｶﾙ板下地処理(RB種)後、EP-G塗替

	凡　例		
⑧	設備管	既存	塩ビ製 配管70φ VP塗装、　ｽﾁｰﾙ製 ガス管φ40 SOP塗装
		改修	塩ビ製配管：下地処理（RB種）後、2-UE塗替、　ガス管：下地処理（RB種）後、SOP塗替 (既存ベンドキャップ撤去後、新設(ｱﾙﾐ製))
⑩	物干金物	既存	スチール製　SOP塗装
		改修	既存撤去後アルミ製新設(ｱﾝｶｰｽﾃﾝﾚｽ製)H=560(1､2､3F) H=850(4F)
⑫	避難用ハッチ （タラップ付）	既存	400×500角鉄扉 SOP塗　　タラップ：φ16　180×300（Ｕ型）SOP塗
		改修	400×500角鉄扉、タラップ共 下地調整（RB種）後、SOP塗装
⑮	屋上鉄部 (ｱﾝﾃﾅ､ﾀﾝｸ架台、ﾀﾝｸﾀﾗｯﾌﾟ等)	既存	スチール製　SOP塗
		改修	下地調整（RB種）後、SOP塗装
⑯	床下換気口	既存	170×420　鋳鉄製　SOP塗
		改修	下地調整（RB種）後、SOP塗装
⑲	小屋裏換気口	既存	塩ビ管　40φ、　VP塗
		改修	下地処理（RB種）後、2-UE塗替

特記		長崎県	長崎県土木部建築課 〒850-8570　長崎市江戸町2-13 TEL095-824-1111／FAX095-827-3367	課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者	縮尺 S=1:100	工事名 滑石１ＯＡＰ外壁改修工事	図面NO.
									日付 H23.2	図面名 立面図１	A-09／15

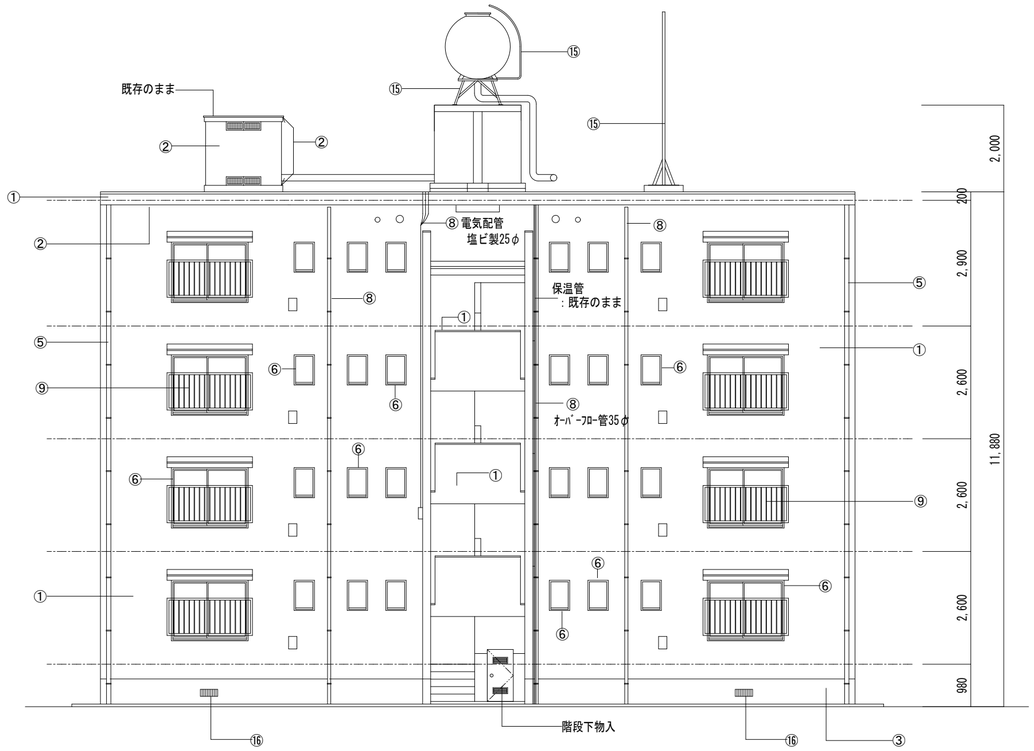

北側立面図 S=1/100

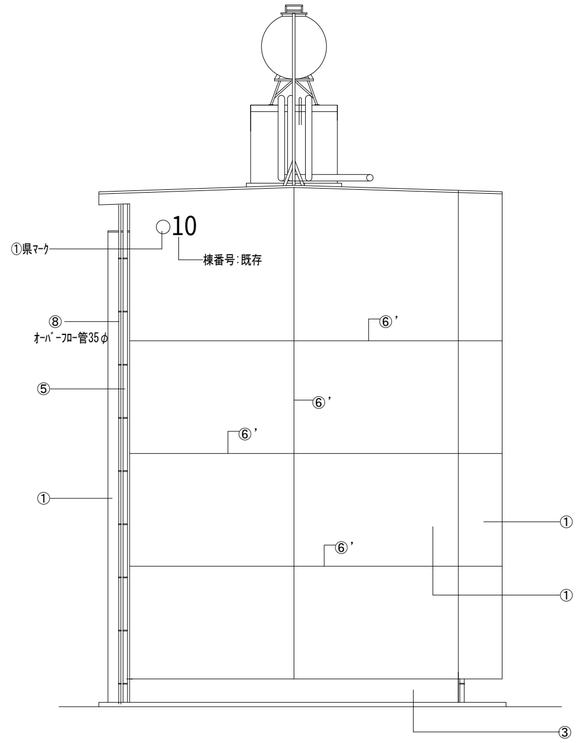

東側立面図 S=1/100

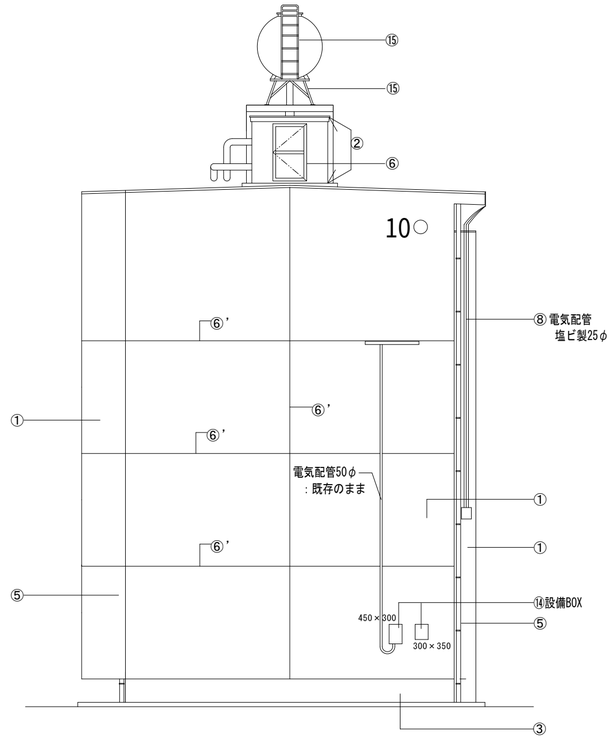

西側立面図 S=1/100

凡　例			
①	外壁 (ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ手摺、窓台含)	既存	アクリルリシン吹付、一部弾性リシン吹付
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地アクリルゴム系外壁化粧防水材吹付け
②	上裏部 （軒裏、庇裏、段裏）	既存	アクリルリシン吹付け
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後セメントフィラー下地アクリルリシン吹付け
③	巾木	既存	モルタル刷毛引
		改修	劣化部補修、高圧洗浄
⑤	縦樋	既存	塩ビ管100φ　VP塗　SUS製掴金物　@1200
		改修	既存撤去後　VP管(ｶﾗｰ)100φ　　新設SUS製掴金物　@1200
⑥	建具廻シーリング	既存	コーキング
		改修	既存シーリング撤去後、変形ｼﾘｺｰﾝ系(MS-2)打替

⑥'	目地	既存	化粧目地
		改修	ポリウレタン系(PU-2)10×10
⑧	設備管	既存	塩ビ製 配管70φ VP塗装、　ｽﾁｰﾙ製 ガス管φ40 SOP塗装
		改修	塩ビ製配管：下地処理（RB種）後、2-UE塗替、　ガス管：下地処理（RB種）後、SOP塗替 (既存ベンドキャップ撤去後、新設(ｱﾙﾐ製))
⑨	窓格子	既存	スチール製　SOP塗
		改修	既存撤去後アルミ製新設(ｱﾝｶｰｽﾃﾝﾚｽ製)H=900×W=2000
⑭	盤類	既存	SOP塗
		改修	下地調整（RB種）後、SOP塗装
⑮	屋上鉄部 (ｱﾝﾃﾅ、ﾀﾝｸ架台、ﾀﾝｸﾀﾗｯﾌﾟ 等)	既存	スチール製　SOP塗
		改修	下地調整（RB種）後、SOP塗装
⑯	床下換気口	既存	170×420　鋳鉄製　SOP塗
		改修	下地調整（RB種）後、SOP塗装

特記	長崎県	長崎県土木部建築課 〒850-8570　長崎市江戸町2-13 TEL095-824-1111／FAX095-827-3367	課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者	縮尺 S=1:100	工事名 滑石１ＯＡＰ外壁改修工事	図面NO. A-10／15
								日付 H23.2	図面名 立面図２	

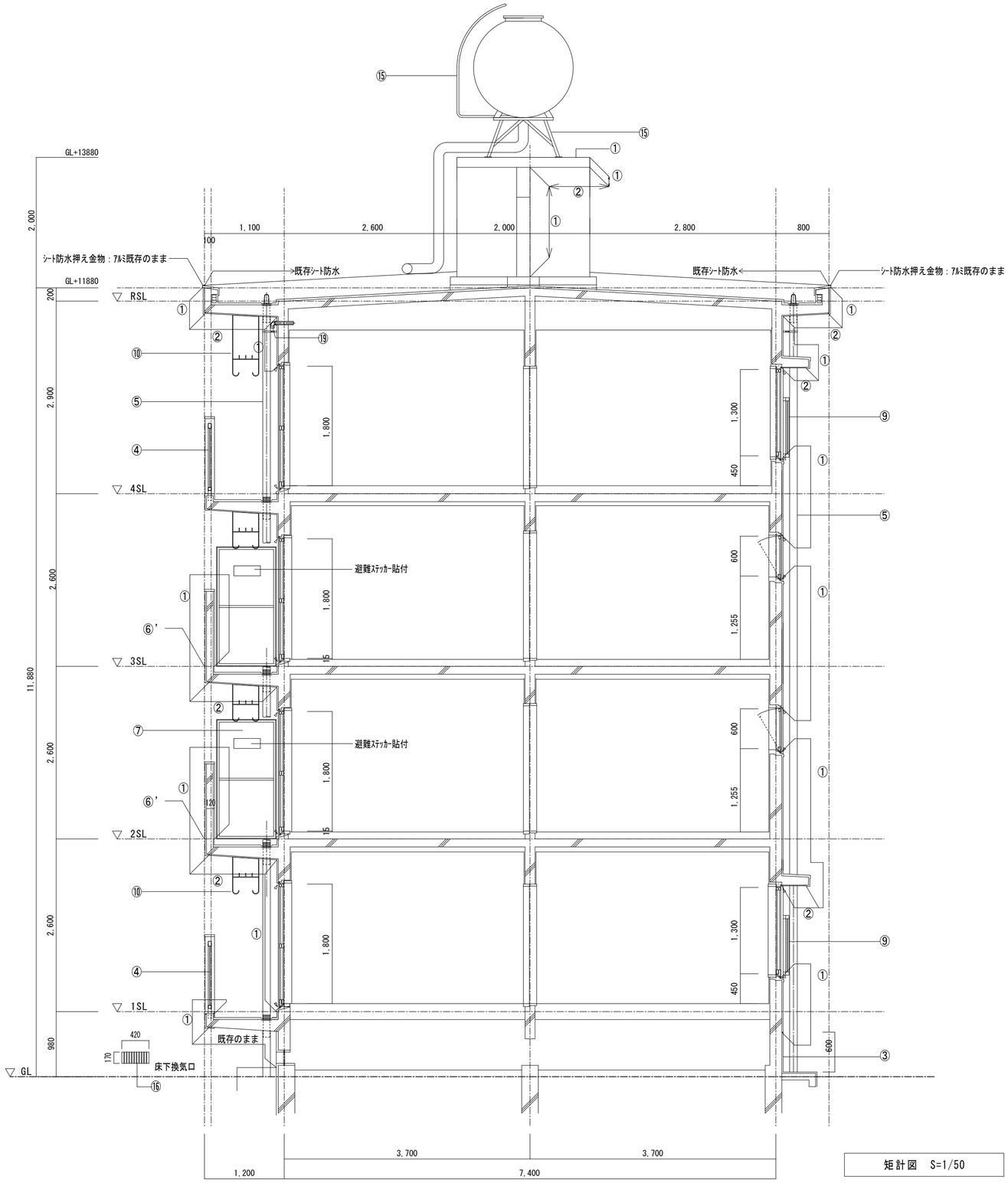

矩計図　S=1/50

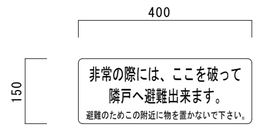

材質：アルミ泊
小文字：赤

避難ステッカー　S=1/10

凡　例

①	外壁（窓台含）	既存	アクリルリシン吹付、一部弾性リシン吹付
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地アクリルゴム系外壁化粧防水材吹付け
②	上裏部（軒裏、庇裏、段裏）	既存	アクリルリシン吹付け
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後セメントフィラー下地アクリルリシン吹付け
③	巾木	既存	モルタル刷毛引
		改修	劣化部補修、高圧洗浄
④	ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ手摺	既存	スチール製　SOP塗
		改修	既存撤去後アルミ製新設(ｱﾝｶｰｽﾃﾝﾚｽ製)H=1200×W=1900
⑤	縦樋	既存	塩ビ管100φ　VP塗　SUS製掴金物　@1200
		改修	既存撤去後　VP管(ｶﾗｰ)100φ　　新設SUS製掴金物　@1200
⑥	建具廻シーリング	既存	コーキング
		改修	既存シーリング撤去後、変形ｼﾘｺｰﾝ系(MS-2)打替
⑥'	目地	既存	化粧目地
		改修	ポリウレタン系(PU-2)10×10打
⑦	隔て板	既存	鉄枠(L-40×40)部SOP塗、ｹｲｶﾙ板VP塗
		改修	下地調整（RB種）後、鉄枠部SOP塗装　　ｹｲｶﾙ板下地処理(RB種)後、EP-G塗替
⑨	窓格子	既存	スチール製　SOP塗
		改修	既存撤去後アルミ製新設(ｱﾝｶｰｽﾃﾝﾚｽ製)H=900×W=2000
⑩	物干金物	既存	スチール製　SOP塗装
		改修	既存撤去後アルミ製新設(ｱﾝｶｰｽﾃﾝﾚｽ製)H=560(1､2､3F)　H=850(4F)
⑮	屋上鉄部（ｱﾝﾃﾅ、ﾀﾝｸ架台、ﾀﾝｸﾀﾗｯﾌﾟ等）	既存	スチール製　SOP塗
		改修	下地調整（RB種）後、SOP塗装
⑯	床下換気口	既存	170×420　鋳鉄製　SOP塗
		改修	下地調整（RB種）後、SOP塗装
⑲	小屋裏換気口	既存	塩ビ管　40φ、　VP塗
		改修	下地処理（RB種）後、2-UE塗替

特記		長崎県土木部建築課 〒850-8570　長崎市江戸町2-13 TEL095-824-1111／FAX095-827-3367	課　長	総括課長補佐	課長補佐	係　長	設計者	縮尺 S=1:50	工事名 滑石１ＯＡＰ外壁改修工事	図面NO. A-11／15
		長　崎　県						日付 H23.2	図面名 矩計図	

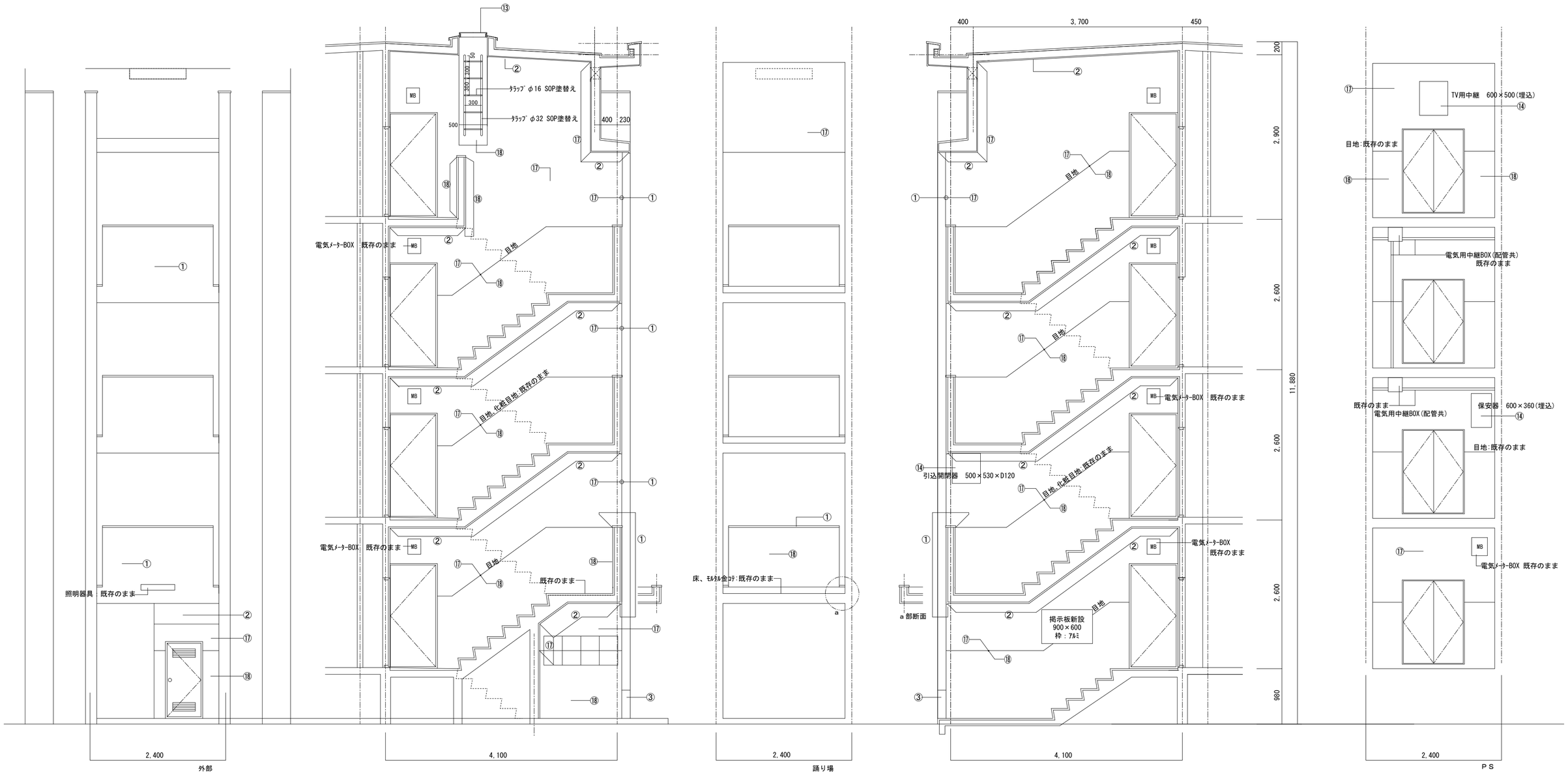

凡 例			
①	外壁 (ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ手摺、窓台含)	既存	アクリルリシン吹付、一部弾性リシン吹付
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地アクリルゴム系外壁化粧防水材吹付け
②	上裏部 (軒裏、段裏)	既存	アクリルリシン吹付け
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後セメントフィラー下地アクリルリシン吹付け
③	巾木	既存	モルタル刷毛引
		改修	劣化部補修、高圧洗浄
⑬	屋上点検口 (タラップ付)	既存	900角鉄扉 SOP塗　　タラップ：φ32　300×1400、φ16　5段　SOP塗
		改修	900角鉄扉：取替え(ｽﾃﾝﾚｽ製)、タラップ：下地調整（RB種）後、SOP塗装

凡 例			
⑭	盤類 (階段室)	既存	SOP塗
		改修	下地調整（RB種）後、SOP塗装
⑮	屋上鉄部 (ｱﾝﾃﾅ、ﾀﾝｸ架台、ﾀﾝｸﾀﾗｯﾌﾟ等)	既存	スチール製　SOP塗
		改修	下地調整（RB種）後、SOP塗装
⑰	階段室、壁	既存	アクリルリシン吹付け
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地、複層塗材RE吹付け
⑱	階段室、腰壁	既存	モルタル金コテ
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地、複層塗材RE吹付け

特記	長崎県土木部建築課 〒850-8570　長崎市江戸町2-13 TEL095-824-1111／FAX095-827-3367	課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者	縮尺 S=1:50	工事名 滑石１０ＡＰ外壁改修工事	図面NO. A-12／15
							日付 H23.2	図面名 階段断面詳細図１	

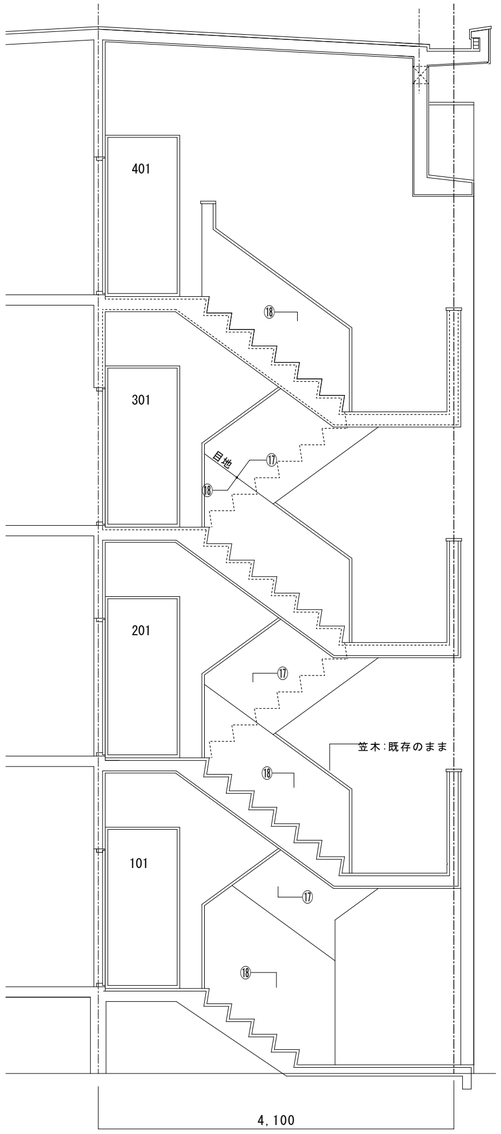

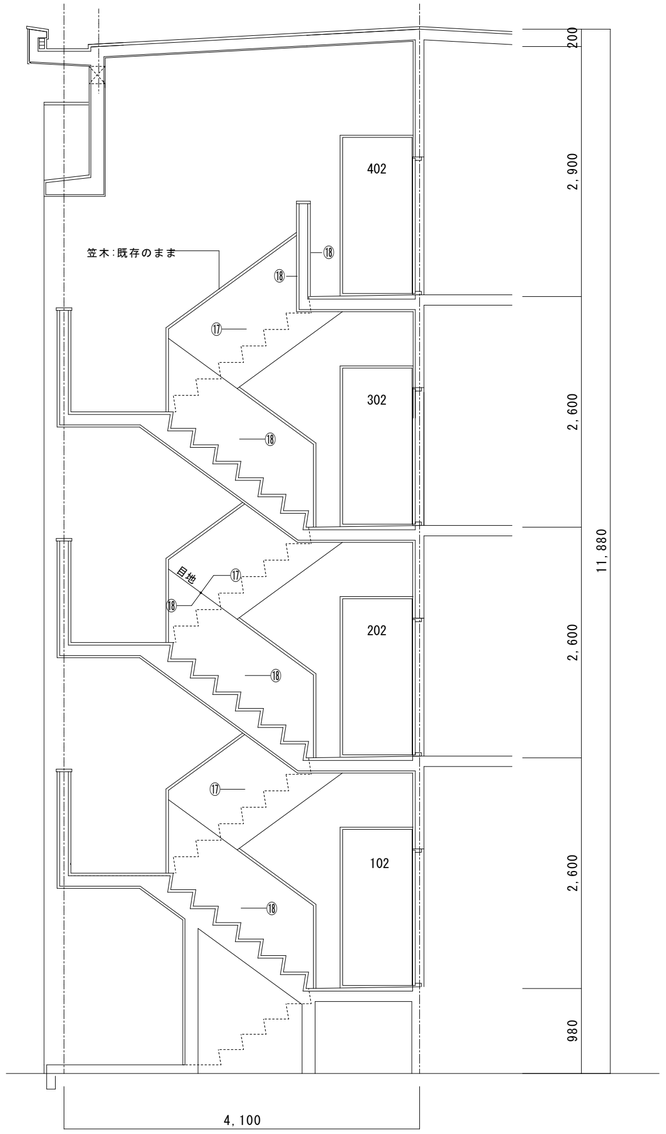

①	外壁 (ﾍﾞﾗﾝﾀﾞ手摺、窓台含)	既存	アクリルリシン吹付、一部弾性リシン吹付
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地アクリルゴム系外壁化粧防水材吹付け
②	上裏部 (軒裏、段裏)	既存	アクリルリシン吹付け
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後セメントフィラー下地アクリルリシン吹付け
③	巾木	既存	モルタル刷毛引
		改修	劣化部補修、高圧洗浄
⑰	階段室、壁	既存	アクリルリシン吹付け
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地、複層塗材RE吹付け
⑱	階段室、腰壁	既存	モルタル金コテ
		改修	劣化部補修、高圧洗浄後カチオン系フィラー下地、複層塗材RE吹付け

特記		長崎県土木部建築課 〒850-8570 長崎市江戸町2-13 TEL095-824-1111／FAX095-827-3367 長崎県	課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者	縮尺 S=1:50 日付 H23.2	工事名 滑石１ＯＡＰ外壁改修工事 図面名 階段断面詳細図２	図面NO. A-13／15

符号形式	1 AW 引違い 8 カ所	2 AW 引違い 16 カ所	3 AW 引違い 8 カ所	4 AW 内倒し窓（ガラリ付） 8 カ所	5 AW 内倒し 16 カ所	
姿　図	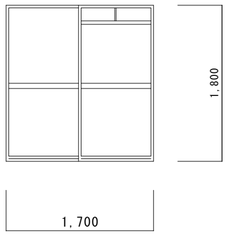	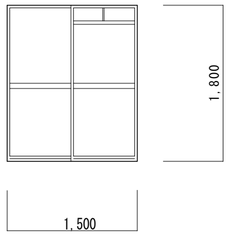	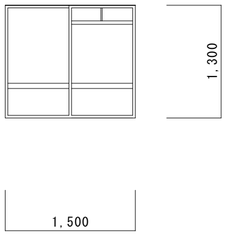	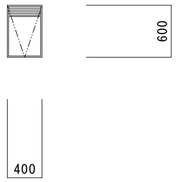	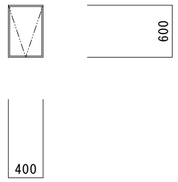	
見　込	70	70	70	70	70	
形　式	引き違い窓	引き違い窓	引き違い窓	内倒し窓	ガラリ付内倒し窓	
材料・仕上	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	
ガラス	型ｶﾞﾗｽ t=3　透明ｶﾞﾗｽ t=3	型ｶﾞﾗｽ t=3　透明ｶﾞﾗｽ t=3	型ｶﾞﾗｽ t=3　透明ｶﾞﾗｽ t=3	型ｶﾞﾗｽ　t=4	型ｶﾞﾗｽ　t=4	
金　物	ｸﾚｾﾝﾄ、戸車、付属金物一式	ｸﾚｾﾝﾄ、戸車、付属金物一式	ｸﾚｾﾝﾄ、戸車、付属金物一式	ｸﾚｾﾝﾄ、付属金物一式	ｸﾚｾﾝﾄ、付属金物一式	
改修内容	枠　ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え（4周）	枠　ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え（4周）	枠　ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え（4周）	枠　ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え（4周）	枠　ｼｰﾘﾝｸﾞ打替え（4周）	

符号形式	1 SD 玄関片開きスチール戸 8 カ所	2 SD PS両開スチール戸 4 カ所	3 SD 階段室物入片開きスチール戸 1 カ所
姿　図	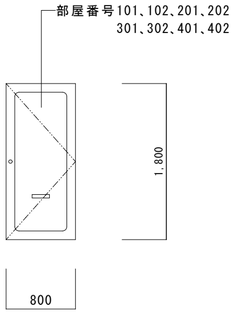	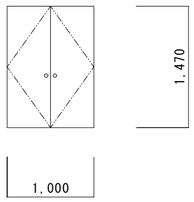	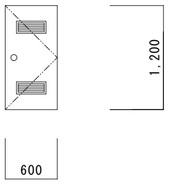
見　込	70		
形　式	片開き玄関戸	４枚立開戸	片開戸
材料・仕上	スチール	スチール	スチール
ガラス	――――――	――――――	――――――
金　物	シリンダー錠（既存のまま）	――――――	――――――
改修内容	下地調整（RB種） 枠、扉（両面）共SOP塗替、部屋番号（各３桁）	下地調整（RB種） 枠、扉（両面）共SOP塗替	下地調整（RB種） 枠、扉（両面）共SOP塗替

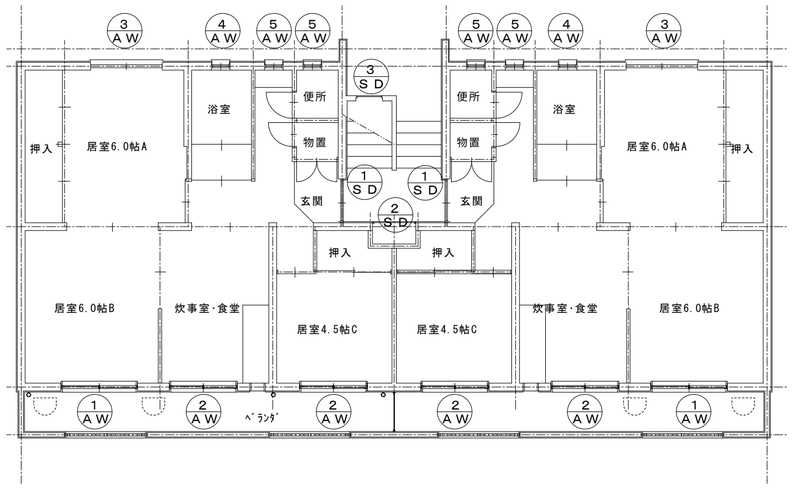

1～4階　Keyplan図

特記		長崎県土木部建築課 〒850-8570　長崎市江戸町2-13 TEL095-824-1111／FAX095-827-3367	課　長	総括課長補佐	課長補佐	係　長	設計者	縮尺 S=1:100,1:50	工事名 滑石１０ＡＰ外壁改修工事	図面NO.
		長　崎　県						日付 H23.2	図面名 建具表	A-14／15

アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

設計数量 ㎡

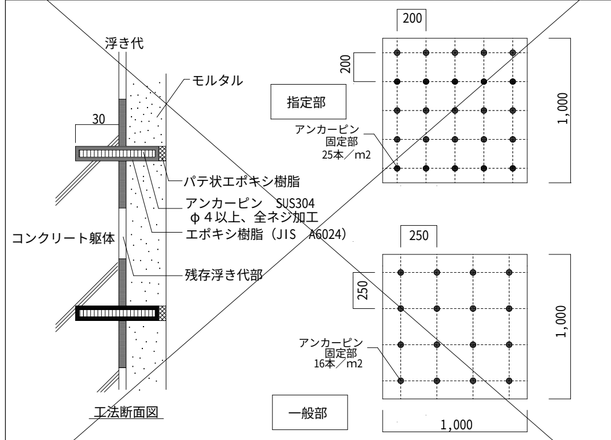

※指定部：見上げ面、庇の鼻等

アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

設計数量 一般部 30.0㎡

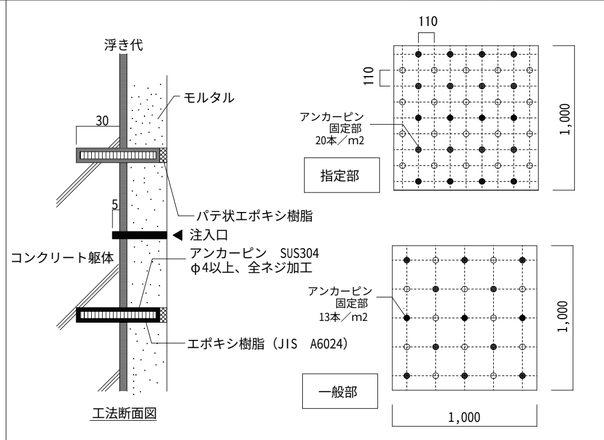

※指定部：見上げ面、庇の鼻等

クラックシール工法

設計数量 ㎡

※コンクリート及びモルタル表面のクラック幅が０．２㎜程度未満で挙動が少ない場合

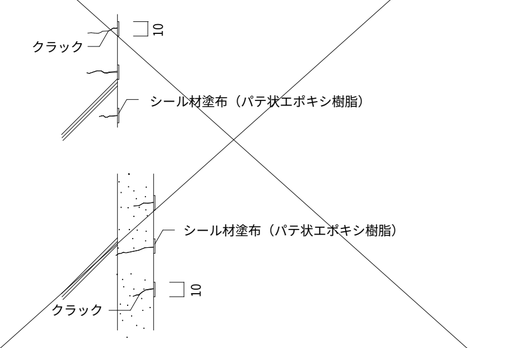

クラック樹脂注入工法

設計数量 ㎡

※コンクリート及びモルタル表面のクラック幅が０．２～１．０㎜程度の場合

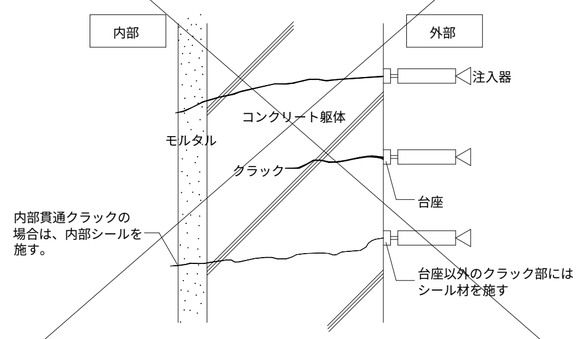

鉄筋腐食補修工法

設計数量 か所

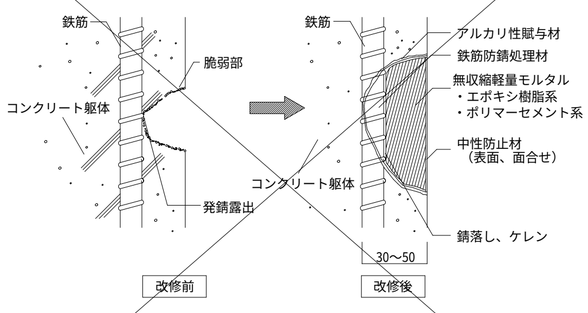

１．脆弱部について、幅100　深さ30～50程度　斫り、撤去、清掃を行う．
２．鉄筋の錆落しを行う．（ワイヤーブラシ等）
３．アルカリ性賦与材で劣化面の補強し、鉄筋は防錆処理材を塗布する．
４．無収縮軽量モルタル充填
５．中性化防止材料又は塩化物浸透抑制材料で表面被覆を行う．

モルタルはつり補修工法

設計数量 ㎡

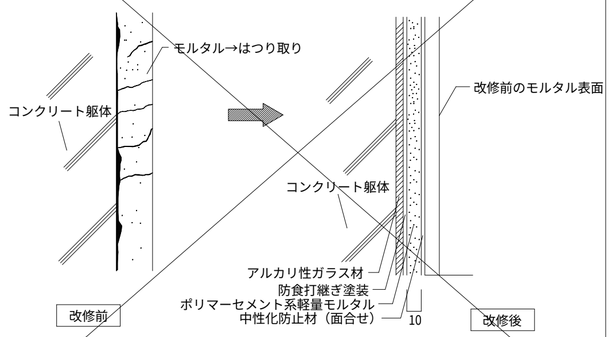

Ｕカットシーリング材充填工法

設計数量 30.0　m

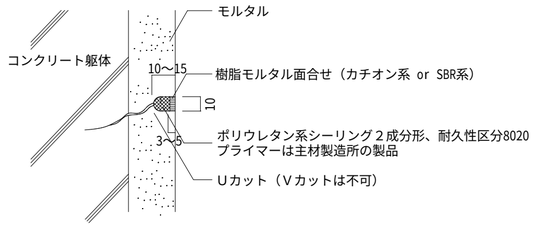

※バックアップ材は使用しない。

モルタル欠損部充填工法

設計数量 10　か所

※欠損部の面積が１箇所あたり０．２５㎡未満の場合とする。

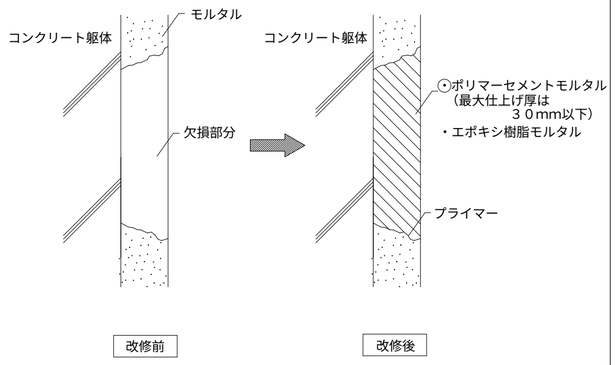

アルミ改修用BL認定バルコニー手摺

設計数量 16か所

シルバーアルマイト仕上げ

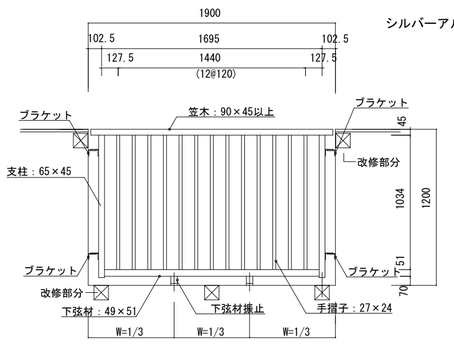

☒…既存撤去部ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ補修
水平荷重：1,450N/m（150ｋｇｆ/m）
鉛直荷重：1,600N/m（165ｋｇｆ/m）
アンカー：ケミカルアンカー引抜試験（引抜耐力15.0KN確認）1ヶ所実施の事

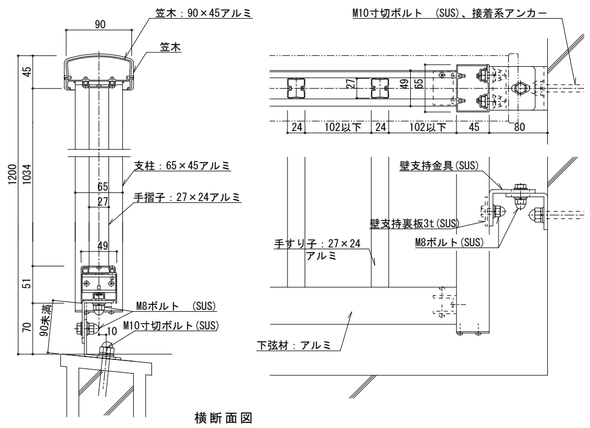

横断面図

アルミ改修用BL認定窓手摺

設計数量 8か所

シルバーアルマイト仕上げ

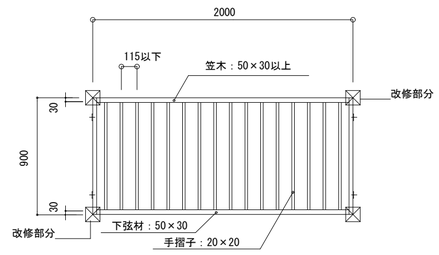

☒…既存撤去部ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ補修
水平荷重：1,450N/スパン（150ｋｇｆ/スパン）
鉛直荷重：1,450N/スパン（150ｋｇｆ/スパン）
アンカー：ケミカルアンカー引抜試験（引抜耐力15.0KN確認）1ヶ所実施の事

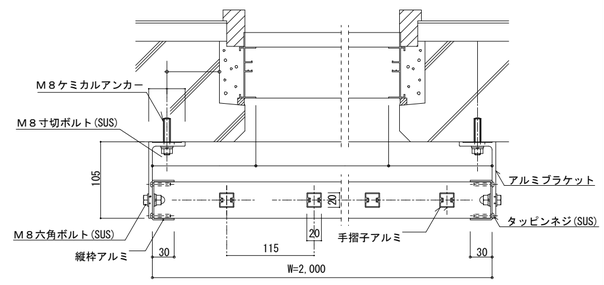

横断面図

特記		長崎県土木部建築課 〒850-8570　長崎市江戸町2-13 TEL095-824-1111／FAX095-827-3367	課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者	縮尺 ―	工事名 滑石１０ＡＰ外壁改修工事	図面NO.
		長崎県						日付 H23.2	図面名 外壁補修標準図	A-15／15

位置図

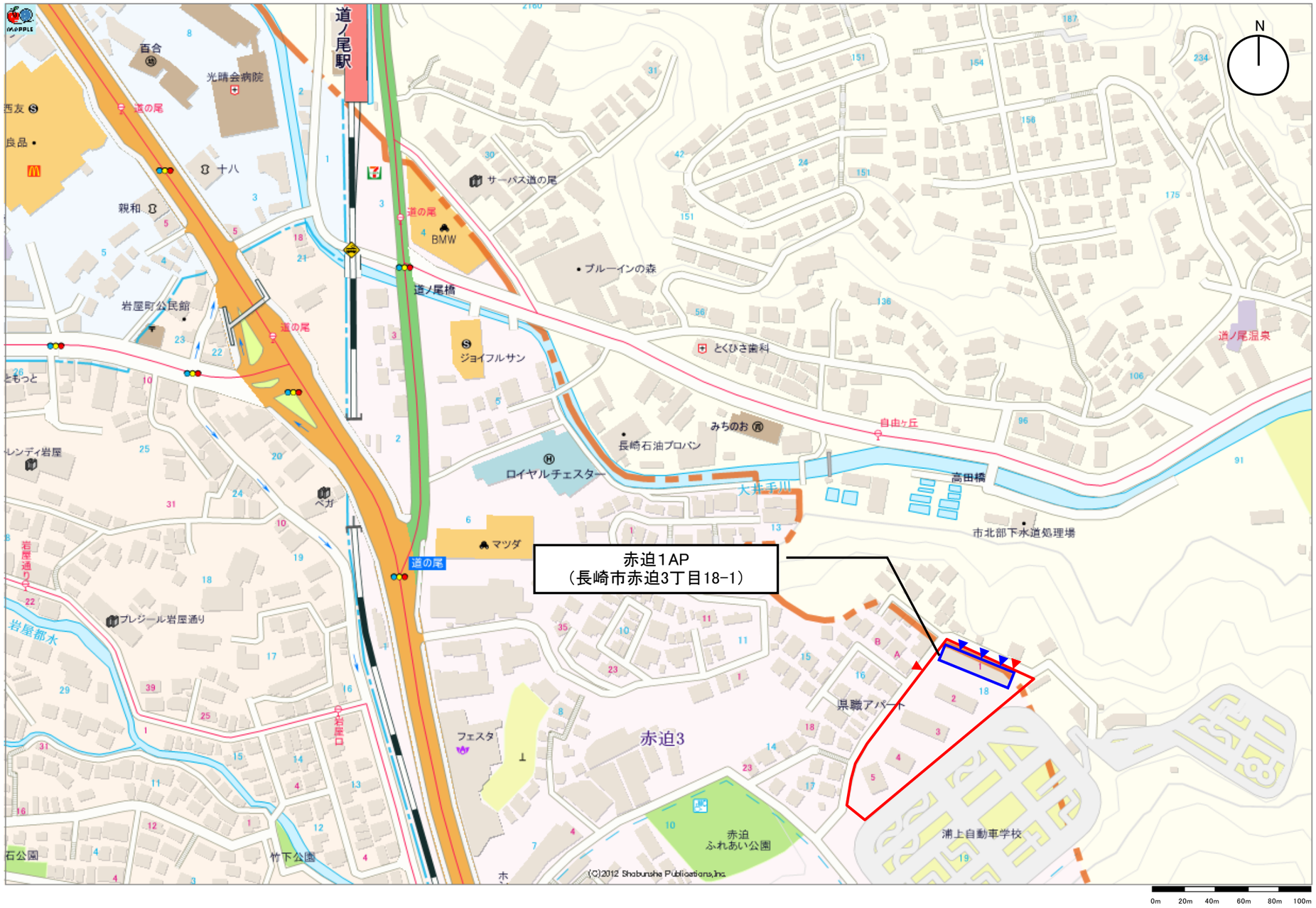

凡例
▲ :敷地出入口
▲ :建物出入口

特記事項	建物名称	図面名称
	028_赤迫1AP	位置図

位置図

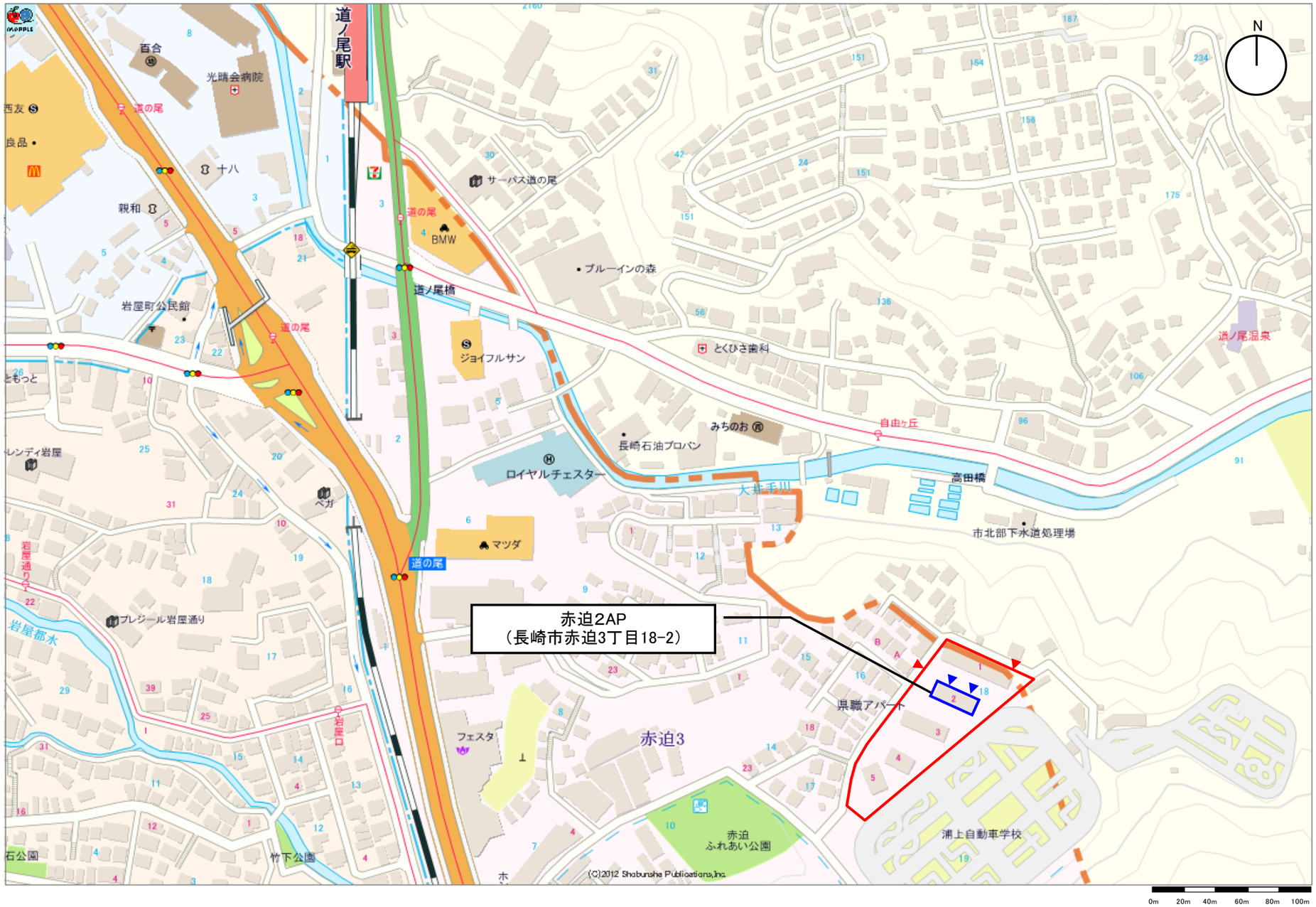

凡例
▲ :敷地出入口
▲ :建物出入口

特記事項	建物名称	図面名称
	029_赤迫2AP	位置図

位置図

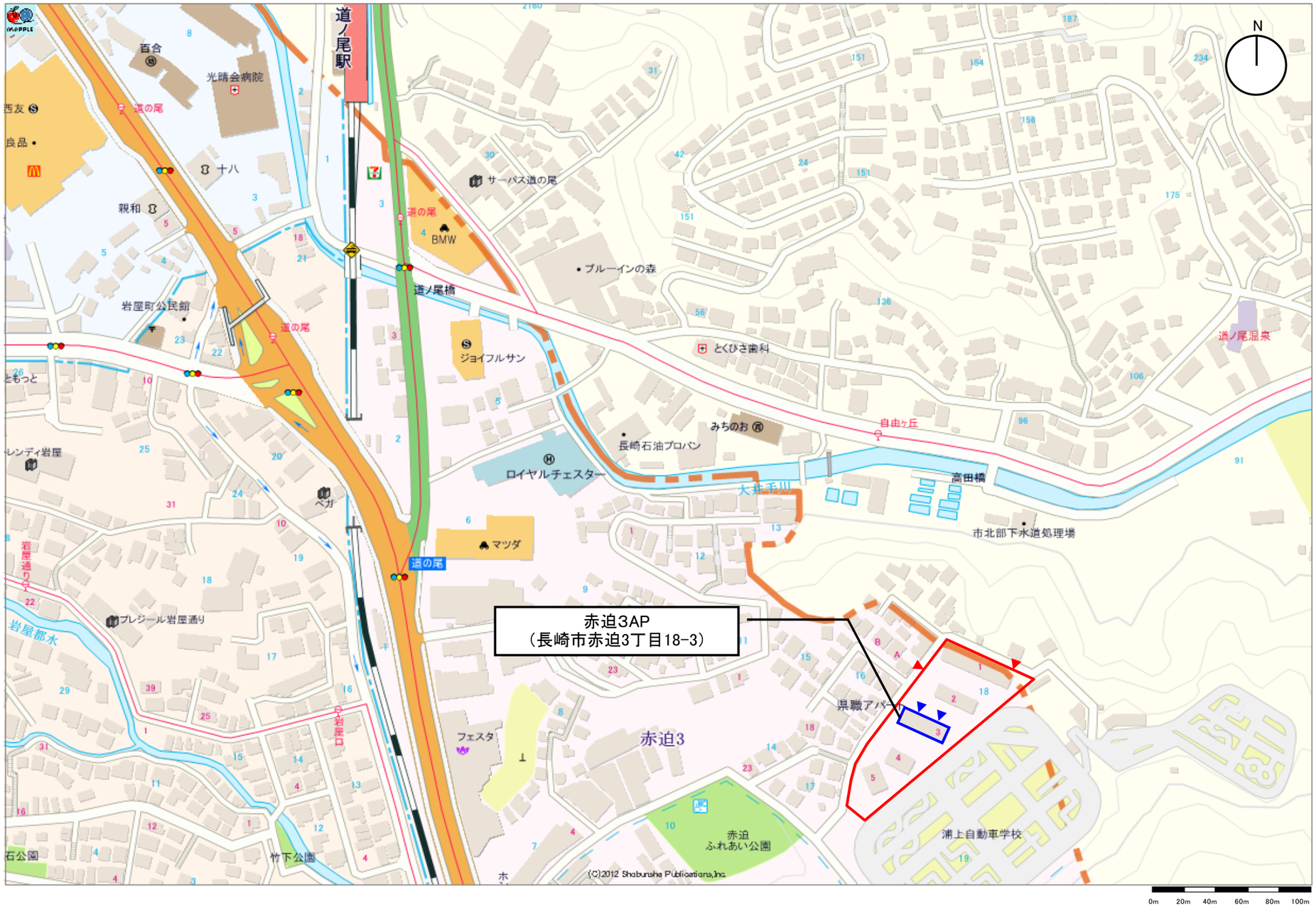

凡例
▲ :敷地出入口
▲ :建物出入口

特記事項	建物名称	図面名称
	030_赤迫3AP	位置図

位置図

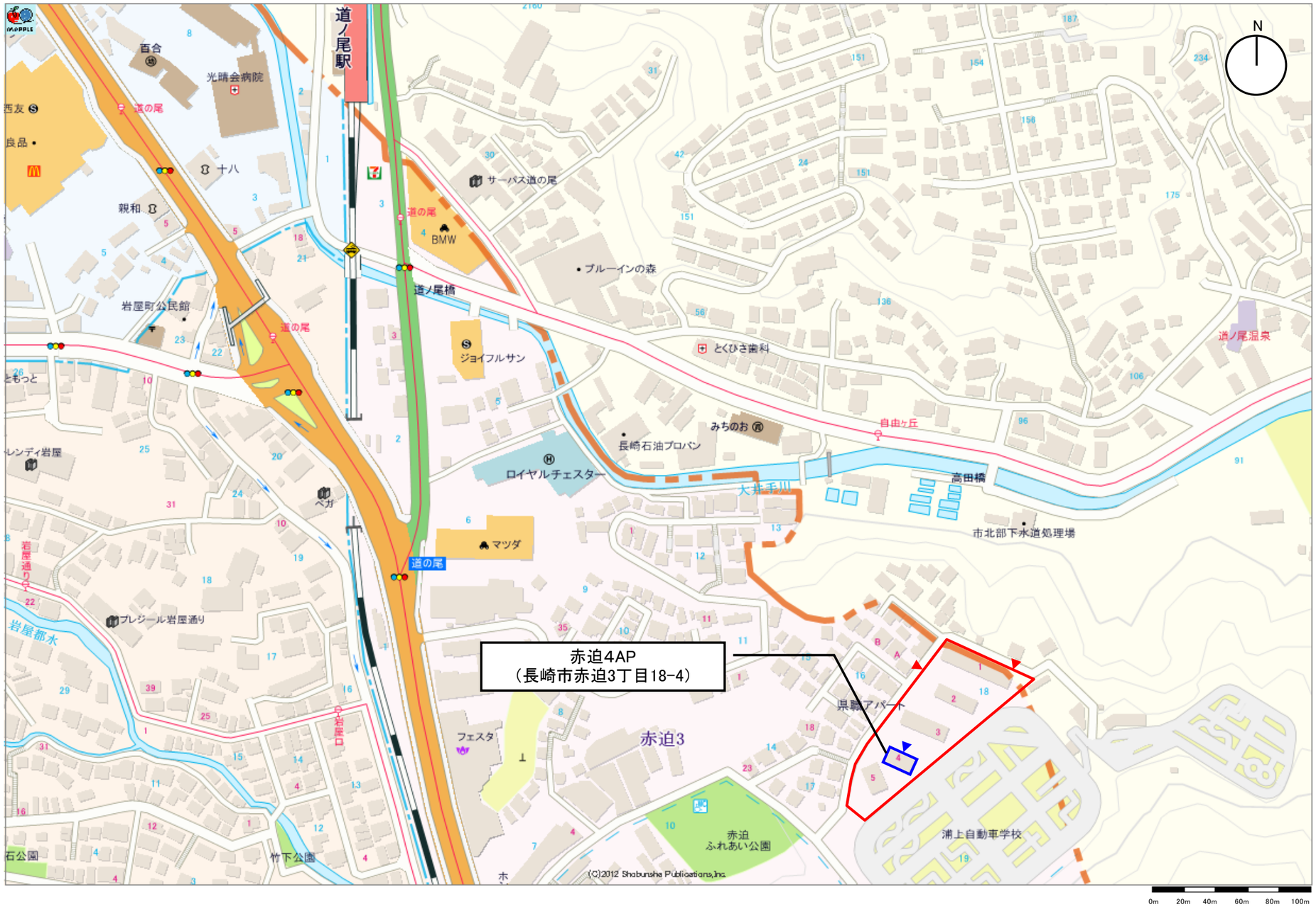

凡例
▲ :敷地出入口
▲ :建物出入口

特記事項	建物名称	図面名称
	031_赤迫4AP	位置図

位置図

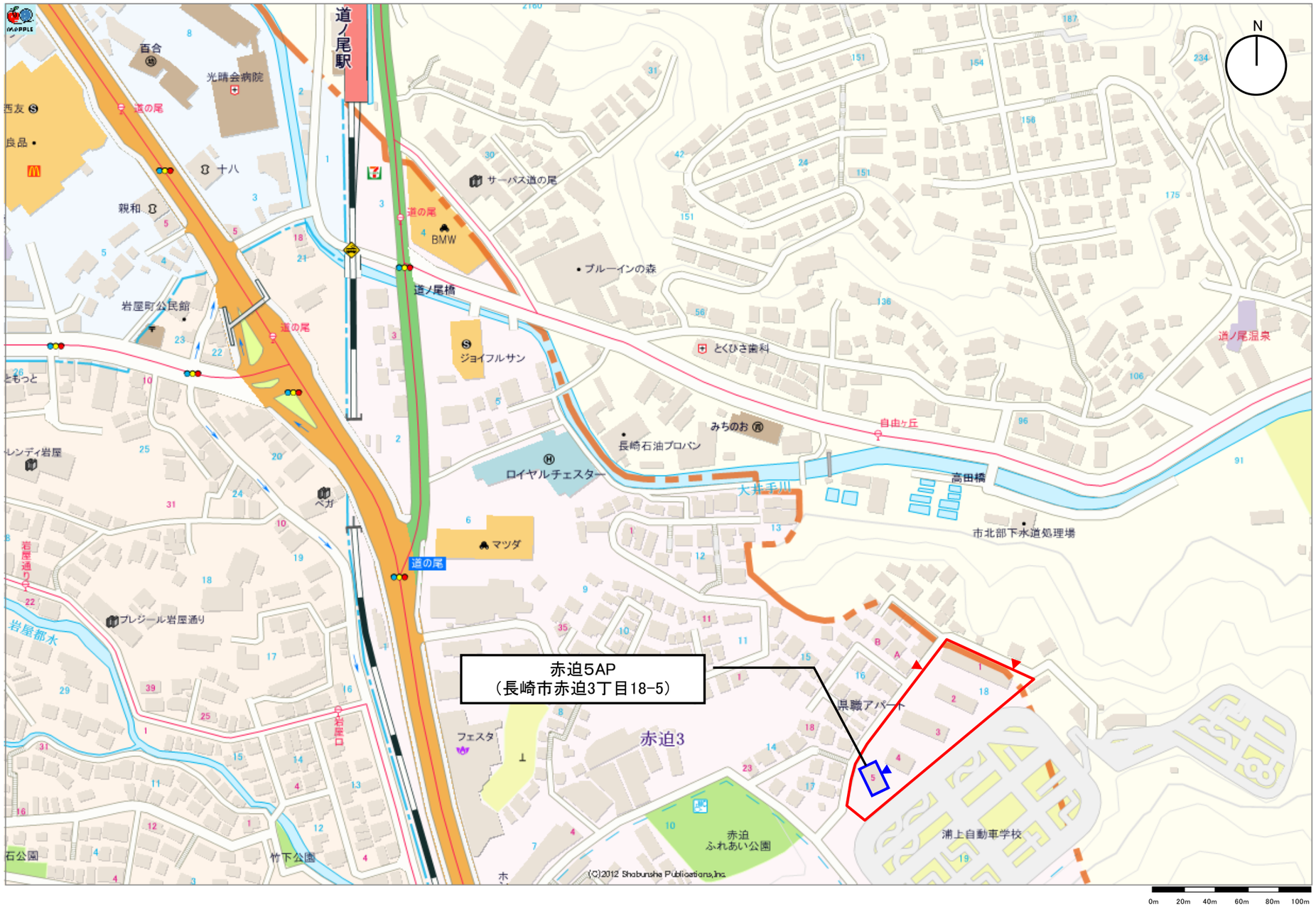

凡例
▲ :敷地出入口
▲ :建物出入口

特記事項	建物名称	図面名称
	032_赤迫5AP	位置図

赤 迫 第 5 公 舎 屋 上 防 水 改 修 工 事

図面リスト

符号	名称	縮尺
Ａ－０１	改修工事特記仕様書（その１）	―
Ａ－０２	改修工事特記仕様書（その２）	―
Ａ－０３	改修工事特記仕様書（その３）	―
Ａ－０４	改修工事特記仕様書（その４）	―
Ａ－０５	改修工事特記仕様書（その５）	―
Ａ－０６	改修工事特記仕様書（その６）	―
Ａ－０７	改修工事特記仕様書（その７）	―
Ａ－０８	改修工事特記仕様書（その８）	―
Ａ－０９	改修工事特記仕様書（その９）	―
Ａ－１０	改修工事特記仕様書（その１０）	―
Ａ－１１	案内図・配置図	1/100
Ａ－１２	１階～Ｒ階平面図	1/100
Ａ－１３	立面図	―
Ａ－１４	矩計図	1/30
Ａ－１５	Ｒ階平面図・部分詳細図	1/50･1/30

長崎県　土木部　建築課	課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者
平成２９年　７月　　日					

赤迫第５公舎屋上防水　改修工事設計図　　平成　　年　　月（金　　枚）

仕様書

Ⅰ　工事概要

１．工事場所　　長崎市赤迫３丁目

２．敷地面積　　－

３．工事種目　　改修工事

４．工事内容　　屋上防水改修

平場部：塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂系ｼｰﾄ防水 7=1.5(機械的固定工法 S-M2)新設

立上部：塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂系ｼｰﾄ防水 7=2.0(密着工法 S-F2)新設

Ⅱ　工事仕様

１．特記事項

（１）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（２）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
　　○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　　⊙印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
（３）特記事項に記載の【　．　．】内表示番号は、建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示し、
　　（　．　．　）内表示番号は建築工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）特記事項に記載の（参　．　．）は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）巻末の各部記筋参考図
　　の当該項目を示す。
（５）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。
（６）Ⓖ印は長崎県の「環境物品等調達方針」の特定調達品目を示す。

２．工事種目　及び　共通仕様

（１）下記工事種目全てを工事範囲とする。なお、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、下記の各共通仕様による。

工事種目	共通仕様	
⊙　建築工事	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成 28年版） 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成 28年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・　電気設備工事	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 28年版） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成28年版） 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)（平成28年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・　機械設備工事	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成 28年版） 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版） 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)（平成28年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
・　昇降機設備工事	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成 28年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

（２）木造の場合は、公共建築木造工事標準仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修　平成28年度版）を適用する。

３．工事科目（●印の付いたものが対象工事）

建築工事

工事科目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別			
				概要
● 仮設工事	一式	一式	一式	
○ 土工事	一式	一式	一式	
○ 地業工事	一式	一式	一式	
○ 鉄筋工事	一式	一式	一式	
○ コンクリート工事	一式	一式	一式	
○ 鉄骨工事	一式	一式	一式	
○ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成型ｾﾒﾝﾄ板工事	一式	一式	一式	
● 防水工事	一式	一式	一式	
○ 石工事	一式	一式	一式	
○ タイル工事	一式	一式	一式	
○ 木工事	一式	一式	一式	
○ 屋根及びとい工事	一式	一式	一式	
○ 金属工事	一式	一式	一式	
○ 左官工事	一式	一式	一式	
○ 建具工事	一式	一式	一式	
○ カーテンウォール工事	一式	一式	一式	
○ 塗装工事	一式	一式	一式	
○ 内装工事	一式	一式	一式	
○ ユニット及びその他の工事	一式	一式	一式	
○ 排水工事	一式	一式	一式	
○ 舗装工事	一式	一式	一式	
○ 植栽工事及び屋上緑化工事	一式	一式	一式	
○ その他	一式	一式	一式	
○	一式	一式	一式	
	一式	一式	一式	

電気設備工事

工事科目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別			
				設備概要
○ 電灯設備	一式	一式	一式	
○ 動力設備	一式	一式	一式	
○ 受変電設備	一式	一式	一式	○3φ　kVA　○1φ　kVA
○ 電力貯蔵設備	一式	一式	一式	Ah　セル
○ 自家発電設備	一式	一式	一式	kVA
○ 雷保護設備	一式	一式	一式	○旧JIS　○新JIS
○ 構内情報通信網設備	一式	一式	一式	
○ 電話設備	一式	一式	一式	
○ 構内交換設備	一式	一式	一式	外線　回線　内線　回線
○ 拡声設備	一式	一式	一式	増幅器　W　回線
○ 音響 ○映像設備	一式	一式	一式	
○ 出退 ○情報表示設備	一式	一式	一式	
○ 電気時計設備	一式	一式	一式	
○ 誘導支援設備	一式	一式	一式	
○ テレビ共同受信設備	一式	一式	一式	
○ 自動火災報知設備	一式	一式	一式	○P型　○R型　回線
○ 中央監視制御設備	一式	一式	一式	
○ 防犯 ○入退室管理設備	一式	一式	一式	
○ 監視カメラ設備	一式	一式	一式	
○ 駐車場管制設備				
○ 構内配電線路	一式	一式	一式	
○ 構内通信線路	一式	一式	一式	

機械設備工事

工事科目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別			
			屋外	設備概要
○ 空気調和設備	一式	一式	一式	
○ 換気設備	一式	一式	一式	
○ 排煙設備	一式	一式	一式	
○ 自動制御設備	一式	一式	一式	
○ 衛生器具設備	一式	一式	一式	
○ 給水設備	一式	一式	一式	
○ 排水設備	一式	一式	一式	
○ 給湯設備	一式	一式	一式	
○ 消火設備	一式	一式	一式	
○ 厨房機器設備	一式	一式	一式	
○ ガス設備	一式	一式	一式	
○ 浄化槽設備			一式	

昇降機設備工事

工事科目 ＼ 建物別	工事種別			
				設備概要
○ 一般エレベーター	一式	一式	一式	
○ 一般油圧エレベーター	一式	一式	一式	
○ 普及型エレベーター	一式	一式	一式	
○ 非常用エレベーター	一式	一式	一式	
○ 機械室レスエレベーター	一式	一式	一式	
○ 小荷物専用エレベーター	一式	一式	一式	
○ エスカレーター	一式	一式	一式	
	一式	一式	一式	

290401

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	・建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成28年版）　(1.1.1) ・構内舗装・排水設計基準（平成27年版） ・工事写真の撮り方（建築編）平成21年版　長崎県土木部建築課 ・工事写真の撮り方（建築設備編）平成21年版　長崎県土木部建築課 ・敷地調査共通仕様書　（平成23年版） ※長崎県建設工事共通仕様書（平成29年４月長崎県土木部）第１編 共通編第１章 総則 ただし、上記の長崎県建設工事共通仕様書と本特記仕様書に、同じ項目が記載されている場合は、本特記仕様書による。なお、総則本文中の「長崎県土木工事検査基準」、「長崎県土木工事検査指導幹職務要綱」、「工事数量総括表」、「段階確認」、「出来形数量の算出」、及び、１－１－４６条第３項の項目等については適用しない。 また、第１－１－３２条第１８項本文は『受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。』と読み替えて運用する。 また、第１編 共通編第１章 総則以外を適用する場合は特記による。
	2 設備工事との取合い	受注者は、設備機器の設置、取合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。　(1.1.7)
	③ 施工計画書	総合施工計画書　(1.2.2) 受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。　ただし、請負金額が500万円未満であっても監督職員の指示があった場合は提出する。　また、内容を変更する必要が生じた場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずるものとする。 （１）工事概要 （２）実施工程表 （３）現場組織表 （４）施工体系図 （５）主要工種 （６）品質計画　（品質目標、品質管理方針、重要管理項目、工種別施工計画書作成要領、 （７）養生計画　検査立会項目等） （８）緊急時の体制及び対応 （９）安全対策 （10）環境対策 （11）仮設計画 （12）現場の就業時間 （13）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 （14）産業廃棄物処理フロー図 （15）総合評価に関する事項（誓約項目、技術提案または施工計画）※総合評価落札方式実施時のみ （16）その他 工種別施工計画書 受注者は、各種工事の施工前に先立ち、以下の内容を含む工種別施工計画書を作成し、監督職員に提出する。　ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は省略できる。 （１）工種別工程表 （２）管理組織図 （３）主要資材 （４）施工管理計画（品質管理、出来形管理） （５）施工方法 ⊙施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算 標準風速（Vo）　３４　ｍ/ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ ・上記風圧力の1.3倍の風圧力に対する安全性を確保する。 ・上記風圧力の1.15倍の風圧力に対する安全性を確保する。 適用工種　・ALCパネル（外壁・屋根）　・押出成型ｾﾒﾝﾄ板（外壁）　・外壁石張（乾式） ・長尺金属板葺　・折板葺　・アルミ笠木　・ガラスブロック ⊙シート防水（機械式）　・屋上緑化システム
	4 工事報告	工事月報　※　作成する　・　作成しない　(1.2.4) 受注者は、当月の工事の全般的な経過を記載した工事報告書を作成し、監督職員に提出する。 履行報告書　・　作成する　※　作成しない 中間前金払を選択した場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に実施工程表、出来高数量、完成部分の状況写真を含めて発注者に提出する。
	5 電気保安技術者	・要　※不要　(1.3.4)
	6 工事関係者連絡会議	※組織する　(1.3.7) 受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合には、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、工事関係者連絡会議を組織する。
	⑦ 発生材の処理等	・発注者に引渡しを要するもの（・金属類　・ＰＣＢ含有物　・　　）　(1.3.11) 引渡し場所　※構内　・ 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 ・本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に、特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年５月31日法第104号。以下、「建設リサイクル法」という。）施工令又は長崎県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な処置を講ずる。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 工程ごとの作業内容 工種ごとの作業内容 １．造成等　造成等の工事　・有　・無 ２．基礎・基礎ぐい　基礎・基礎ぐいの工事　・有　・無 ３．上部構造部分・外装　上部構造部分・外装の工事　・有　・無 ４．屋根　屋根の工事　・有　・無 ５．建築設備・内装等　建築設備・内装等の工事　・有　・無 ６．その他　その他の工事　・有　・無 受注者は、工事に先立ち、入札後、契約書作成までに次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面により発注者（監督職員）へ提出すること。 １．分別解体等の方法 ２．解体工事に要する費用（受注者の見積金額） ３．特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（受注者の見積金額） 受注者は、当該建設工事に係わる特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化報告書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出する。 ・本工事は、建設リサイクル法等の対象工事外であるが分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を行う。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項（続き）	⑧ 既存建物との取合い	受注者は、工事中、取合工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復する。　(1.3.12)
	⑨ 環境への配慮	本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から４）を満たすものとする。　(1.4.1) １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極**めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じ**た材料を使用する。 ２）接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ３）接着材は可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く。）が添加されていない材料等を使用する。 ４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次の通りとする。 規制対象外 ①建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアル ②建築基準法施行令第20条の７第４項より国土交通大臣の認定を受けた材料 第三種品 ①建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 アスベスト含有材料 本工事に使用する材料については、アスベストを含有しないものとする。
	⑩ 材料の品質等	同等以上の材料・機材等の使用　(1.4.2) 本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能と同等以上のもを使用する。 ただし、製造業者等が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 材料・機材等の品質及び性能 本工事に於いて、ＪＩＳ及びＪＡＳマークの表示のない材料を使用する場合の材料及び機材等の製造業者等は、次の（1）から（6）のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 （１）品質及び性能に関する試験データを整備していること （２）生産施設及び品質の管理を適切に行っていること （３）安定的な供給が可能であること （４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること （５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （６）販売、保守等の営業体制が整えていること
	⑪ 施工条件	⊙現場説明書による　(建1.3.5)(電1.3.3)(機1.3.3)
	12 化学物質の濃度測定	施工完了時に指定した室の測定対象化学物質の室内濃度を測定し、監督職員に報告すること。　(1.5.9) 測定は、パッシブ型採取機器により行う。 測定対象化学物質 ・学校施設 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ・学校以外の施設 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定場所（※図示　・　　） 測定箇所数（　）箇所
	13 技能士	※適用する。　(1.5.2) 適用工事種別 ／ 技能検定作業 仮設工事 ／ ・とび作業 鉄筋工事 ／ ・鉄筋組立作業 コンクリート工事 ／ ・型枠工事作業　・コンクリート圧送工事作業 鉄骨工事 ／ ・構造物鉄工作業　・とび作業 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形セメント板工事 ／ ・コンクリートブロック工事作業 ・ＡＬＣパネル工事作業 防水工事 ／ ・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業 石工事 ／ ・石張り作業 タイル工事 ／ ・タイル張り作業 木工事 ／ ・大工工事作業 屋根及びとい工事 ／ ・内外装板金作業 金属工事 ／ ・鋼製下地工事作業　・内外装板金作業 左官工事 ／ ・左官作業 建具工事 ／ ・ビル用サッシ施工作業　・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業 カーテンウォール工事 ／ ・金属製カーテンウォール工事作業 塗装工事 ／ ・建築塗装作業 内装工事 ／ ・プラスチック系床仕上工事作業　・畳製作作業 ・ボード仕上げ工事作業　・壁装作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 排水工事 ／ ・建築配管作業 植栽工事 ／ ・造園工事作業 機械設備工事 ／ ・建築配管作業 ・保温保冷工事作業 ・ダクト板金作業 ・冷凍空気調和機器施工作業
	14 設計ＧＬ	※図示
	15 特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

赤迫第５公舎屋上防水改修工事	工事 設計図	図番
改修工事特記仕様書（その１）	平成２９年版	A-01

① 一般共通事項（続き）

⑯ 工事写真

下記工事写真を監督職員に提出する。

区　分	分　類	規格（サイズ）	部　数	備考
※着工前	※ カラー ・	※　サービス版程度 （127mm×89mm程度） ・	※3部 ・1部	
※工事中			※1部 ・	
※完成時			※3部 ・1部	外観4面のみ 2部増

詳細については「工事写真の撮り方」（長崎県土木部建築課）による。

工事写真の綴じ方は、「工事写真の綴じ方」（長崎県土木部建築課）による。

17　完成写真

下記完成写真を監督職員に提出する。ただし、原版は撮影業者の保管とする。

分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原板の大きさ
・カラー ※キャビネ版 ※べた焼 （他に外観正面1カットのみ5枚（カラーキャビネ版）提出）	外部（　）　内部（　）	※2　・6	フィルムカメラ ※　60×90以上 ・　24×36以上
・カラー半切木製パネル 324×400(mm)	外部（　）　内部（　）	※2　・	
・電子データ	外部（　）　内部（　）	※2　・	デジタルカメラ ※2000万画素以上

電子データは、ＲＧＢ（フルカラー）、ＪＰＥＧ形式最高画質とし、ＣＤ－Ｒにて提出とする。
完成写真は下記業者の撮影とし、箇所及び方法については監督職員の指示による。
※撮影業者は、監督職員の承諾する建築完成写真撮影の実績がある業者とする。

18　完成図　(1.7.1, 2)

※提出する
完成図の種類
※表1.7.2による他、矩形図、植栽図、構造図及び面積表
・（　　）

完成図の原図サイズ及び仕様

・原図	部数	1部
※図面	形態	Ａ（　）版2つ折り製本
	部数	（　）部
※CADデータ	形態	ＣＤ－Ｒ
	ファイル形式	ＤＸＦ形式及びオリジナル形式
	部数	1部

⑲ 施工図　(1.7.1, 2)

※　提出する　　提出部数　※２部（内１部は受注者控え）　・（　　）部
工事完成後は監督職員の指示する施工図を提出する。なお、本工事に係る施工図等の著作者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。

20　施工計画書（完成図書）　(1.7.1) (1.2.2)

※　提出する　　提出部数　※２部（内１部は受注者控え）　・（　　）部
工事完成後は監督職員の指示する施工計画書を提出する。なお、本工事に係る施工計画書等の著作者の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。

21　保全に関する資料　(1.7.3)

※　提出する　　提出部数　※２部　・（　　）部
1.7.3(a)の他、下記について必要事項を記入の上監督職員に提出する。
提出は、所定の様式及び電子ファイルとする。
管理者のための建築保全の手引き（改訂版）（建設大臣官房官庁営繕部監修）

22　瑕疵点検

瑕疵点検の時期
竣工後　　※１年　　※２年
瑕疵点検を行うときは、事前に内容、方法、立会等について監督職員に確認を受ける。

23　工事監理連絡会

受注者は、契約後1ヶ月以内に設計図書の照査を行い、質問や提案事項等を整理し、監督職員が確認できる資料および質問書を書面により提出すると同時に、工事監理連絡会の開催を要請する。

㉔ 産業廃棄物の一時保管

現場内における産業廃棄物の一時保管をする際は下記の掲示を行い適切に管理すること。
※掲示板の大きさ　縦60cm以上×横60cm以上
（例）

産業廃棄物保管場所
廃棄物の種類　　○○○○
最大積み上げ高さ
注意事項　※　○.....
　　○.....
保管場所の管理者○○社　○○　太郎
連絡先　電話　1234-5678

※　注意事項の例
・関係者以外立入禁止
・許可なく容器等の持出しを禁ず
・分別の徹底等

25　解体工事等における石綿障害予防措置について

受注者は、解体工事等を行う現場において、石綿等の使用の有無を事前に調査した結果等を、作業員及び公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去を行う際は、作業場所を隔離すること。
石綿等の除去を行う際は、作業場所を隔離するとともに、隔離作業場所の排気ろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること。　また、隔離作業場所を負圧に保つとともに、隔離作業場所の出入口に前室を設置すること。
隔離の解除にあたり、事前に隔離作業場所内における石綿等の粉じんを処理すること。
受注者は、石綿等の除去を行う作業員に、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用させなければならない。

26　舗装版切断作業時

受注者は、舗装切断時に発生する排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、その排水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。ただし、現場条件等により、これにより難い場合は、産業廃棄物担当部局と協議のうえ適正に処理しなければならない。
受注者は、舗装切断時に排水が生じない工法（空冷式等）と採用した場合は、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵は上記と同様、適正に運搬処理を実施しなければならない。
なお、上記記載の発生する排水及び収集した粉塵の処理は、「発生材の処理等」による。

㉗ 建設工事中の火災保険について

工事請負契約約款第５３条により火災保険に付さなければならない工事目的物、工事材料及び始期と終期は次のとおりとする。　ただし、解体工事、植栽工事、外構工事等火災の恐れのない工事はこの限りではない。　また、契約時に保険証券の写しを２部契約担当者に提出すること。

保険対象物	保険対象金額	始期	終期
建築物	請負金額	着工時	工期から１ヶ月後まで

「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋

特記仕様書の適用基準等では、長崎県建設工事共通仕様書（平成29年４月長崎県土木部）第１編 共通編第１章 総則を適用することとしていますが、この仕様書の中でも特に注意していただきたい事項について抜粋して掲載しています。（以下に記載している項目だけが適用されているものではないので注意してください。）
この抜粋は、特記事項とは異なるため、本工事に該当する項目は適用することになります。

１－１－７ 工事実績情報の登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。
なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。
また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事実績）」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに発注者に提示し、「完成時」は提出しなければならない。
なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

１－１－12 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合は、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
（１）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
（２）下請負者が長崎県の入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
（３）下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。　なお、下請契約を締結するときには、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。
（４）下請負者が当該企業体の構成員でないこと。

１－１－13 下請契約書及び下請代金内訳書

（１）受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。　また、受注者は、下請契約を締結した場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書（提出書類様式集の記載例の内容を満足したもの）の写しを添付したものを下請契約締結後、速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。　ただし、工期のみの変更の場合はこの限りではない。
（２）受注者は、下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）へ上記と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から上記の資料を集約のうえ、監督職員に提出する。

１－１－14 施工体制台帳及び施工体系図

1．受注者は、工事を施工するために、下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。
また、受注者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。　なお、施工体制台帳には、次の（１）～（４）を記載すること。
（１）建設業法第２４条の７第１項及び建設業法施工規則第１４条の２に掲げる事項
（２）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
（３）監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真
（４）一次下請けとなる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期
2．受注者は、下請負契約を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。　また、受注者は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者がが見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
3．受注者は、発注者から、工事の施工の技術上監理をつかさどる者（監理技術者または主任技術者）の設置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
4．受注者は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出並びに掲示物の変更をしなければならない。

１－１－16 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に報告するものとする。

１－１－22 建設副産物

1．受注者は、建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）を尊種守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
3．受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合にこれを提示しなければならない。　なお、受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。
4．受注者は、建設資材の利用及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が500万円以上の場合には、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
5．受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後、速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進進実施書を電子ファイル（建設リサイクルデータ統合システム（ＣＲＥＤＡＳ）により作成されたもの）とともに監督職員に提出しなければならない。
6．受注者（排出事業者）は、次のことに留意し、建設廃棄物の適正な処理に努めなければならない。
（１）建設廃棄物を搬出する際は、事前に建設廃棄物処理委託契約を結ばなければならない。

１－１－31 使用人等の管理

1．受注者は、使用人等（下請負者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

１－１－35 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、所轄労働基準監督署及び所轄警察署などのほか関係機関へ直ちに連絡し、適正に処理しなければならない。　また、所定の様式（事故等発生速報、事故等発生報告書、事故報告書（休業日数４日以上の場合））を監督職員が指示する期日までに、提出しなければならない。

１－１－36 環境対策

1．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年３月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を尊守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
6．受注者は、工事の施工にあたり下記表に示す建設機械を使用する場合は、表１-３の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51条）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月８日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18年３月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。
排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

表１-３

機　　種	備　考
一般工事用建設機械 ・バックホウ（ベースマシン含む）　・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ　・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・油圧ハンマ　・バイブロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機　・油圧式杭圧入引抜機 ・アースオーガ　・オールケーシング掘削機 ・リバースサーキュレーションドリル　・アースドリル ・地下連続壁施工機　・全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。　ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

１－１－41 施工時期及び施工時間の変更

1．受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でもその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
2．受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、現道上の工事または監督職員が把握していない作業を行う場合は、事前に理由を付して監督職員に報告しなければならない。

１－１－46 保険の付保及び事故の補償

4．受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
5．受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
6．受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事の着手前（工期始期日から30日以内）に、発注者に提出しなければならない。
また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

１－１－50 現場技術者等の腕章着用

1．受注者が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。
（例１）　現場代理人の場合

（例２）監理技術者、主任技術者の場合

（例３）現場代理人と技術者を兼務している場合

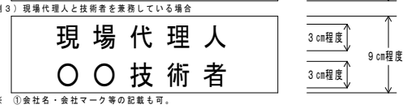

※　①会社名・会社マーク等の記載も可。
②既に使用の腕章で類似品も可。

2．請負代金が500万円以上の工事の場合には、受注者が配置する監理技術者、主任技術者（下請の主任技術者を含む）、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料(技術者証や免許証等)を携行しなければならない。

１－１－51 暴力団等による不当要求の排除対策

受注者は、当該工事の施工にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成22年4月1日一部改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。　なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
1．不当要求を受けた場合（下請け業者が受けた場合も含む）は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督職員に通知通知すること。
2．不当要求による被害または工事妨害を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む）は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
3．上記１、２の排除対策を講じたにもかかわらず、上記２の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合には、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

１－１－53 資材等の県内優先調達

1．受注者は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用しなければならない。
ただし、ＷＴＯ対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする。
2．受注者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した資材（アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。）を工事完成までに、書面（様式－2）（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。
3．受注者は、請負金額が500万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面（様式－３（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内産資材を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。　ただし、ＷＴＯ対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。
4．受注者は、工事に使用する資材等については、長崎県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければならない。
県内生産品とは
①長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。
「材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したもの（二次製品）であれば、県内生産品として取り扱う」
②長崎県建設工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）その他関連する仕様書等の基準を満たす資材・製品であること。

１－１－54 下請人の県内優先活用

1．受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定しなければならない。また、当該下請負人を受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が同様の義務を負う旨を定めなければならない。　ただし、ＷＴＯ対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定するよう努めるものとする。
2．受注者は、請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面（様式－１（県内業者、県内産建設資材の活用用）：下請企業使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。
3．受注者は、請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式－４（県内業者、県内産建設資材の活用用）:長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、ＷＴＯ対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。
なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。

１－１－56 ダンプトラック等による過積載等の防止

ダンプトラック等による過積載等の防止について
1．工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
2．過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
3．資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
4．さし枠の装着又は物品載荷装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
5．「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下、「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
6．下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮の欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
7．運送契約による場合は、事業用車両（緑ナンバー）を使用すること。
8．長崎県内ナンバー車両優先使用に努めること。
9．以上のことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。

１－１－57 交通誘導警備員

受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備検定合格者（１級又は２級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾を得た者については、この限りではない。

資　格	資　格　要　件
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を終了した者 ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上である者。

② 仮設工事

① 足場その他

内部足場　※脚立、足場板等　・（　　）　[2.2.1] [表2.2.1]

外部足場　(・)設置する　・設置しない　[2.2.1]

種別	外部足場等
※A種	施工箇所に枠組み足場を設ける
・B種	施工箇所面にくさび式緊結式足場を設ける
・C種	施工箇所面に単管本足場を設ける
・D種	仮設ゴンドラを使用する
・E種	移動式足場を使用する

・防護シートを設置する。
・防音シートを設置する。

材料・撤去材等の運搬方法
・A種　・B種　・C種　・D種　・E種

② 既存部分の養生

既存部分の養生　(・)行う　・行わない　[2.3.1]
養生方法　※ビニルシート等による　・（　　）

既存家具等の養生　・行う　・行わない　[2.3.1]
設置範囲及び養生方法　※ビニルシート等による　・図示

開口部の養生　・行う　・行わない　[2.3.1]
養生方法　・合板張りによる　・（　　）
設置範囲　※図示　・（　　）
[2.3.1]

固定された備品、机、ロッカー等の移動
※行わない　・行う（図示）

3　仮設間仕切り

仮設間仕切り等の種別　[2.3.2] [表2.3.1]

種　別	下　地		仕上材（厚さ　mm）	充てん材	塗　装
・A種	※軽量鉄骨	両面	・合板（※9.0　・　　）	厚さ　mm	※無し
・B種	・木下地	片面	※せっこうボード（※9.5　）		・片面
・C種	単管下地	全面	防炎シート		
仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉		※合板張り程度　・ ※片面フラッシュ程度　・		※無し ・有り

4　監督職員事務所　・既存建物内の一部を使用する　・構内に設置する　※設けない　[2.4.1]
・規模及び仕上げの程度は現場説明書による

⑤ 工事用水　構内既存の施設　・利用できる（・有償　・無償）　※利用できない

⑥ 工事用電力　構内既存の施設　・利用できる（・有償　・無償）　※利用できない

3-0 土工事

1　埋戻し及び盛土　種別　・A種　※B種　・C種　・D種　[3.2.1] [表3.2.1]
C種の場合（発生場所　　）
（連絡先　　）
（運　搬　・発生原因者側　・本工事　　km　）

2　建設発生土の処理　※現場説明書による。　(3.2.5)
・構外搬出適切処理
・構内指示の場所にたい積
・構内指示の場所に敷き均し

③ 防水改修工事

① 共通事項　施工標識　※監督職員と表示内容を協議し、指示の位置に標識を取り付ける
改修用ドレン（POAS、POAS1、POD、POD1、POS、POS1、POXの場合）
取付方法等は、ルーフィング類製造所の仕様による

2　降雨等に対する養生方法（とい共）　※改修標準仕様書3.1.3(e)(1)～(3)による　[3.1.3]

③ 既存防水の処理　既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）
・行わない
既存防水層の撤去　(・)行う（範囲　(・)図示　・　　）
・行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う（・M4AS　・M4AS1　・M4C　・M4D1　・L4X）
・行わない

④ 既存防水層の下地補修　既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示　・　[3.2.6]
POS工法及びPOS1工法（機械式固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び措置　※改修標準仕様書3.2.6(d)(3)(vii)③～③による　・

5　アスファルト防水　屋根保護防水　[3.3.2~5]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材G	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A－1 ※A－2 ・A－3			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm以上 ・	・乾式 保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ 押え ・れんが 押え
・P1B	・B－1 ※B－2 ・B－3				
・P2AI	・AI－1 ※AI－2 ・AI－3		（材質） ※JIS A 9521による押出ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き)又はJIS A 9511によるA種押出ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温板3種b(ｽｷﾝあり) （厚さ）・25mm　・	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度	
・P1BI ・T1BI	・BI－1 ※BI－2 ・BI－3				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書3.3.3から表3.3.9による　・
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書3.3.3から表3.3.9による　・
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上
床タイル張り　※水下　60mm以上

・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
金属複合板　：金属板と樹脂を積層一体化したもの
（品質・性能・試験方法）
（一財）公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能の評価品

③ 防水改修工事（続き）

6　改質アスファルトシート防水

屋根露出防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用G	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	・有 ・無	
・M3D ・P0D	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	・有 ・無	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2		（材質） ※JIS A 9521による硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規定に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの （厚さ）・25mm　・	・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	・有 ・無	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定による　・
・脱気装置の種類（　　）、設置数（　　）㎡当たり1個
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示　・

屋内防水

工法	種別	施工箇所	備考
・P1E ・P2E	・E－1 ※E－2		保護層　・設ける ・設けない

押え金物の材質及び形状
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
屋根排水溝　※図示　・

防水層の種別　[3.4.2-3]

工法	種別	施工箇所	断熱材G	高日射反射率防水の適用G	備考
・MA4S	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・有 ・無	
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・有 ・無	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・有 ・無	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・M3AS1 ・M4AS1 ・POAS1	・AS1-T1 ・AS1-J1		（材質） ※JIS A 9521による硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの （厚さ）・25mm　・	・有 ・無 ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない 防水層 ・設ける ・設けない

仕上塗料　・カラー　・シルバー
種類　※製造所の指定による　・
使用量　※製造所の指定による　・
改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
脱気装置の種類及び設置数量　[3.5.2~4] [表3.5.1~3]
※改質アスファルトシート製造所の指定による　・
押え金物
※改質アスファルト製造所の仕様による

7　合成高分子系ルーフィングシート防水

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材G	高日射反射率防水の適用G	備考
・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・ ・ ・ ・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・S3S	・S-F1 (・)S-F2	立上り部		・ ・	脱気装置 ・設ける (・)設けない
・M4S	・S-M1 (・)S-M2 ・S-M3	平場部		・	脱気装置 (・)設ける ・設けない
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2		（材質） ※改修標準仕様書3.5.2(c)(3)(ii)による （厚さ）・25mm　・	・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・SI-M1 ・SI-M2		（材質） ※改修標準仕様書3.5.2(c)(3)(i)による （厚さ）・25mm　・	・ ・	

仕上塗料　(・)カラー　・シルバー
種類　※製造所の指定による　・
使用量　※製造所の指定による　・

290401

③ 防水改修工事（続き）

7　合成高分子系ルーフィングシート防水（続き）

屋内防水

工法	種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	保護層 平場のモルタル塗り 床塗り工法	保護層 平場のモルタル塗り 下地モルタル塗り	保護層 立上り部の保護モルタル塗り厚さ	備考
・S－C1	・	・	※改修標準仕様書6.15.6(b)(2)及び(3)に準ずる ・	※改修標準仕様書6.15.6(c)(1)に準ずる ・		※7mm以下 ・	

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ

ルーフィングシートの種類及び厚さ　※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
絶縁用シートの材質　※発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質及び寸法形状
※厚さ0.4mm以上で防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板
脱気装置の種類及び設置数量　※ルーフィングシート製造所の指定による　・
・脱気装置の種類（　　）、設置戸数（　　）㎡当り1個
既存防水下地がPCコンクリート部材及びALCパネル下地で種別S-C1の場合の目地処理
・行う（図示　　）　・行わない
PCコンクリート部材の入隅部に増張り（種別S-F1、SI-F1、S-C1の場合）
・行う（図示　　）　・行わない
ALCパネル下地の入隅部に増張り（種別S-C1の場合）
・行う（図示　　）　・行わない

8　塗膜防水　[3.6.2-3]

工法	種別	施工箇所	高日射反射率防水の適用G	備考
・POX	※X-1 ・X-2 ・		・有 ・無	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ドレン　・設ける　・設けない
・L4X	・X-1 ※X-2 ・		・有 ・無	脱気装置　・設ける　・設けない
・P1Y	※Y-2 ・		・有 ・無	保護層　・設ける　・設けない
・P2Y	※Y-2 ・		・有 ・無	保護層　・設ける　・設けない

脱気装置の種類及び設置数量　※主材料製造所の指定による　・
・脱気装置の種類（　　）、設置戸数（　　）㎡当り1個
仕上塗料　・カラー　・シルバー
種類　※製造所の指定による　・
使用量　※製造所の指定による　・

⑨ シーリング

シーリング改修方法の種類　[3.7.2~8]
・シーリング充填工法
(・)シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
エッジング材張り　・適用する　・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリング材の目地寸法　※改修標準仕様書3.7.3(a)（1）～（3）による　・
接着性試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験　[3.7.8]

⑩ とい

といの材種　[3.8.2-3]

種別	材　種	径	施工箇所	備　考
たてどい	・硬質ポリ塩化ビニル管			
	・配管用鋼管			
	・ステンレス鋼管			SUS304,厚2
	・ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ発砲三層管G			
	・			
軒どい	・			

ルーフドレン

種別	施工箇所
(・)ろく屋根用　(・)縦型　・横型）	屋上
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※図示　・
鋼管製といの防錆巻き　※改修標準仕様書3.8.5による　・
といの受金物　※ステンレス製　・鋼製（亜鉛めっき）
ルーフドレンの取付け　※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

11　アルミニウム製笠木　[3.9.2-3]

施工箇所	種　類	製品幅	呼称肉厚	表面処理	皮膜・複合皮膜
	・押出し250形	・260～240	・1.6以上	・A-1種 又は B-1種	・AA15 ・A1 ・A2 ・B
	・押出し300形	・300	・1.8以上		
	・押出し350形	・350	・2.0以上		
	・（　　）	・（　　）	・2.0以上		
	・板材折曲げ形 ・ｵｰﾌﾟﾝ形式 ・ｼｰﾙﾄﾞ形式	・（　　）	・2.0以上	・（　　）	

既存笠木等の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）
・行わない
下地補修の工法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・
積上避雪導体システム　・無　・有

12　折板葺　(13.3.2~3) (表13.2.1)

形式	※重ね形　・はぜ締め形　・かん合形
形状（mm）	山高（　　）　山ピッチ（　　）　板厚※0.6　・0.8
材料 （規格等）	※塗装溶融55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 （CGLCCR－20－AZ150） ・
軒先面戸板	※有り　・無し
断熱材	※有り（種別：　　厚さ：　　mm）　・無し
耐火性能	※30分耐火　・無し

4 外壁改修工事

1　施工数量調査　調査範囲　※外壁改修範囲　・図示の範囲　[1.5.2]
調査内容
ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタル張仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状、寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。
調査報告書の部数　※2部　・

2　可とう性エポキシ樹脂　（品質・性能・試験方法）　[4.2.2]
（一財）公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能の評価品

3　パテ状エポキシ樹脂　（品質・性能・試験方法）　[4.2.2]
（一財）公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能の評価品

4　エポキシ樹脂モルタル　（品質・性能・試験方法）　[4.2.2]
（一財）公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能の評価品

5　ポリマーセメントモルタル　（品質・性能・試験方法）　[4.2.2]
（一財）公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能の評価品

6　ポリマーセメントスラリー　[4.2.2]

広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮)	引張接着性 (材齢28日)	曲げ性能 (材齢28日)	吸水性 (72時間)	耐久性 (劣化曲げ強さ)
3以上	3%	0.49 N/㎟以上	4.9 N/㎟以上	15%以下	4.9 N/㎟以上

保水係数　0.35 ～ 0.55
粘調係数　0.50 ～ 1.00

7　既製調合モルタル　モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場にて所定の割合に配合した材料とする。　[4.2.2]
（品質・性能・試験方法）
建築材料等品質性能表による

4-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁

1　ひび割れ部改修工法　[4.2.2] [4.3.4~6]
・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※ 200～300　・	※ 130　・
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・ 50～100　・	※ 40　・
	0.3以上～0.5未満	・ 100～200　・	※ 70　・
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・ 150～250　・	※ 130　・
			・

エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形
コア抜取り検査　・行う
※行わない
抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個　・
抜取り部の補修方法　※図示　・

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　※行う
・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

2　欠損部改修工法　※充填工法　[4.2.2] [4.3.7]
※エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・

3　鉄筋腐食の補修　回復目標レベル　[改修監理指針4.9.3] [改修監理指針図4.9.4]
※恒久　・延命　・暫定
補修の方法
・ひび割れ補修工法
・鉄筋腐食補修工法
含浸材使用　・有り　・無し
表面被覆　・無し　・中性化抑制材料　・塩化物浸透抑制材料
・鉄筋腐食抑制工法
・中性化抑制工法　・塩害抑制工法

赤迫第5公舎屋上防水改修工事		工事 設計図	図番
改修工事特記仕様書（その3）	平成29年版		A-03

4-2 外壁改修工事　モルタル塗り仕上げ外壁

1　既存モルタル塗りの撤去

行う　・全面　※図示の範囲

2　ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　[4.4.2] [4.4.5~7]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※ 200～300　・	※ 130　・
			・
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・ 50～100　・	※ 40　・
	0.3以上～0.5未満	・ 100～200　・	※ 70　・
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・ 150～250　・	※130　・
			・

エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形
コア抜取り検査　・行う
※行わない
抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個　・
抜取り部の補修方法　※図示　・

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　※行う
・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

3　欠損部改修工法

・充填工法　[4.4.2] [4.4.8, 9]
・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル

・モルタル塗替え工法
既製目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※図示　・

4　浮き部改修工法　[4.2.2] [4.4.10~15]

工法の種類	アンカーピンの本数(本/㎡) 一般部	アンカーピンの本数(本/㎡) 指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 指定部	充填量(ml/箇所)	注入量(ml/箇所)
・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※ 16 ・	※ 25 ・	―	―	※ 25 ・	―
・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	―	※ 25 ・
・アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	―	※ 50 ・
・注入口付アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	―	―	※ 25 ・	―
・注入口付アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	―	※ 25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	―	※ 50 ・
・充填工法	―	―	―	―	―	―
・モルタル塗替え工法	―	―	―	―	―	―

アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの

注入口付アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm
・

充填工法
・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル

モルタル塗替え工法
既製目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※図示　・

4-3 外壁改修工事　タイル張り仕上げ外壁

1　既存タイル張りの撤去

外壁タイル張り全面　・図示の範囲
撤去範囲　※下地モルタルまで　・張付けモルタルまで　・タイルのみ

2　ひび割れ部改修工法

改修箇所　※既存タイル張り面　[4.2.2] [4.5.5, 6]
・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面）

・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	※ 200～300　・	※ 130　・
			・
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・ 50～100　・	※ 40　・
	0.3以上～0.5未満	・ 100～200	※ 70　・
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・ 150～250　・	※ 130　・
			・

エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形
コア抜取り検査　・行う
※行わない
抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個　・
抜取り部の補修方法　※図示　・

・Uカットシール充填工法（既存タイル撤去面）
・シーリング材
充填材料　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う
・行わない

・可とう性エポキシ樹脂

4-3 外壁改修工事　タイル張り仕上げ外壁（続き）

3　欠損部改修工法

・タイル部分張替え工法　[4.2.2] [4.5.7, 8]
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系又はウレタン樹脂系

・タイル張替え工法
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系又はウレタン樹脂系

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置　※改修標準仕様書表4.5.1による　・
目地寸法　※改修標準仕様書表3.7.3による　・　[3.7.3]

タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験　・行う　・行わない

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイル張りの工法
外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り
外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系　・
伸縮調整目地その他の目地　※変成シリコーン系　・

4　浮き部改修工法　[4.2.2] [4.5.9~15]

工法の種類	アンカーピンの本数(本/㎡) 一般部	アンカーピンの本数(本/㎡) 指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 指定部	充填量(ml/箇所)	注入量(ml/箇所)
・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※ 16 ・	※ 25 ・	―	―	※ 25 ・	―
・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	―	※ 25 ・
・アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	―	※ 50 ・
・注入口付アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	―	―	※ 25 ・	―
・注入口付アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	―	※ 25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	―	※ 50 ・
・注入口付アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	―	―	※ 25	―
・充填工法	―	―	―	―	―	―
・モルタル塗替え工法	―	―	―	―	―	―

アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
・
注入口付アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm

・タイル部分張替え工法
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系又はウレタン樹脂系

・タイル張替え工法
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系又はウレタン樹脂系

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置　※改修標準仕様書表4.5.1による　・
目地寸法　※改修標準仕様書表3.7.3による　・

タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験　・行う　・行わない

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイル張りの工法
外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り
外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系　・
伸縮調整目地その他の目地　※変成シリコーン系　・

5　目地改修工法

・目地ひび割れ部改修工法　[4.5.10]
・伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法　・図示　・
シーリング用材料
種類　※改修標準仕様書表3.7.2による

6　タイルの形状、寸法等　[4.2.2]

主な用途による区分 施工箇所	形状寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用G	耐凍害性 有	無	耐汚り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・行う　・行わない
見本張り　・行う　・行わない

・モルタル塗りのコンクリート素地面の処理　・ＭＣＲ工法　・目荒し工法（高圧水洗処理）
・壁タイル張りの工法
外装タイル　※密着張り　・改良積上げ張り　・改良圧着張り
内装タイル張り以外のユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

・既製調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場にて所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能・試験方法）
建築材料等品質性能表による

290401

4-4 外壁改修工事　塗り仕上げ外壁

1　所要量の確認

工程ごとの所要量の確認　※改修標準仕様書4.6.1による　[4.6.2] [表4.6.1]

2　既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整　[4.6.3]

工法	処理範囲	下地の補修	加圧力
・サンダー工法	・既存仕上面全体　・30%　・50%	・行う	
・高圧水洗工法	※既存仕上面全体　・（　　）	・行う	・ 30～100Mpa程度 ・100～250Mpa程度
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体　・（　　）	・行う	
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・（　　）	・行う	10～ 30Mpa程度

3　下地調整塗材

※下地調整塗材（・Ｃ－１　・Ｃ－２　・ＣＭ－２）　[4.6.4]
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上げ塗材主材

4　仕上げ塗材仕上げ

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　[4.2.2] [4.6.5]
※規制対象外　・
新規仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｓｉ	・	・ゆず肌状（・吹付け　・ローラー塗り）
	・外装薄塗材Ｅ	・	・さざ波状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・	・平たん状
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・	・凹凸状（・吹付け　・こて塗り）
	・外装薄塗材Ｓ	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け　・こて塗り） ・砂壁状じゆらく ・京壁状じゆらく
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Ｓｉ	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材Ｅ	・	上塗材　・適用する　・適用しない
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・	・ゆず肌状（　・吹きつけ　・ローラー塗り）
	・可とう形複層塗材ＣＥ	・	・凸部処理　・凹凸模様
	・複層塗材Ｓｉ	・	・耐候性　※耐候性３種　・
	・複層塗材Ｅ	・	上塗材
	・複層塗材ＲＥ	・	溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系
	・防水形複層塗材ＣＥ	・	樹脂　※アクリル系　・
	・防水形複層塗材Ｅ	・	外観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材ＲＥ	・	・メタリック
	・防水形複層塗材ＲＳ	・	
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう系改修塗材Ｅ	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状 耐候性　※耐候性３種　・
	・可とう系改修塗材ＲＥ	・	上塗材 溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系 樹脂　※アクリル系　・ 外観　※つやあり　・つやなし ・メタリック
	・可とう系改修塗材ＣＥ	・	

防火材料の指定が必要な場合　[4.2.2] (15.5.2)
※建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。

5　塗膜防水仕上げ

※アクリルゴム系塗膜防水工法
ＪＩＳ　Ａ　６０２１－２０００（建築用塗膜防水剤）外壁用に適合するものとする。
ＪＡＳＳ８　Ｌ－ＡＷ同等
仕上げの形状
・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸模様

6　マスチック塗材塗り

種別　・Ａ種　・Ｂ種　（仕上材塗り　ＥＰ－Ｇ　※Ｂ種　・Ａ種）　[4.7.2] [表4.7.1]

7　外壁改修数量表

工　法	単位	寸法等	既存仕上	様名	
樹脂注入工法	m	0.2mm以上 1.0mm以下	コンクリート		
			モルタル		
			タイル		
充填工法 （エポキシ樹脂モルタル）	箇所	100×100×30 100×200×30	コンクリート		
			モルタル		
			タイル		
アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	㎡		コンクリート		
			モルタル		
			タイル		
タイル張替え	㎡		コンクリート		
			モルタル		
			タイル		

5 建具改修工事

1　改修工法　[5.1.3]

建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具	・	・	・建具表による　・
・樹脂製建具	―		・建具表による　・
・鋼製建具　・外部	・	・	・建具表による　・
・鋼製建具　・内部	・	・	・建具表による　・
・鋼製軽量建具	・	・	・建具表による　・
・ステンレス製建具	・	・	・建具表による　・

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方　※図示　・
新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示　・

2　防火戸

・適用する　適用箇所（・建具表による　・　　）　[5.1.4]
・適用しない

3　防犯建物部品

・適用する（　　）　適用箇所（・建具表による　・　　）　[5.1.7]
・適用しない

5 建具改修工事（続き）

4　アルミニウム製建具

性能等級　[5.2.2~5] [表5.2.2]
外部に面する建具　・Ａ種（建物符号　・建具表による　・　　）
※Ｂ種（建物符号　・建具表による　・　　）
・Ｃ種（建物符号　・建具表による　・　　）
防音ドアセット、防音サッシ　・遮音性の等級（・建具表による　　）
（建物符号：・建具表による　・　　）

断熱ドアセット、断熱サッシG　・断熱性の等級（・建具表による　　）
（建物符号：・建具表による　・　　）

耐震ドアセット　・面内変形追随性の等級（・建具表による　　）
（建物符号：・建具表による　・　　）

枠の見込み寸法　・建具表による　・
表面の処理
外部に面する建具　・A-1種　・A-2種　※B-1種　・B-2種　・
皮膜等の種類（※改修標準仕様書表5.2.2による　・　　）
着色（・　　）
屋内の建具　※C-1種　・C-2種　・
皮膜等の種類（※改修標準仕様書表5.2.2による　・　　）
着色（・　　）
結露水の処理方法　・図示　・
水切り板、ぜん板　・図示　※建具表による
網戸等　[5.2.3]

種類	材種	線径	網目
・防虫網	・合成樹脂製 ※ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	・ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

5　樹脂製建具

性能等級　[5.2.2] [5.3.2~5]
外部に面する建具　・Ａ種（建物符号　・建具表による　・　　）
・Ｂ種（建物符号　・建具表による　・　　）
・Ｃ種（建物符号　・建具表による　・　　）
防音ドアセット、防音サッシ　・遮音性の等級（・Ｔ－１　・Ｔ－２）
（建物符号　・建具表による　・　　）

断熱ドアセット、断熱サッシG　・断熱性の等級（・Ｈ－４　・Ｈ－５　・Ｈ－６）
（建物符号　・建具表による　・　　）

枠の見込み寸法　・建具表による　・
表面色　※標準色　・特注色
水切り板、ぜん板　※図示　・
ガラス　※複層ガラス　・

6　鋼製建具

性能等級　[5.2.2] [5.4.2~4] [表5.4.2]
簡易気密型　・適用する　（建具符号　・建具表による　・　　）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　・S-4（建具符号　・建具表による　・　　）
・S-5（建具符号　・建具表による　・　　）
・S-6（建具符号　・建具表による　・　　）

防音ドアセット、防音サッシ　・遮音性の等級（・建具表による　・　　）
（建物符号：・建具表による　・　　）
断熱ドアセット、断熱サッシG　・断熱性の等級（・建具表による　・　　）
（建物符号：・建具表による　・　　）
耐震ドアセット　・面内変形追随性の等級（・建具表による　・　　）
（建物符号：・建具表による　・　　）

鋼板

材料	めっき付着量	厚さ
・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）	※Z12又はF12　・	・標準仕様書表5.4.2による ・
・JIS G 3317（溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板）	※Y08　・	

7　鋼製軽量建具

性能等級　[5.2.2] [5.5.2~4]
簡易気密型　・適用する　（建具符号　・建具表による　・　　）
・適用しない
防音ドアセット、防音サッシ　・遮音性の等級（・建具表による　・　　）
（建物符号　・建具表による　・　　）

断熱ドアセット、断熱サッシG　・断熱性の等級（　・建具表による　・　　）
（建物符号　・建具表による　・　　）

耐震ドアセット　・面内変形追随性の等級（・建具表による　・　　）
（建物符号　・建具表による　・　　）

鋼板　※亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板　・ステンレス鋼板
鋼板の厚さ　・改修標準仕様書表5.5.1による　・
召合せ、縦小口包み板の材質　※ステンレス鋼板　・鋼板

8　ステンレス製建具

性能等級　[5.2.2] [5.4.2] [5.6.2~5]
簡易気密型　・適用する　（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　・S-4（建具符号　・建具表による　・　　）
・S-5（建具符号　・建具表による　・　　）
・S-6（建具符号　・建具表による　・　　）

防音ドアセット、防音サッシ　・遮音性の等級（・建具表による　・　　）
（建物符号　・建具表による　・　　）

断熱ドアセット、断熱サッシG　・断熱性の等級（　・建具表による　・　　）
（建物符号　・建具表による　・　　）

耐震ドアセット　・面内変形追随性の等級（・建具表による　・　　）
（建物符号　・建具表による　・　　）

鋼板（屋外）　※SUS304　・SUS430JIL　・SUS443J1　・
鋼板（屋内）　※SUS430　・SUS430JIL　・SUS443J1　・SUS304　・
表面仕上げ　※ＨＬ仕上げ　・鏡面仕上げ　・
ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通仕上げ　・角出し曲げ

赤迫第５公舎屋上防水改修工事	工事 設計図	図番
改修工事特記仕様書（その４）	平成２９年版	A-04

5 建具改修工事（続き）

9 木製建具

建具材の加工、組立時の含水率　※Ｂ種　・　【16.7.2~4】
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・

・フラッシュ戸
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板 G	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※ﾗﾜﾝ程度　・　） 不透明塗料塗り （※しな程度　・　） 板面の品質（　） 接着の程度（・１類　・２類　）	
・天然木　化粧合板 G	樹種名　（　） 接着の程度（・１類　・２類　）	
・特殊加工　化粧合板 G	化粧加工の方法 （・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　・ﾌﾞﾗｳﾄﾞ　・塗装） 表面性能（　）タイプ 接着の程度（・１類　・２類　）	

表面板の厚さ　※表16.7.6による
・かまち戸
かまち樹種　（　）　鏡板樹種（　）
見込み寸法　※36mm　・建具表による
・ふすま
張りの種別　（・Ⅰ型　・Ⅱ型　）
上張り　・鳥の子又はﾋﾞﾆﾙ紙程度　押入等の裏側は雲花紙程度
縁仕上　・塗り縁　・生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリアー塗装）
見込み寸法　※19.5mm　・建具表による
・戸ぶすま
見込み寸法　※30mm　・建具表による
・紙張り障子
見込み寸法　※30mm　・建具表による
枠、くつずりの材料　・建具表による

10 建具用金物

・マスターキー　※製作する（※新規　・既存にあわせる）　【5.7.2~4】【表5.7.1】
※シリンダー箱錠
※レバーハンドル　材質　※アルミニウム合金　・ステンレス　・黄銅
座金　※丸座　・長座
・握り玉　材質　※ステンレス
・本締り錠
（性能）
（一財）公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能の評価品
・空錠
※レバーハンドル　材質　※アルミニウム合金　・ステンレス　・黄銅
座金　※丸座　・平座
握り玉　材質　※ステンレス
・ゲレモン錠
レバーハンドルの材質　※亜鉛合金　・ステンレス
製造所　※図示
・ピボットヒンジ
カバー部の材質　※ステンレス　・亜鉛合金
・フロアヒンジ
Grade1　※Grade2
カバー部の材質　※ステンレス
・ヒンジクローザー（丁番型）
材質　・鋼（焼付け塗装）
・ヒンジクローザー（ピボット型）
材質　・鋼（焼付け塗装）
・ドアクローザー
Grade1　※Grade2
材質　※アルミニウム合金
・押棒、押板
材質　・ステンレス　・黄銅　・合成樹脂
・アームストッパー
材質　・鋼（クロームめっき）　※ステンレス
・クレセント
材質　※建具製造所の仕様による
・排煙オペレーター（※埋込　・露出）

11 自動ドア開閉装置

【5.8.2,3】

自動ドア	性能	防錆	センサーの種類	凍結防止
・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSUD-1 ・DSLD-2	※改修標準仕様書表5.8.1による ・	・適用する ・適用しない	・マストスイッチ ※光線（反射）スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ	・行う （適用箇所は建具表による） ※行わない
・SWD-1 ・SWD-2	※改修標準仕様書表5.8.1による ・			
・図示				

駆動力　※電気式または電動油圧　・（　）
電源　※単相100Ｖ（過電流保護装置付）　・（　）
補助センサー　※安全光源スイッチ１組装置付　・（　）
各開閉装置毎に補助センサーを設ける

12 自閉式上吊り引戸装置

性能　※改修標準仕様書表5.9.1による　【5.9.3】

13 重量シャッター

【5.10.2,3】

シャッターの種類	耐風圧強度	備　考
・管理用シャッター	耐風圧強度（　）N/m²	※障害物感知装置（自動閉鎖型）
・外壁用防火シャッター	耐風圧強度（　）N/m²	※危害防止機構
・屋内用防火シャッター		
・防炎シャッター		

開閉機能による種類　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構
※改修標準仕様書5.10.2（ｄ）（４）（ｉ）かつ（ⅲ）
・改修標準仕様書5.10.2（ｄ）（４）（ⅱ）かつ（ⅲ）
リモコンの有無　※無　・有（リモコン個数　個）
電動の場合の電源　※三相200Ｖ　0.75kw以下（過電流保護装置付）
管理用シャッターのシャッターケース　・設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっきの付着量　※Z12又はF12　・

5 建具改修工事（続き）

14 軽量シャッター

開閉形式　※手動式　・上部電動式（手動併用）　【5.11.2~4】
シャッターケース　※設ける　・設けない
耐風圧強度　（　）N/m²
スラットの材質
・JIS G 3312　（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっき付着量　（※Z06又はF06　・　）
・JIS G 3322　（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板）
めっき付着量　（※AZ90　・　）
スラットの形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形
ガイドレール・座板の材質　※ステンレス（SUS304）　・溶融亜鉛めっき鋼板
電動式の場合の危害防止機構　※有（障害物感知装置自動閉鎖型）
電動の場合の電源　※単相100Ｖ（過電流保護装置付）

15 オーバーヘッドドア

【5.12.2, 3】

セクション材料による区分	耐風圧　区分（Ｎ／ｍ²）	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーティカル形	・溶融亜鉛めっき鋼板 ※ステンレス鋼板（ＳＵＳ３０４）

16 ガラス

・合わせガラス　【3.7】【5.13.2~4】【表5.13.1】

材料板ガラスによる種類	構成種類	性能
・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収、フロート板合わせガラス	・Ⅰ類
・網入磨き合わせガラス	・網入磨き、フロート板合わせガラス ・網入磨き、熱線吸収板合わせガラス	・Ⅱ-1類　・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類

・強化ガラス

材料板ガラスによる種類	構成種類	性能
・フロートガラス	・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・Ⅰ類　・Ⅲ類
・型板ガラス	・型板強化ガラス	

・熱線吸収板ガラス

材料板ガラスによる種類	構成種類	色調
・熱線吸収フロート板ガラス	・１種　・２種	・ブルー　・グレー　・ブロンズ
・熱線吸収網入磨き板ガラス		

・複層ガラス

材料板ガラスによる種類	断熱性	日射熱遮へい性
・断熱複層ガラス	・１種	U1
	・２種	U2
	・３種	・U3-1　・U3-2
・日射熱遮へい複層ガラス	・４種	E4
	・５種	E5

・熱線反射ガラス

材料板ガラスによる種類	断熱性	耐久性
・熱線反射ガラス 色調（・ブルー　・グレー）	・１種	A種
	・２種	・A種　・B種
・高性能熱線反射ガラス 色調（・ブロンズ　・シルバー）	・３種	・B種

反射被覆面　・内面　・外面
映像調整　・行わない　※行う

・耐熱強化ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	厚さ（mm）	色調
・熱線吸収タイプ		・グリーン　・グレー　・ブロンズ
・熱線反射タイプ		
・（　）		

・倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色調
・フロート倍強度ガラス	――
・熱線吸収倍強度ガラス	・ブルー　・グレー　・ブロンズ

・ガラス留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
・アルミニウム製	※シーリング材（SR-1） ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 ・	※改修標準仕様書表5.13.1による ・図示 ・
・鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材（SR-1） ・	※改修標準仕様書表5.13.1による ・図示　・
・ステンレス製	※シーリング材（SR-1） ・	※改修標準仕様書表5.13.1による ・図示　・

・ガラスブロック　【5.13.5】

表面形状	呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	防火性能
・正方形 ・長方形	・	・	※クリア	※無し ・有り

17 ガラス用フィルム

名　称	種　類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	ＧＳ	※内張り　・外張り	飛散防止率　Ｄ１
・			

品質　ＪＩＳ　Ａ５７５９による

18 鍵箱

形式　・30本入（　個）・60本入（　個）・120本入（　個）・　本入（　個）
鋼製市販品とし、監督職員の承諾による。

6 内装改修工事

1 改修範囲

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲　【6.1.3】
※壁面より両側100mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま　・図示

2 既存床の撤去及び下地補修

ビニル床シート等の撤去　※仕上げ材のみ（接着剤とも）　【6.2.2】
・下地モルタルとも（・図示の範囲　・撤去範囲全て）
合成樹脂塗床材の撤去工法　・機械的撤去工法　・目荒し工法
コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修による

290401

6 内装改修工事（続き）

3 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　【6.3.2】
※改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り
（塗り厚25mmを超える場合の補修　・行う　・行わない）
・図示

4 木下地等の表面仕上げ

【6.5.1】【表6.5.1】

表面仕上げの種別	適用箇所
・Ａ種	
※Ｂ種	
・Ｃ種	

5 製材 G

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	防伐材等の適用
			※2級　・		※A種・B種・	・

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材　【6.5.2】

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	防伐材等の適用
見え掛り面			・上小節		※A種・B種・	・
見え掛り面以外			・上小節以上		※A種・B種・	・

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	防伐材等の適用
			※1等　・		※10%以下 ・A種・B種・	・

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	防伐材等の適用
			（　） 造作材の場合 （※A種　・B種）	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種・B種・ ・	・

・代用樹種を使用できない箇所（　）

6 造作用集成材 G

【6.5.2】
ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	防伐材等の適用
			※１等　・２等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	防伐材等の適用
					※１等　・２等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	防伐材等の適用
					・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	防伐材等の適用
				※１５%以下	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	防伐材等の適用
						※１５%以下	

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	防伐材等の適用
						※１５%以下	・

7 造作用単板積層材 G

【6.5.2】
ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	防伐材等の適用
		・有り（加工　・天然木加工　・塗装加工） ・無し（等級：　）	・適用する ・適用しない	・

「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理	含水率	防伐材等の適用
		・有り （加工　・天然木加工　・塗装加工） ・無し（　）	・適用する ・適用しない	※14%以下	・

8 床張り用合板等 G

【6.5.2】
ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・
・普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	防伐材等の適用
	※5.5	・ラワン ・シナ ・	※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上　・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・適用する ・適用しない	・

・構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	防伐材等の適用
	※12	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	・C-D以上		・適用する ・適用しない	・適用する （　） ・適用しない	・

・パーティクルボード G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
	※15 ・		・13タイプ	・PまたはM	

・構造用パネル

施工箇所	厚さ(mm)	等級
	・	・１級　・２級　・３級　・４級

9 接着剤

【6.5.3~4】【6.8.2】【6.9.3】【6.11.4, 5】
接着剤に含まれる可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添付されていないものとする
ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の接着剤の種別
・図示　・

10 防腐・防蟻処理

【6.5.5】
・防腐、防蟻処理が不要な樹種による製材
適用部位（　）

・薬剤の加圧注入による防腐、防蟻処理

適　用　部　位	保存処理性能区分
	・Ｋ２　・Ｋ３　・Ｋ４

・薬剤の塗布等による防腐、防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※改修標準仕様書6.5.5(a)(ⅲ)②7~ｴによる　・
	※改修標準仕様書6.5.5(a)(ⅲ)②7~ｴによる　・
	※改修標準仕様書6.5.5(a)(ⅲ)②7~ｴによる　・

・ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐、防蟻処理
適用部位（　）

11 床板張り

縁甲板　※ひのき　・　【6.5.8】

12 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　【6.6.2~4】
屋外（※25形　・19形）　屋内（※19形　・25形）
・屋外の軒天井、ピロティ天井等
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　・900程度　・（　）
周辺部からの端からの間隔　・図示　・
野縁の間隔　・300程度　・（　）

既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う（屋外の試験荷重：　）
・行わない

・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　※図示　・

・天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法　※改修標準仕様書6.6.4(h)(1)(2)による　・

・天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　※図示　・

・屋内外への耐震補強
・行う　※行わない
補強箇所　・図示　・
補強方法　・図示　・

・耐風圧性を考慮した補強
・行う（1．一般共通事項　8．品質計画による）　※行わない
補強箇所　・図示　・
補強方法　・図示　・

13 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類　【6.7.3】【表6.7.1】
※改修標準仕様書6.7.3によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　・
スタッドの高さが5mを超える場合　※図示　・

14 ビニル床シート G

【6.8.2, 3】

種類	JIS 記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ(mm)	備考
※発砲層のないもの	※FS(複層ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ) ・		・無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄	・帯電防止 ・耐動荷重性	※2.0 ・2.5	
・発砲層のあるもの	・		・無地 ・柄物	・防滑性 ・耐薬品性		

工法　※熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　）
特殊機能
帯電防止　・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10⁷以上～1×10¹⁰Ω程度

15 ビニル床タイル G

【6.8.2】

JIS記号	施工箇所	色柄	寸法	特殊機能	厚さ(mm)	備考
・ＦＴ （複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）		※無地 ・柄物	※300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	※2.0 ・2.5 ・3.0	
※ＫＴ （ｺﾝﾎﾟｼﾞｯｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ） ・ＴＴ		※無地 ・柄物	※300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	・2.0 ・3.0	
※ＦＯＡ （置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ） ・ＦＯＢ		・無地 ・柄物	※500×500	・帯電防止 ・防滑性	・4.0以上	

特殊機能
帯電防止　・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10⁷以上～1×10¹⁰Ω程度

置敷形ビニル床タイル（ＦＯＡ・ＦＯＢ）の接着剤は粘着はく離形とし、製造所の指定する製品とする

赤迫第５公舎屋上防水改修工事		工事 設計図	図番
改修工事特記仕様書（その５）	平成２９年版		A-05

16 ビニル幅木

材質　※軟質　・硬質　【6.8.2】
高さ(mm)　※60　・75　・100
厚さ(mm)　※1.5以上　・

17 カーペット敷き[G]

・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ(mm)	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	帯電防止及び防汚加工
・カットパイル	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・カット、ループ併用	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	

色柄　※無地　・柄物
タイルカーペットの敷き方　平場　※市松敷き　・模様敷き　・
階段部分　※模様流し　・市松敷き　・
見切り、押え金物　・適用する（材質、形状等　※図示　・　）
※適用しない

18 合成樹脂塗床　【6.10.2~3】

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 ・弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 ・ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床		・薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・平滑仕上げ 防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			
・ｱｸﾘﾙ樹脂塗床 （JIS K 5970）			工程 塗布量（kg/㎡） ・ 表面仕上げ ・平滑　・防滑 溶剤 ・水性色　・溶剤系　・無溶剤系 仕上げ色 ・標準色　・

塗料のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・

19 フローリング張り

単層フローリング[G]　【6.11.2~6】【表6.11.1~5】

種類	工法	樹種	厚さ(mm)	大きさ	仕上塗装	間伐材等の適用
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ 1等	・釘留め工法 （根太張り）	※なら ・	15	板幅75 板長さ500以上	・塗装品 ・無塗装品	・
	・釘留め工法 （直張り）	※なら ・	・12以上 ・	板幅75 板長さ500以上		・
	・接着工法	※なら ・	・12以上 ・	板幅75 板長さ500以上		・
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ 1等	・接着工法	※なら ・	15	303×303	・塗装品 ・無塗装品	・
・ﾓｻﾞｲｸﾊﾟｰｹｯﾄ 1等	・接着工法	・	・	・	・塗装品 ・無塗装品	・

複合フローリング[G]

種類	工法	樹種	厚さ/大きさ(mm)	種別	防湿処理	塗装仕上げ	間伐材等の適用
天然木化粧 複合フローリング	・釘留め工法 （根太張り） ・釘留め工法 （直張り）	※なら ・		・A種 ・B種 ※C種	・適用する ・適用しない	・塗装品 ・無塗装品	・
	・接着工法	※なら ・	板厚 ・8以上　・ 板幅 ・75以上 板長さ 900以上				・

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外
接着工法の場合の緩衝材　※合成樹脂発泡シート　・
現場塗装仕上げ　・行う（施工場所　　）
※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り
・行わない

20 畳敷き　【6.12.2】

種別　・A種　・B種　・C種　・D種（畳床：KT-Ⅰ、KT-Ⅱ、KT-Ⅲ、KT-K、KT-N）
下地の種類　・標準仕様書　表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン[G]）

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、
発散が極めて少ない材料を使用したものとする

21 せっこうボード
その他のボード張り

【6.13.2, 3】

種類	JIS記号	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板[G]	HW	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板[G]	NW	・15　・20　・25　・
・けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	・突き付け　・目透かし タイプ2(無石綿)　・6　・8
・ロックウール化粧吸音板	DR	・突き付け フラットタイプ（・9(不燃)　・12　・　） 凹凸タイプ（・12(不燃)　・15　・19　・　） ※300*600　・455*910
・グラスウール吸音ボード32K	GW-B	※25(厚手ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包)　・ ※留め付け材　樹脂製プラグ@300程度
・せっこうボード	GB-R	※突き付け（ベベルエッジ）　・継目処理 ・9.5（準不燃）　・12.5（不燃）　・15（不燃） ・910*2730　※910*1820
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	※突き付け 9.5（不燃）　化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様） ※455*910　・910*910
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5（不燃）　・15（不燃）
・化粧せっこうボート(木目)	GB-D	※目透かし ・12.5（不燃）　幅440mm程度　※9.5 模様（・柾目　・板目）　専用下地材有り
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による　（※1.2　・　）

せっこうボード等の下地は図示による。
遮音シール材　・適用する（・ｱｸﾘﾙ系またはｳﾚﾀﾝ系シーリング材　・ジョイントコンパウンド）
・適用しない
合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・
合板類の張付け　※B種　・A種
せっこうボードの目地工法　・仕上げ表による　・

22 壁紙張り　【6.14.2, 3】

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・

施工箇所	壁紙の種類					防火種別	商品名(程度)
	紙	繊維	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	

モルタル・プラスター面の下地調整　※RB種　・
コンクリート・ＡＬＣ面の下地調整　※RB種　・
せっこうボード面の下地調整　※RB種　・

23 モルタル塗り　【6.15.3, 4】

吸水調整材は、改修標準仕様書表4.2.2による
既製目地材　・設ける　施工箇所（　　）　形状（※図示　・　）
・設けない
床目地　・設ける（工法　※押し目地　・　）
・設けない

24 タイル張り　【6.16.2~4】

伸縮調整目地の位置　床タイル　（※縦、横とも4m以内ごと　・図示　・　）
床タイル以外　（・図示　・　）

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状	寸法(mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色			再生材の適用[G]	耐凍害性		滑り抵抗性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注			有	無	抵抗性	

標準的な曲がりの役物は一体形成とする
試験張り　・行う　※行わない
見本焼き　・行う　※行わない

・既成調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等
を予め工場において所定の割合に配合した材料とする
（品質・性能・試験方法）
建築材料等品質性能表による

・接着剤による陶磁器質タイル張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色			再生材の適用[G]	耐凍害性		滑り抵抗性	備考
		Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注			有	無	抵抗性	

標準的な曲がりの役物は一体形成とする
試験張り　・行う　※行わない
見本焼き　・行う　※行わない

【表6.16.5】
・有機質接着剤（タイプⅠ）施工箇所（　　）
※有機質接着剤（タイプⅡ）施工箇所（便所、給湯室　　）

内装壁タイル接着材張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・

25 セルフレベリング材
塗り

種類　・せっこう系　・セメント系　【6.17.2, 3】
塗厚(mm)　・

290401

26 フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工箇所	寸法(mm)	高さ(mm)	所定荷重(N)	表面仕上げ材	備考
	※450角以上 600角以下 ・	※100 ・120 ・	※3,000 ・5,000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ※ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・	
	※450角以上 600角以下 ・	※100 ・120 ・	※3,000 ・5,000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ※ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・	
	450角以上 600角以下 ・	※100 ・120 ・	※3,000 ・5,000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ※ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・	

適用地震時水平力　１階及び地階　※0.6G以上
中間階（　～　階）　※0.6G以上　・1.0G以上
最上階（　　階）　※1.0G以上
帯電防止床タイル　・置敷タイプ　・パネル一体タイプ
（パネル一体タイプ以外の仕上げ材は別途内装工事とする）

寸法精度
※標準仕様書20.2.2(b)(5)(i)～(iii)による
厚さ　±0.5mm
平坦度　パネル周辺部　1.0mm以下
図芯と各頂点を結ぶ線上部　2.0mm以下
表面仕上げ材の品質・性能は、標準仕様書19章内装工事による
床ﾊﾟﾈﾙの材質　※アルミ合金ダイカスト製、スチール製又は複合材料
構成材の材質　・アルミニウム製　・鋼製（仕上げ：　）　・
スロープ及びボーダー　※製造所の仕様による　・図示
配線用取り出しパネル
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　・50%以上　・20～30%　・
配線取り出し開口　・パネル１枚につき４０ｍｍ×８０ｍｍ程度の開口１ヶ所以上
・図示
空調用吹き出し（吸い込み）パネル　・無し　・有り（形式、施工箇所：図示）
コンセント等の取付け対応　※製造所の標準仕様（コンセント本体は別途設備工事）
コンセントの箇所数は図示

（性能・試験方法）
ローリングロード性能　・適用する　適用室
※適用しない

ローリングロード試験
3,000N：積載荷重1,000N時において、最大変形量1.5mm以下
（使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと）
5,000N：積載荷重1,000N時において、最大変形量1.0mm以下
（使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと）

・２重床用複合アウトレット用開口
適用室
開口の数　フロア面積8㎡につき１ヶ所かつ手摺開口を14㎡につき1ヶ所
開口の大きさ
コンセント（電源）：2P15A接地極付×２
情報用モジュラージャック（電話）：8極8芯×１
の入ったアウトレットが納まる大きさ
取付方法　フリーアクセスフロア製造書の仕様とする

27 可動間仕切

(20.2.3)

構造形式	構造基材の種類		総厚さ(mm)	表面仕上材			遮音性(db/500Hz)	防火性能
	スタッド	パネル		材質	厚さ(mm)	パネル表面仕上げ		
・スタッド式（内装） ・スタッド式（露出） ・パネル式 ・スタッドパネル式				・鋼板	※0.5 以上 ・	※ﾒﾗﾐﾝ樹脂 焼付又は ｱｸﾘﾙ樹脂焼付 ・壁紙張り	・36以上 ・36未満	・不燃

パネル内に取付ける建具　・あり（※図示　・　）　・なし
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質・性能は標準仕様書19章による
パネル材料のホルムアルデヒロ放散量　※規制対象外
ガラス留め材　※ガスケット　・シーリング

28 移動間仕切

(20.2.4)

構造形式	操作方法	圧縮装置の操作方法	総厚さ(mm)	表面仕上材		遮音性(db/500Hz)
				材質	パネル表面仕上げ	
・平行方向 移動式 ・二方向 移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式	※60程度 ・100程度	・鋼板	・焼付塗装 ・壁紙張り	・36未満 ・36以上

パネル表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質・性能は標準仕様書19章による
遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする
ハンガーレールの取付け下地の補強
※取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する
・図示
移動間仕切の壁面当たり枠　※適用する（製造所の仕様による）　・

29 トイレブース

(20.2.5)

表面材の種類	色柄	脚部	ドアエッジ	
		形状	形状	材質
※メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※無地 ・柄物	※幅木タイプ ・	※標準 ・R	※アルミニウム製 ・ステンレス製 ・表面材と同材

30 視覚障がい者用
床タイル

(11.2.2)(19.2.2)

施工箇所		種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
屋内		・塩化ビニル製	・300×300　・	・7.0　・
		・磁器質タイル　・せっ器質タイル	・300×300　・	
		・レジンコンクリート製　・コンクリート製	・300×300　・	
屋内		・磁器質タイル　・せっ器質タイル	・300×300　・	
		・レジンコンクリート製　・コンクリート製	・300×300　・	

ﾌﾞﾛｯｸﾊﾟﾀｰﾝはJIS T 9251 による
・樹脂系点字鋲（タイルカーペット用）
寸法　・300角　・※500角
色　※黄色　・
樹脂系点字鋲の留付は、両面からの挟込みホック式または接着式
樹脂系点字鋲突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251に準拠する

31 階段滑り止め

(20.2.6)

材種	幅(mm)	取付け工法	端部フラットエンド	
・ステンレス製（SUS304） 樹脂製ゴムタイヤ入り	※約35 ・	※接着工法 ・埋込み工法	※あり	※ビニル製 ・ステンレス製
			・なし	―

32 床目地棒

床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる　(20.2.7)
※ステンレス製 ⊓型（幅40程度　厚1.5）
・ステンレス製　6×12　・黄銅製　6×12

33 手すり

・集成材手すり

形式	径	材種	仕上
・１段	※35φ　・45φ　・	・タモ	・CL
※２段	※35φ　・	・	・

・既製手すり（樹脂性）

形式	径	ブラケット	備考
・Ｏ型（１段）	・40φ　・	アルミ合金製 （心材共）	指づめ防止材共
※Ｏ型（２段）	・34φ　・		

点字表示板　（　　）箇所
JIS T 0921に基づく点字の表示原則及び点字表示方法による
※ポリカーボネート製　大きさ　120×150程度　厚み　0.1程度
・塩ビ製　大きさ　100×125程度　厚み　0.1程度

34 ブラインド

・再使用する　・新設する　(20.2.12)

形式	操作方法	種類	スラットの材種	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ・ﾚｰﾙの材種	寸法・取付箇所
・横型	・手動	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製[G]	※25 ・	※鋼製 ・	・図示 ・
	・電動	―				
・縦型	・手動	※2本操作ｺｰﾄﾞ式 ・1本操作ｺｰﾄﾞ式	※アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100	ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製	・図示
	・電動	―				

アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合

35 カーテン

・再使用する　・新設する　(20.2.14)

形式		開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示 ・	
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示 ・	

使用される繊維のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する
場合については[G]とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合わせの重なり　※300mm以上　・

36 カーテンレール

・再使用する　・新設する　(20.2.14)
材質　※アルミニウム製及びアルミニウム合金押出し成型材製　・ステンレス製
形式　・シングル　・ダブル
片引き　・引分け
強さによる区分　※10-90　・
仕上げ　※アルマイト　・
形状　※角形　・

37 ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ
及びｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ

・再使用する　・新設する
溝型×深さ(mm)　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　・図示
材質　・集成材（仕上げ：　）
・アルミニウム製　押出し型材（市販品）
表面処理　・C-1　・C-2（・　）
皮膜等の種類　※標準仕様書表14.2.1による
・鋼製（仕上げ：　）

38 ロールスクリーン

(20.2.13)

材種	操作方式	遮光性	寸法(mm)	取付箇所	備考
・ポリエステル ・	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・1級 ・2級 ・3級	・図示 ・	・図示 ・	

消防法で定める防煙性能の表示があるものとする
巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料は製造所の仕様による

39 コーナービード
（壁ﾎﾞｰﾄﾞ出隅保護金物）

材質　※アルミニウム押出形材差込型　・（　　）
※シルバー　・焼付　・（　　）
施工箇所　※図示

40 天井廻り縁

材質　※アルミニウム押出形材　・塩化ビニル製
施工箇所　※仕上表による　・（　　）

赤迫第５公舎屋上防水改修工事	工事設計図	図番
改修工事特記仕様書（その６）	平成２９年版	A-06

6 内装改修工事（続き）

41 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※アルミニウム製	※450×450 ・600×600	・一般形 ・気密形	・屋内外用 ・屋内用	※額縁タイプ ・目地タイプ	※額縁タイプ ・目地タイプ

（品質・性能・試験方法）
（一財）公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能の評価品

42 床点検口

材種	寸法	形式		備考
枠　※アルミニウム製　・ 目地　※ステンレス製　・ 底板　※鋼製　・	・450×450 ※600×600	※一般形 ・密閉形 ・結露防止形	・屋内外用 ※屋内用	・鍵付き ※鍵なし

（品質・性能・試験方法）
（一財）公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能の評価品

43 造作家具

合板類、ＭＤＦ、パーティクルボード、接着剤及び塗料のホルムアルデヒドの放散量
※既製対象外品　・第三種品

44 くつふきマット

材種	受け枠	備考
・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼（SUS304）製 ・	・ステンレス鋼（SUS304）製 ・硬質アルミニウム合金 ・	

45 ステンレス流し台

※優良住宅部品（セクショナルキッチン）　・（　　）
上板及びシンク底部はステンレス製、単槽シンク、トラップ付

寸法	開戸	引き出し	備考
・W1200×D550～600×H800	※3枚　・（　）　・（　）	※1段　・（　）	サイドパネル付
・W1500×D550～600×H800	※4枚　・（　）　・（　）	※1段　・（　）	
・W1800×D550～600×H800	※4枚　・（　）　・（　）	※1段　・（　）	

46 コンロ台

※優良住宅部品（セクショナルキッチン）　・（　　）
テーブルトップはステンレス製、バックガード（※有り　・無し）

寸法	開戸
・W700×D550～600×H620	※2枚　・（　）
・W600×D550～600×H620	※1枚または2枚　・（　）

47 吊戸棚

※優良住宅部品（セクショナルキッチン）　・（　　）

寸法	開戸	棚板
・W900×D350～450×H500	※2枚　・（　）	※1段　・（　）
・W600×D350～450×H500	※2枚　・（　）	※1段　・（　）

48 水切棚

※既製品　ステンレス製一般型　・（　　）

49 屋内掲示板

種類	取付方法	寸法	枠の材種	備考
・ﾋﾞﾝﾚｽ ・ﾋﾞﾝ、ﾏｸﾞﾈｯﾄ併用	・メーカー仕様 ・	・900×1200 ・900×1800	・アルミ製 ・	

50 鋼製書架及び物品棚

種　類	規格等	ＪＩＳによる種類		
・鋼製書架	ＪＩＳ Ｓ １０３９の規格による	・１種	・２種	・３種
・鋼製物品棚		・４種	・５種	・６種

51 洗面カウンター

材　種　・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　・人工大理石
奥行き（ｍｍ）　・約４５０　・約６００

52 防煙垂れ壁

・固定式

材　質	厚さ（ｍｍ）	高さ（ｍｍ）	備　考
※網入り磨板ガラス ・線入り磨板ガラス	※６．８ ・	※５００ ・	アルミ製枠付き

・可動式

種　類	材　質	高さ（ｍｍ）	備　考
・垂直降下式 （巻取り型）	※不燃布 （不燃認定品）	※５００ ・８００ ・	ガイドレール ※固定式（壁埋込型） ・可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	※５００ ・８００ ・	表面仕上げ ※天井材張り ・

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

53 表示

衝突防止表示
※図示（市販品　※ステンレス製　径約３０ｍｍ　・　　）
（・両面　・片面）
・無し
表示標識　案内用図記号についてはＪＩＳ　Ｚ　８２１０による。
誘導標識、非常用進入口表示等は消防法に適合する市販品とし、その他は共通詳細図による。

54 仕上塗材仕上げ

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒロ放散量　(15.5.2)
※規制対象外　・
仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状等
・薄付け仕上塗材	・内装薄塗材Ｅ	・	・砂壁状じゅらく
	・内装薄塗材Ｗ	―	・京壁状じゅらく
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	・	・砂壁状
	・こて塗用軽量塗材	・	・平たん状

7 塗装改修工事

1 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　[7.1.3]
※規制対象外　・
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・次の箇所を除き防火材料とする　（箇所：　　）

2 下地調整　[7.2.1～7]

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
※塗替面積の30%　・図示　・

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	下地調整の種別 新規	ひび割れ部の補修
木部	※ＲＢ種　・	標準仕様書(18.2.1) 素地ごしらえによる	・
鉄鋼面	※ＲＢ種　・		
亜鉛めっき面	※ＲＢ種　・		
亜鉛めっき面（鋼製建具）	※ＲＢ種　・		
モルタル、プラスター面	※ＲＢ種　・		・行う ・行わない
コンクリートパネル面(DP以外)、ＡＬＣパネル面	※ＲＢ種　・		・行う ・行わない
コンクリート面(DP)、押出成形セメント板面	・		・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	※ＲＢ種　・		―

3 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別　[7.3.2.3]

塗装面		塗料	工程
鉄鋼面	EP-G以外 塗替え	Ａ種	※Ｃ種　・
	新規鉄鋼面見え掛り	Ａ種	※Ａ種　・
	新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種　・
	EP-G 塗替え	Ｂ種	※Ｃ種　・
	新規鉄鋼面見え掛り	Ｂ種	※Ａ種　・
	新規見え隠れ	Ｂ種	※Ｂ種　・
亜鉛めっき面	EP-G以外 塗替え	・Ｂ種　・Ａ種	※Ｃ種　・
	新規鉄鋼面見え掛り	・Ｂ種　・Ａ種	※Ａ種　・
	EP-G 塗替え	Ｃ種	※Ｃ種　・
	新規鉄鋼面見え掛り	Ｃ種	※Ａ種　・

4 塗装

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部屋内	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
・クリヤラッカー塗り(CL)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)		―	―
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級（　）級	・	Ａ種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　）級	・	Ａ種
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・	・
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の木部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	屋内の鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・ラッカーエナメル塗り(LE)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・オイルステイン塗り(OS)		―	
・木材保護塗料塗り(WP)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

・高日射反射塗料塗り
下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　・ＲＡ種　・ＲＢ種　・ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	塗料その他 規格名称	塗料その他 種類	塗料その他 等級	塗付け量 (kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	２級	・１級 ・２級 ・３級	塗料製造所の仕様による

5 フッ素樹脂塗装

打放しコンクリート面保護工法
（下塗材）　水性　浸透性吸水防止材
（上塗材）　・水性フッ素樹脂クリアー
・水性フッ素樹脂カラークリアー

6 焼付塗装

素材	焼付種別	仕上げ	コード	ベーク	部位
・アルミニウム	・フッ素樹脂 ・ウレタン樹脂 ・アクリル樹脂	・ソリッド ・メタリック			
・ステンレス	・フッ素樹脂 ・ウレタン樹脂 ・アクリル樹脂	・ソリッド ・メタリック			
・亜鉛めっき鋼板	・フッ素樹脂 ・ウレタン樹脂 ・アクリル樹脂	・ソリッド ・メタリック			

290401

8 耐震改修工事　共通事項

1 適用範囲

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）第8章 耐震改修工事
上記 第8章 耐震改修工事以外の工事で第８章を引用している工事
耐震改修工事以外については、新営内記仕様書を適用とし、別途記載を行う。

工事内容　・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
・鉄骨ブレースの設置工事（・既存架構内設置型　・完全外付け型）
・柱補強工事　（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
・柱補強工事　（鋼板巻き工法又は帯板巻き工法）
・柱・梁補強工事　（連続繊維補強工法）
・耐震スリット新設工事
・アウトフレーム新設工事
（ＰＣａアウトフレーム　・現場打ちアウトフレーム）
・免震改修工事
・制振改修工事
・

8-1 耐震改修工事　鉄筋工事

1 鉄筋

鉄筋の種類　[8.2.1] [表8.2.1]

種類の記号	呼び名(mm)	備考
・SD295A		
・SD345		
・		

2 溶接金網

形状等　[8.2.2]

種類	種類の記号	網目の形状、寸法鉄筋の径(mm)	使用部位
・溶接金網			
・鉄筋格子			

3 鉄筋の継手

継手方法等　[8.3.4] [8.4.2] [8.4.3]

部位	継手方法	呼び名(mm)
柱・梁の主筋	・ガス圧接　・機械式継手　・溶接継手　・重ね継手	
耐力壁の主筋	・重ね継手　・	
その他の主筋（　）	・重ね継手　・	

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ　[8.3.4]
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3.1(a)　表3.1）
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3.1(a)　(3)）
・図示による（　　）

継手位置図
・図示による(構造関係共通図（配筋標準図）5.1、6.1、7.1、7.3、8.1)

既存鉄筋との継手
・溶接継手（　・フレア溶接　・図示による（　　））
部位　（　　）
呼び名（　　）
継手位置　・図示による（　　）

・重ね継手
部位　（　　）
呼び名（　　）
継手位置　・図示による（　　）

4 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の定着長さ　[8.3.4]
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3.1(b)）
・図示による（　　）

5 鉄筋かぶり厚さ及び間隔（溶接金網を含む）

最小かぶり厚さ(旧地底から算出が行う)　[8.3.5]
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）表4.1）
・図示による（　　）
・

柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無
・無し
・有り　適正箇所（　　）
最小かぶり厚さ
・鉄筋径の1.5倍以上

耐久性上不利な部分(塩害等を受けるおそれのある部分等)
・無し
・有り　適用箇所（　　）
図示(構造関係共通図（配筋標準図）4.1)に加える厚さ（　　）mm)

鉄筋相互のあき(特殊な鉄筋を除く)　[8.3.5] [図8.3.5]
・図示による(構造関係共通図（配筋標準図）4.1)
・図示による（　　）
・

6 機械式継手

使用箇所
・図示による（　　）　・
性能(H12建告第1463号に適合するもの)　[8.4.2]
・A級　・
機械式継手の種類及び工法（　　）　[8.4.2]
鉄筋相互のあき　[8.3.5]
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）4.1)　・（　　）
品質の確認方法　[8.4.2]
・図示による（　　）　・
不良となった継手の修正方法等　[8.4.2]
・図示による（　　）　・

7 溶接継手

使用箇所
・図示による（　　）　・
性能(H12建告第1463号に適合するもの)　[8.4.3]
・A級　・
溶接継手の工法（　　）　[8.4.3]
鉄筋相互のあき　[8.3.5]
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）4.1)　・（　　）
品質の確認方法　[8.4.3]
・図示による（　　）　・
不良となった継手の修正方法等　[8.4.3]
・図示による（　　）　・

8-1 耐震改修工事　鉄筋工事（続き）

8 圧接完了後の試験

外観試験　[8.3.8] (5.4.9)(5.4.10)
※行う（全数）

超音波探傷試験
※行う
箇所数　・全圧接部
・標準仕様書5.4.9による抜取試験
・行わない

9 帯筋

組立の形の種別　[8.3.4]
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）6.2　・H形　・　形）
・図示による（　　）

10 壁開口部の補強

一般壁
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）8.2　・A形　※B形　）　[8.3.7]
・図示による（　　）

耐震壁　[8.3.7]
・図示による（　　）
・

11 最上階柱頭補強

補強方法
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）6.1）
・図示による（　　）

12 片持ちスラブの隅出部の補強配筋（出隅受け部分の補強筋を含む）

配筋方法
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）9.2）
・図示による（　　）

出隅部分及び出隅受け部の補強筋
・図示による（　　）　・

13 梁貫通孔の補強

補強形式
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）11.1　H形）
・図示による（　　）

配筋種別
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）11.1）
・図示による（　　）

梁貫通孔径(部材記号含む)及び配筋種別リスト
・図示による（　　）

14 基礎梁主筋の継手

・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）5.1(b)による(・全て　・(　　))
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）5.1(c)による(・全て　・(　　))
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）5.1(d)による(・全て　・(　　))
・図示による(　　)

15 既存構造物との取合い

割裂補強筋　[8.19.6] [8.20.7] [8.23.10] [8.24.6]

種類	材料	材質	径	本数ピッチ等	使用箇所
・スパイラル筋	・鉄筋コンクリート用棒鋼（丸鋼）	・SR235 ・	・φ6 ・φ9 ・（　　）	径(mm) ピッチ(mm) （・　）による	・図示
	・鉄筋コンクリート用棒鋼（異形鉄筋）	・SD295A ・	・D6 ・D10（　　）		
・はしご筋 ・	・鉄筋コンクリート用棒鋼（異形鉄筋） ・	・SD295A ・	・D10 ・	壁面内方向筋（　　） 壁面外方向筋（　　）	・図示 （・　）による
・	・	・	・	・	

16 既存部分の処理

既存コンクリートの目荒らしの程度　[8.19.3] [8.20.3] [8.21.3]
・既存柱、梁面　打継ぎ面の15～30%程度
・既存壁　打継ぎ面の10～15%程度
・

既存コンクリートの目荒らし範囲　[8.19.3] [8.20.3] [8.21.3]
・平均深さ 2～5mm(最大7mm)程度の凹面を、全体にわたってつける
・

現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事における既存構造体と増設壁との取合いの処理方法　[8.19.9]
・図示による（　　）
・改修標準仕様書8.19.9(1)～(9)による

増設壁工事後の仕上げ　[8.19.10]
・図示による（　　）
・

8-2 耐震改修工事　コンクリート工事

1 コンクリートの使用骨材による種類及び強度

普通コンクリートの設計基準強度　[8.1.4]

設計基準強度　(N/mm²)	適用箇所
・21	・
・	・
・	・

スランプの値（単位：ｃｍ）　[8.1.4]
・18

2 レディーミクストコンクリートの類別

種別　[8.1.3] [表8.1.1]
※Ⅰ類　・Ⅱ類

3 構造体強度補正値

打設日の日平均気温の平年値が２５℃以下の場合　(6.3.2)
打込みから材齢28日までの予想平均気温による補正値　※表6.3.2による　・３Ｎ
打設日の日平均気温の平年値が２５℃を超える場合　(6.12.2)
暑中における補正値　※３Ｎ　・６Ｎ

適用部位

補正値 ＋３Ｎ	・基礎 ・躯体
補正値 ＋６Ｎ	・ ・

赤迫第５公舎屋上防水改修工事		工事 設計図	図番
改修工事特記仕様書（その７）	平成２９年版		A-07

8-2 耐震改修工事　コンクリート工事（続き）

4　セメント

種類　[8.2.5] [表8.2.3]
・普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種
　普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、
　水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする
　　施工箇所（　　）

・高炉セメントB種　G
　施工箇所（　　）

・フライアッシュセメントB種　G
　施工箇所（　　）

5　骨材

砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分　[8.2.5]
※A　　・B
砕石及び砕砂のアルカリシリカ反応性による区分
※A　　・B

6　混和材料

・混和剤　[8.2.5]
　混和剤の種類
　　※改修標準仕様書8.2.5(d)(1)による　　・

・混和材　[8.2.5]
　混和材の種類
　　※改修標準仕様書8.2.5(d)(2)による　　・

7　気乾単位容積質量

普通コンクリート　(6.2.3) (6.10.1)
※2.3t/m³ 程度　　・

8　無筋コンクリート

適用箇所　[8.11.1]
・標準仕様書6.14.1(e)による箇所
・標準仕様書6.14.1(e)以外の箇所
　・図示による（　　）　・

コンクリートの種類　[8.2.5]
・普通コンクリート　　・

設計基準強度　[8.11.1]
※18N/mm²

スランプ　[8.11.1]
※15cm又は18cm　　・

混和材料
・改修標準仕様書8.2.5(d)による

9　流動化コンクリート

適用箇所　(6.15.1)
・図示による（　　）　・

10　ひび割れ誘発目地打継目地

目地寸法　(6.6.3)(6.8.2)(9.7.3)
・標準仕様書9.7.3による　　・図示による（　　）

間隔、位置、形状
・図示による（　　）　・

※ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、打ち増し厚さ部で処理する

11　コンクリートの仕上り

・改修標準仕様書　表8.7.2による　[8.1.4] [8.2.7]
・合板せき板を用いるコンクリート打放し仕上げ
　※コンクリートの打放し仕上げ種別及び適用箇所は図示による

12　打増し厚さ（打放し仕上げ部）

・打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う部分を含む）の打増し　[8.7.8]
　厚さ（外部に面する部分に限る）
　・20cm　　・

・打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う部分を含む）の打増し
　厚さ（内部に面する部分に限る）
　・
外壁タイル張りで、ＭＣＲ工法又は目荒らし（高圧水洗）工法を行う場合は
外部側に20mmの増打ちを行う

13　型枠

せき板の材料及び厚さ　[8.2.7]
・合板（※12mm　・　　）　G　（但し、グリーン購入法基本基本方針における
　「合板型枠」の備考３の表示のある合板型枠を用いる場合に限る）
　・

断熱材を兼用した型枠材の使用　[8.2.7]
・行う　　適用箇所
・行わない

スリーブの材種・規格等　[8.2.7] [表8.2.6]
・改修標準仕様書8.2.7(f)(2)及び表8.2.6による

14　コンクリートの単位水量測定

実施要領
・図示による（構造関係共通図（構造関係共通事項）構-4.1コンクリートの単位水量測定による）

15　コンクリートの打込み工法等

部位毎のコンクリートの打設工法の指定　[8.21.6] [8.23.5]

補強工法	打設工法	部位
・現場打ちコンクリート壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁　・図示（　　）による
	・流込み工法	・全ての増設壁　・図示（　　）による
	・圧入工法	・全ての増設壁　・図示（　　）による
	・	・図示（　　）による　・
・鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・工法指定なし	・全ての増設壁　・図示（　　）による
	・流込み工法	・全ての増設壁　・図示（　　）による
	・圧入工法	・全ての増設壁　・図示（　　）による
	・	・図示（　　）による　・
・	・工法指定なし	
	・流込み工法	
	・圧入工法	

15　コンクリートの打込み工法等（続き）

鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法での型枠等　[8.21.6]
柱頭柱脚の隙間部開の型枠
　・発泡プラスチック保温材等を埋込む
　・
柱頭柱脚の隙間寸法
　・図示による（　　）　・

既存柱外周部あと打ちコンクリート又はモルタル厚さ
　・図示による（　　）　・

8-3 耐震改修工事　鉄骨工事

1　鉄骨制作工場

鉄骨制作工場の加工能力　[8.1.5]
※建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた
　（株）日本鉄骨評価センター及び（株）全国鉄骨評価機構（旧（社）全国鋼構工業協会）の
「鉄骨制作工場の性能評価基準」に定める（　）グレードとして国土交通大臣から
認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
・監督職員の承認する工場（標準仕様書7.1.1以外の適用範囲に限る）

2　施工管理技術者

・適用する　(7.1.4) [8.1.5]
・適用しない

3　鋼材

材質等　[8.2.8] [表8.2.7]

種類の記号	適用箇所	規格
	※図示（　　）による	※JISによる　・大臣認定による　・
	※図示（　　）による	※JISによる　・大臣認定による　・
	※図示（　　）による	※JISによる　・大臣認定による　・
	※図示（　　）による	※JISによる　・大臣認定による　・

有効細長比（圧縮剤に限る）
※図示（　　）による　・

4　高力ボルト

ボルトの区分　[8.2.9]
※トルシア形高力ボルト
　セットの種類
　　・2種（S10T）　・

・JIS形高力ボルト
　セットの種類
　　・2種（F10T）　・

高力ボルトの径　[8.2.9]
・図示による（　　）　・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　[8.13.2]
・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1縁端距離及びボルト間隔）
　・

すべり係数試験　[8.14.2]
※行わない
・行う
　試験方法等
　　・図示による（　　）　・

5　普通ボルト

ボルト及びナットの材料　(7.2.3)
・標準仕様書　表7.2.3（JIS附属書品）による
・標準仕様書　表7.2.3（JIS附属書品）又はJIS本体規格品（ISO規格）による
　（JIS本体規格品による場合は、ボルトの種類を呼び径六角ボルト又は全ネジ六角ボルト、
　強度区分を4.6又は4.8の鋼製とし、ナットの種類を六角ナット－Ｃの鋼製とする
　　なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法はボルトの径以下とする）

座金　(7.2.3)
・標準仕様書7.2.3(d)による　・

ボルトの径　(7.2.3)
・図示による（　　）　・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　[8.13.2]
・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1縁端距離及びボルト間隔）
　・

6　溶融亜鉛めっき高力ボルト

セットの種類　[8.2.9]
・1種（F8T相当）　・
溶融亜鉛めっき高力ボルトの径　[8.2.9]
・図示による（　　）　・
溶融亜鉛めっき高力ボルトのめっき後の孔径
※審査（認定又は大臣認定）を受けた内容による
　・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　[8.13.2]
・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1縁端距離及びボルト間隔）

摩擦面の処理　(8.20.4)
・ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上）
・ブラスト以外の特別な処理方法
　・図示による（　　）　・
　　すべり耐力等の確認方法
　　※すべり係数試験
　　試験方法等
　　・「高力ボルト接合設計施工ガイドブック（日本建築学会）」による

7　アンカーボルト

適用　(7.2.4)(表7.2.3)(7.10.3)
・構造用アンカーボルト
　・ABR400　　セットの種類（JIS B 1220）
　・ABR490　　セットの種類（JIS B 1220）
　・SNR400B　　アンカーボルト及びナットの公差域クラス及び仕上げの程度
　　・標準仕様書　表7.2.3による
　形状、寸法
　　・図示による（　　）　・

・建方用アンカーボルト
　材質
　　・SS400　　・
　アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
　　・標準仕様書　表7.2.3による
　形状、寸法
　　・図示による（　　）　・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
　・図示による（　　）　[8.13.2]

290401

8-3 耐震改修工事　鉄骨工事（続き）

8　溶接材料

溶接材料
・改修標準仕様書8.2.10(a)(b)による　[8.2.10]
・改修標準仕様書8.2.10(a)(b)以外の溶接材料
　材料及び使用箇所
　　・図示による（　　）　・

9　ターンバックル

種類　(7.2.6)
建築用ターンバックル胴
　・割枠式　　・

建築用ターンバックルボルト
　・羽子板ボルト　　・

ねじの呼び　(7.2.6)
　・図示による（　　）　・

10　デッキプレート

材質、形状及び寸法　(6.8.3) (7.2.7)

	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
・デッキプレート単独の構法			
・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法			
・床型枠用			

床型枠用を使用する場合においては受注者は、施工に先立ち施工の安全性を確認すること

開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む）　(7.7.8)
・図示による（　　）　・

鉄骨部材への溶接方法
・図示による（　　）　・

耐火認定
・有り　　・無し
　耐火時間
　・図示による（　　）　・

11　スタッド

材質、形状及び寸法
※頭付きスタッド　JIS B 1198
呼び名等

呼び名	呼び長さ（mm）	適用箇所
・16		
・19		
・22		

12　柱底均しモルタル

モルタルの種別　[8.2.11]
※無収縮モルタル
　無収縮モルタル材料及び調合等
　　・改修標準仕様書8.2.11(d)(1)から(4)による　・

13　工作図

監督職員による原寸検査　[8.13.2]
・行わない　　・行う
増築工事等を含め、既存建築物との取り合う箇所がある場合は現場実測の上、作成を行う

14　鉄骨の製作精度

※改修標準仕様書8.13.2及びH12建告示1464号第二号イによる　[8.13.2]
・H12建告示1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は
　「突き合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・マニュアル」による

15　鉄骨の仮組

・行わない　　・行う　[8.13.10]
　仮組を行う範囲
　　・図示による（　　）　・

16　溶接技能者の技量付加試験

試験の割合及び試験を要する溶接箇所　[8.15.3]
・図示による（　　）　・

17　溶接接合

開先の形状　[8.15.4]
・図示による（　　）
・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-2）

スカラップの形状　[8.15.7]
・図示による（　　）
・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-4）

エンドタブの切除する部分　[8.15.7]
・全て
・見え掛り部となる部分　　図示による（　　）
・見え隠れ部となる部分　　図示による（　　）
・切除する部分なし
溶接部の余盛り高さ　(7.6.7)
・JASS6付則6「鉄骨精度検査基準」付表3[溶接]による

18　現場溶接の有無

・無し
・有り
　適用箇所
　　・図示による（　　）

19　入熱、パス間温度の溶接条件

鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件
・図示による（　　）
・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-4）
　・

適用箇所
・図示による（　　）
・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部

20　溶接部の試験

浸透探傷試験又は磁粉探傷試験　[8.15.11]
※行う
　適用部位
　　※割れの疑いのある表面欠損　・
・行わない

完全溶込み部の超音波探傷試験　[8.15.11]
・行わない
※行う
　・工場溶接の場合
　　※全数検査
　　・計数調整型抜取検査
　　AOQL(%)　・4.0　・2.5

節	・全て	・	・
検査水準	・第6水準	・	・

　・工場現場溶接の場合
　　※全数検査
　　・計数連続生産型抜取検査
　　AOQL(%)　（・4.0　・2.5）

突き合わせ継手の食い違い仕口のずれ検査
「突き合わせ継手の食い違い仕口のずれ検査・マニュアル（建築研究所監修）」
による
　・抜き取り検査①
　※抜き取り検査②

21　錆止め塗装

塗料の種別　[8.17.3]
・鉄鋼面の錆止め塗料
　屋外
　　・改修標準仕様書7.3.2 表7.3.1Ａ種
　　・
　屋内
　　・改修標準仕様書7.3.2 表7.3.1（　　）種
　　・
・亜鉛めっき鉄面の錆止め塗料
　　・改修標準仕様書7.3.2 表7.3.2（　　）種
　　・
鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る）
　　・改修標準仕様書7.3.2 表7.3.1Ａ種　・

耐火被覆材の接着する面への塗装
　・行わない
　・行う
　　適用箇所
　　・図示による（　　）
　　塗料の種別
　　・改修標準仕様書7.3.2 表7.3.1（　　）種
　　・改修標準仕様書7.3.2 表7.3.2（　　）種

22　耐火被覆

耐火被覆の仕様　[8.18.2~7]
・建築基準法施行令第107条の規定による要求性能を有するもの
　・
種別

種別	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール		
	・半乾式吹付けロックウール		
	・湿式ロックウール		
	・		
・耐火板張り	・繊維混入けい酸カルシウム板		
	・		
・耐火材巻付け	・高断熱ロックウール		
	・		
・ラス張りモルタル塗り	－		

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする

23　建方精度

建方等の工事現場施工の程度　(7.10.2)
・JASS6付則6[鉄骨制度検査基準]付則5[工事現場]による

24　アンカーボルト等の設置

建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法　(7.10.3)(表7.10.1)
　種別　　・A種　　・B種　　・C種

構造用アンカーフレームの形状及び寸法
　種別　　・図示による（　　）　・

柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別　(7.10.3)(表7.10.2)
　※標準仕様書　表7.10.2
　　※Ａ種　モルタル厚さ（　　）　・Ｂ種　モルタル厚さ（　　）

25　軽量形鋼構造

接合部（ボルト接合の場合）　(7.11.2)
　・普通ボルト接合　　・
母屋、胴縁類の取り付けを普通ボルトで行う場合の二重ナット
　・行う　　・行わない

26　溶融亜鉛めっき（構造耐力上主要な部分）

種別等　[8.20.3] [表8.20.1]

亜鉛めっきの種別	材料	備考
A種	最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板	
B種	最小板厚3.2mm以上の形鋼、6.0mm未満の形鋼、鋼板	
C種	普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板	

素地ごしらえは、JIS H 8641による
適用箇所
※図示による（　　）

27　鉄骨ブレースの仕上げ

・図示による（　　）　[8.22.9]
・

赤迫第５公舎屋上防水改修工事		工事 設計図	図番
改修工事特記仕様書（その８）	平成２９年版		A-08

8-4 耐震改修工事　あと施工アンカー工事

1　あと施工アンカー

種類　[8.2.4]

・金属系　セット方式　・本体打込み式（・改良型　・従来型）　・
　アンカー本体の径及び埋込み深さ　・図示による（　　）　・
　引張耐力　・図示による（　　）　・
　せん断耐力　・図示による（　　）　・
　接合筋の種類、径、長さ　・図示による（　　）　・

・接着系　セット方式　・カプセル式　・
　接着剤の品質　・有機系　・無機系
　アンカー本体の径及び埋込み深さ　・図示による（　　）　・
　引張耐力　・図示による（　　）　・
　せん断耐力　・図示による（　　）　・
　施工方式　・回転打撃式又は監督職員の認める同等の施工方式
　・
　アンカー筋の種類、径、長さ　・図示による（　　）　・

あと施工アンカーの性能確認試験
・実施しない
・実施する
　試験方法
　・（一社）日本建築あと施工アンカー協会のあと施工アンカー標準試験法による
　・
　試験対象のあと施工アンカー試験数
　・図示による（　　）　・

2　あと施工アンカーの穿孔

穿孔前の既存鉄筋および埋設配管・配線等の探査　[8.12.2]
探査範囲
※あと施工アンカー施工部分全て

探査方法
・鉄筋探知器(金属探知器)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出を行う
・はつり出しによる

穿孔機械
※ハンマードリル
・コアドリル（施工箇所　図示による（　　））
　金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する

3　施工確認試験

試験の適用　[8.12.5]
※実施する（・シアコネクタは除く　・シアコネクタを含む）
　試験方法
　　引張試験

　確認強度
　・図示による（　　）
　・
・実施しない

4　シアコネクタ（現場打ちｺﾝｸﾘｰﾄ壁の打増し部に用いるｼｱｺﾈｸﾀ）

種類
・金属系あと施工アンカー(従来型)の異形差筋アンカー
・接着系あと施工アンカー

径
・D10　・D13　・

既存壁への有効埋め込み長さ
・4d（d：シアコネクタの呼び径）（埋め込み深さ＝5d）

増打ち壁への有効定着長(mm)
・増打ち壁厚さ－40mm

間隔(mm)
・500×500

8-5 耐震改修工事　グラウト工事

1　モルタル及びグラウト材

構造体用モルタル　[8.2.9]
圧縮強度（　　）N/mm2
フロー値（　　）mm
材料及び調合
・改修標準仕様書8.2.6(1)による
・改修標準仕様書8.2.6(2)及び(3)による

柱底均しモルタル　[8.2.11]
※無収縮モルタル　・

グラウト材　[8.2.11]
※無収縮グラウト材　・

無収縮グラウト材の材質等

混和剤	セメント系(酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を使用するもの)とする
セメント	JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する ただし、現場調合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない

無収縮グラウトの品質及び試験方法

コンステンシー	Jフロートによる硫化時間 練混ぜ完了から3分以内　：　8±2秒
ブリーディング	練混ぜ2時間後のブリージング率　：　2.0%以下
凝結時間	凝結開始時間　：1時間以上 終結時間　：　10時間以内
無収縮性	材齢　7日　収縮しない
圧縮強度	材齢　3日　25.0N/mm² 以上 材齢　28日　45.0N/mm² 以上
塩化物量	0.30kg/m³ 以下
試験方法	1）日本道路公団規格(JHS)312-1999「無収縮モルタル品質管理試験方法」による。プレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合はプレミックス形のみとする。 2）塩化物量の試験は、JIS A 1144「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。

8-6 耐震改修工事　連続繊維補強工事

1　適用範囲

連続繊維補強工事　[8.21.1]
・連続シートを柱に巻き付けて補強する工法
・連続シートを梁に巻き付けて補強する工法

2　連続繊維シート

連続繊維の材料　[8.2.12]
・炭素繊維　・アラミド繊維　・（　　）

連続繊維の材質　[8.2.12]
引張強度（含浸硬化後）
・（　　）N/mm²　・
ヤング係数（含浸硬化後）
・（　　）N/mm²　・

下地処理　[8.24.4]
・ひび割れ部改修
　・行う　・行わない
　範囲　・図示による（　　）　・
　種類　・改修標準仕様書 8.24.7(a)(2)による　・
・柱角隅部の面取り　[8.24.4]
　大きさ　・図示による（　　）　・

連続繊維強化材の引張強度試験　[8.24.4]
・行う　・行わない
引張り強度試験
※JIS A 1191（コンクリート用連続繊維シートの引張り試験方法）による
・
試験数量
・図示による（　　）　・

連続繊維強化材の付着強度試験　[8.24.4]
・行う　・行わない
試験数量
・図示による（　　）　・

3　連続繊維補強後の仕上げ

・図示による（　　）　・　[8.24.8]
・

8-7 耐震改修工事　耐震スリット新設工事

1　スリットの方式及び充填材

[8.25.2]

方向	タイプ	耐火性能	防水性能	備考
・垂直方向 ・水平方向	※完全 （全貫通型）	・耐火型 ・非耐火型	・有り ・無し	

目地

目地	内壁	外壁
目地材	・シーリング材 （見え掛かりのみ） ・	・シーリング材 （見え掛かりのみ） ・シーリング材(内外とも)
目地寸法 (幅mm×深さmm)	・ 20×10　・	・ 20×10　・

目地材の材質は標準仕様書表9.7.2による

2　スリットの施工

既存躯体部の配管等の検査
・鉄筋探査機(金属探知機)による探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う
・はつりだしによる

スリットの幅及び深さ　[8.25.2]
・図示による（　　）　・

8-8 地業工事

1　支持地盤

杭基礎　(4.3.4~5)(4.4.4)(4.5.4~5)
支持地盤の種類及び位置(基礎杭の先端の位置含む)
・図示による（　　）　・

直接基礎
支持地盤の種類及び位置(基礎底部の位置含む)
・図示による（　　）　・

長期設計支持力度
・（　　）kN/m²　・

試験堀り(根切り底)による支持地盤の確認　(3.2.1)
・行う
　位置等　・図示による（　　）　・
・行わない

地盤の載荷試験
・行う　(4.2.4)
　試験の位置、方法等は図示による
・行わない

2　既製コンクリート杭地業

種類　(4.3.2)
・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭(PHC杭)
・外殻鋼管付きコンクリート杭(SC杭)
　SC杭の鋼管材料　・SKK400　・SKK490
・プレストレスト鉄筋コンクリート杭(PRC杭)
・

試験堀
・行う　孔壁はオーガ径とする　位置及び長さは図示による（　　）
　試験堀の施工は試験杭の施工に先立ち行う
・行わない

寸法、継手、性能等(種別：種類、性能及び曲げ強度区分)　(4.2.2)(4.3.2)

		種類	コンクリート強度(N/mm2)	杭径(mm)	杭長(mm)	継手数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭							
	中杭							
	下杭							
本杭	上杭							
	中杭							
	下杭							
	上杭							
	中杭							
	下杭							

試験杭の施工　※本杭の施工に先立ち行う　・
試験杭の位置、本数　※最初の一本　・図示による（　　）

290401

8-8 地業工事（続き）

2　既製コンクリート杭地業（続き）

杭先端部形状　(4.3.2)
・開放形　・半開放形　・閉そく形　・

施工方法　(4.3.4~5)
・打込み工法（・油圧ハンマー　・ディーゼルハンマー）
　プレボーリングの併用
・行う
　掘削深さ及び径
　・図示による（　　）　・
・行わない
打込杭推定支持力の算定
・図示による（　　）　・
杭の精度
　水平方向の位置ずれ　・図示による　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
　杭の傾斜　・図示による　・1/100以内　・

・セメントミルク工法　(4.3.4)
　アースオーガの支持地盤への掘削深さ
　・1.5m程度　・
　杭の支持地盤への根入れ深さ
　・1.0m程度　・
　杭の精度
　水平方向の位置ずれ　・図示による　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
　杭の傾斜　・図示による　・1/100以内　・

・特定埋込杭工法　(4.3.5)
・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で、α＝250を採用できる工法　図示による（　　）
・上記以外の特定埋込杭工法　図示による（　　）

工法
・プレボーリング拡大根固め工法
・中堀り拡大根固め工法
・
杭周固定液
・使用する　・使用しない

杭の精度
　水平方向の位置ずれ　・図示による　・杭径の1/4かつ100mm以下　・
　杭の傾斜　・図示による　・1/100以内　・

杭継手工法　(4.3.6)(7.2.5)
・アーク溶接継手
・標準仕様書4.3.6による
溶接材料
・標準仕様書7.2.5(a)(b)による　・標準仕様書7.2.5(a)(b)以外（　　）

・無溶接継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの)
　工法　※審査(認定又は大臣認定)を受けた工法
　・
　検査　※審査(認定又は大臣認定)により定められた項目
　・
　施工　※審査(認定又は大臣認定)された施工管理基準による
　・

杭頭の処理　(4.3.7)
・行う
　処理方法（切断に伴う補強方法を含む）
　・図示による（　　）　・
　杭頭の中詰材料　(4.3.7)
　※基礎のコンクリートと同調合のもの　・
・行わない

3　鋼杭地業

種類の記号　(4.4.2)
・SKK400　・SKK490　・
寸法、継手等　(4.2.2)(4.4.2)

		種類	杭径(mm)	板厚(mm)	杭長(m)	継手数	長期設計支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭							
	中杭							
	下杭							
本杭	上杭							
	中杭							
	下杭							

試験杭の施工　※本杭の施工に先立ち行う　・

試験杭の位置、本数　※最初の一本　・図示による（　　）

杭先端部形状　(4.4.2)
・開放形　・半開放形　・閉そく形　・

先端部の補強　(4.4.2)
・標準仕様書　図4.4.1、表4.4.2による。　・

先端部の補強（補強バンド等）及びその他付属品の材質
・SS400と同等又はそれ以上　・

施工方法　(4.4.1)
・特定埋込杭工法　(4.3.5)
　・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式でα＝250を採用できる工法　図示による（　　）
　・上記以外の特定埋込杭工法　図示による（　　）
　工法
　・中堀り拡大根固め工法
　・
　杭の精度
　・水平方向の位置ずれ
　　・図示による　・杭径の1/4以下かつ100mm以下　・
　・杭の傾斜
　　・図示による　・1/100以内　・

8-8 地業工事（続き）

3　鋼杭地業（続き）

杭の現場継手　(4.4.5)
・溶接継手
　形状
　・JIS A5525による。　・
　溶接材料　(4.4.2)
　・標準仕様書7.2.5(a)(b)による。
　・図示による（　　）

・無溶接継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの）
　工法
　　※評定等を受けた工法
　検査
　　※評定書により定められた項目
　施工
　　※評定等をされた施工管理基準による。

杭頭の処理　(4.3.7)(4.4.6)
・行う
　処理方法（切断にともなう補強方法含む。）
　・図示による（　　）　・
・行わない

杭頭の中詰め材料　(4.3.7)(4.4.6)
※基礎のｺﾝｸﾘｰﾄと同調合のもの　・

4　場所打ちコンクリート杭地業

杭径、長さ、仕様等　(4.5.3)
・図示による（　　）　・

材料その他
帯筋　・図示による（　　）　・

鉄筋の最小かぶり厚さ　・図示による（　　）　・

セメントの種類
・高炉セメントB種G　・　(4.5.3)(6.3.1)

コンクリートの種別　(4.5.3)(表4.5.1)
・A種　・B種
・審査(認定又は大臣認定)された内容による

コンクリートの設計基準強度　（　　）N/mm²　(4.5.1~5)

構造体強度補正値(S)　(4.5.3)
・3N/mm²
・審査(認定又は大臣認定)された内容による

掘削工法　(4.5.1)(4.5.4、5)
・アースドリル工法
　安定液　・使用する　・使用しない
・リバース工法
・オールケーシング工法
　孔内の水張り　・行う　・行わない

併用する工法
・場所打ち鋼管コンクリート杭工法　・図示による（　　）
　鋼管巻き材料　・SKK400　・SKK490　・
・拡底杭工法　・図示による（　　）
　安定液　・使用する　・使用しない

試験杭　(4.2.2)(4.5.4、5)
試験杭の施工　※本杭の施工に先立ち行う　・
試験杭の位置、本数　※最初の一本　・図示による（　　）

孔壁測定　(4.5.4、5)
・行う
　測定方法、測定箇所は図示による（　　）
・行わない

杭の精度
　水平方向の位置ずれ　・図示による　・100mm以下　・
　杭の傾斜　・図示による　・1/100以内　・

5　地盤改良（セメント系固化材を用いた工法による改良）

工法
・深層混合処理工法
　適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による（　　）
　長期設計支持力
　・（　　）kN/m²　・

・深層混合処理工法
　適用範囲、仕様及び計測、試験は図示による（　　）
　長期設計支持力
　・（　　）kN/m²　・

6　置換コンクリート地業(ラップルコンクリート地業)

形状、支持地盤、仕様
※図示による（　　）
長期設計支持力
・（　　）kN/m²　・

セメントの種類　(6.3.1)
・高炉セメントB種G

コンクリートの設計基準強度　（　　）N/mm²
構造体基準強度補正値(S)＝（　　）N/mm²

7　液状化対策

工法　・（　　）
　仕様、範囲、計測、試験等
　・図示による（　　）

8　砂利対策

材料　(4.6.2)
※再生クラッシャランG　・切込砂利及び切込砕石

厚さ及び使用範囲　(4.6.3)

厚さ	使用範囲
※60	基礎スラブ下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下
・	

赤迫第５公舎屋上防水改修工事	工事 設計図	図番
改修工事特記仕様書（その９）	平成２９年版	A-09

8-8 地業工事（続き）

9　捨てコンクリート地業

コンクリートの仕様　(4.6.4)(6.14.1～3)
※無筋コンクリートによる(6.14.1～3)　・

セメントの種類　(6.3.1)
※高炉セメントB種G

厚さ及び使用範囲　(4.6.4)

厚さ	使用範囲
※50	基礎スラブ下、基礎梁下、土に接するスラブ下
・	

10　床下防湿層

施工範囲　(4.6.5)
・建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く)

材料
・ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上　・

防湿層の位置
・図示による(　　)　・

9 環境配慮改修工事

1　アスベスト除去工事共通事項

石綿作業主任者　[9.1.2]
石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任する

特別管理産業廃棄物管理責任者
排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理させる。
ただしアスベスト含有成型板の除去工事を除く

アスベスト粉じん濃度の測定方法、専門測定機関、報告書の作成は改修標準仕様書9.1.1(ｷ)による

官公署その他への手続き
改修標準仕様書1.1.3によるほか、次の必要な手続きを行う
(1)建築物解体等作業届(所管労働基準監督署)
(2)特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書(都道府県知事又は市長)

洗浄設備
(1)洗眼、うがいの設備を設ける
(2)更衣設備等を設ける

表示・掲示
改修標準仕様書9.1.2(f)による表示・掲示を行う

作業場の養生
・処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する
・全面養生(床及び壁)　対象室(　　、　　、　　)
・部分養生(床及び壁の対象部位＋1m)　対象室(上記全面養生室以外)
・処理場所付近をビニルシート等の適切な方法にて養生を行う
アスベスト含有保温材等の除去については、改修標準仕様書9.1.3による

2　アスベスト成形板の処理等

処理を行うアスベスト成形板の仕様等

材料名	厚さ(mm)	処理を行う範囲
		※図示　・
		※図示　・
		※図示　・
		※図示　・

施工調査　※行う(改修標準仕様書9.1.1(d)による)　・行わない　[9.1.1] [9.1.3~5]

調査対象アスベスト成形板の種類		
・スレート波板	・ロックウール吸音板	・ビニル床タイル
・スレートフレキシブル板	・けい酸カルシウム板	・ビニル床シート
・スレート平板	・スラグ入石こうボード	・ビニル幅木
・スレート軟質板	・石綿セメント板	・無機質系壁紙
・住宅用屋根スレート	・化粧けい酸カルシウム板	・
・サイディング	・石綿セメント円筒	・
・押出成形セメント板	・	・

※アスベスト建合有建材の事前調査
工事に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹付け建材成型板、建築材料等の使用の有無について調査する
調査範囲（※改修対象範囲　・　　）
貸与資料（・　・　・　・　　）

・分析によるアスベスト含有建材の調査　[9.1.1]
※JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイト、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析（JIS A 1481-2）	定量分析（JIS A 1481-3）
・	・(検体数：　)	・(検体数：　)
・	・(検体数：　)	・(検体数：　)
・	・(検体数：　)	・(検体数：　)
・	・(検体数：　)	・(検体数：　)

アスベスト粉じん濃度測定　[9.1.1]
※JIS K 3850-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による
・行う(下表による)　・行わない
測定室(・　・　・　)

測定時期	測定場所	室名(　) 測定点	室名(　) 測定点	備考
処理作業前	処理作業室内	(　)点	(　)点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	(　)点	(　)点	
処理作業中	処理作業室内	(　)点	(　)点	
	セキュリティーゾーン入口	(　)点	(　)点	
	負圧・除じん装置の排出口	(　)点	(　)点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	(　)点	(　)点	
処理作業後	処理作業室内	(　)点	(　)点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	(　)点	(　)点	
測定点合計		(　)点		

9 環境配慮改修工事（続き）

3　吹付けアスベストの処理

吹付けアスベストの施工調査　※行う　[9.1.1]
分析によるアスベスト含有建材の調査
※ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイト、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析（JIS A 1481-2）	定量分析（JIS A 1481-3）
・	・(検体数：　)	・(検体数：　)
・	・(検体数：　)	・(検体数：　)
・	・(検体数：　)	・(検体数：　)
・	・(検体数：　)	・(検体数：　)

試料採取箇所　※図示　・(　　)

アスベスト粉じん濃度測定　※行う
※ JIS K 3850-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による

測定時期	測定場所	室名(　) 測定点	室名(　) 測定点	備考
処理作業前	処理作業室内	(　)点	(　)点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	(　)点	(　)点	
処理作業中	処理作業室内	(　)点	(　)点	
	セキュリティーゾーン入口	(　)点	(　)点	
	負圧・除じん装置の排出口	(　)点	(　)点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	(　)点	(　)点	
処理作業後	処理作業室内	(　)点	(　)点	
	施工区画周辺又は敷地周辺	(　)点	(　)点	
測定点合計		(　)点		

測定室(・　・　・　・　)
測定点(・表による　・各測定場所毎１ヶ所　合計８点)

アスベスト含有吹付け材の除去
除去対象範囲　※図示
除去工法　※【9.1.3】(b)(1)(ⅰ)～(ⅳ)による
除去したアスベスト含有吹付け材の処理
※密封処理
・セメント固化

4　アスベスト含有保温材等の処理　[9.1.1]

アスベスト含有保温材等の施工調査　※行う
処理を行うアスベスト含有保温材等の仕様等

材料名	厚さ(mm)	処理を行う範囲
・アスベスト含有保温材		※図示　・
・アスベスト含有耐火被覆板		※図示　・
・アスベスト含有断熱材		※図示　・

5　煙突用ライニング材撤去（高圧洗浄除去工法）

範囲　※図示
仕様は下記による
1）最下部灰出し口部分及び煙突頂部の隔離養生を行う
最下部は洗浄水を受けるために防水シートを設置する
2）煙突の頂部、最下部のコンクリートを撤去する
１階は幅500×H1,000の開口を設ける
頂部は機械挿入用に蓋部分を撤去する
撤去時にアスベストの飛散がないように隔離養生した中で撤去を行うこと
3）頂部より高圧洗浄器具を挿入し、煙突用ライニング材を湿潤化させながら撤去作業を行う
4）撤去後は撤去面に飛散防止材を吹付ける
5）最下部で高圧洗浄器具による撤去が困難な場合は手はつりにて撤去する
6）アスベストを含んだ洗浄水は固形化した上で密封処理及び梱包処理を行う
7）セキュリティーゾーン等の養生材を適切に除去する

撤去後の撤去面の調査は適切に行う
アスベストの処理は関係法令に基づき適切に処理する
セキュリティーゾーンは関係法令に基づき適切に設置する
煙突の頂部、最下部の撤去コンクリートはアスベストが付着したものとして適切に処分する

6　断熱材G　[9.3.2] [9.5.2]

ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材、保温材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外品
※断熱材打込み工法

種　類		厚　さ	備　考
・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材			
・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材（ｽｷﾝなし）			
・硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材			
・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ断熱材			
・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材			
※押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材	※保温板2種b	※25	
	・保温板3種b	・25	接地部分
・A型硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材			
・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ保温材（3種2号を除く）			

施工箇所
・床版　・屋根スラブ下　・接地床(7-01-2)　・図示
・壁　・外壁内側部分(7-01-2)　ただし下記を除く
倉庫、便所、設備室、給湯室、車庫、書庫、(　　)
・

・断熱材現場発泡工法（※A種１　・B種１））　[9.5.3]

難燃性	厚さ(mm)	
難燃性を有すること ・	・ 25 ・ 30 ・(　)	※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフドレン廻りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・図示 ・

7　外断熱改修工法G

断熱材の種類　・　[9.3.2]
断熱材の厚さ(mm)　・
ホルムアルデヒロ放散量　※規制対象外

外装材

種　別	防火性能	備　考
・	・	・

既存外壁の処理　[9.3.3]
既存外壁の仕上材の撤去　・あり　・なし
下地面の清掃　・行う　・行わない
下地面欠損部の改修工法　・改修標準仕様書4.1.4による　・

290401

9 環境配慮改修工事（続き）

7　外断熱改修工法G（続き）

工法　[9.3.4]
通気層の有無　・有（厚さ　　mm）　・なし
断熱材の施工　※断熱材製造所の仕様による　・
外装材の施工　・外壁材製造所の仕様による　・

8　断熱材後張り工法

断熱材の種類　[9.4.5]
断熱材の厚さ
フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒロ放散量
※規制対象外

9　屋上緑化改修工事G　[9.6.1~3]

植栽基盤及び材料
屋上緑化軽量システム　※適用する　・適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　・
見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等
※図示　・

（品質・性能・試験方法）
（一財）公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能の評価品

かん水装置　・設置する　（種類　・　　・　　）
既存保護層の撤去　・行う　・行わない
支柱　・設置する　（種類　・図示　・

10　透水性アスファルト舗装改修工事　[9.7.2~5, 9]

適用範囲：歩道
既存舗装の撤去及び再利用　※図示　・
路床
路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・A種　※B種　・C種　・D種 ・建設汚泥から再生した処理土G	・図示 ・
・凍上抑制層	※再生クラッシャランG　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂(75μm ふるい通過量10%以下) ・	・図示 ・
・フィルター層	※砂 ・	・図示 ・

路床安定処理
※添加材料による安定処理
種類　・普通ポルトランドセメント　高炉セメントB種G
・フライアッシュセメント種　・生石灰(・特号　・1号)
・消石灰(・特号　・1号)　・

添加量　kg/m³（目標CBR　・3以上　・　　）
目標ＣＢＲを満足する添加量の確認方法
・安定処理土のＣＢＲ試験

・ジオテキスタイル
単位面積質量　・60g/㎡以上　・
厚さ(mm)　・0.5～1.0　・
引張強さ　・98N/5ｃｍ（10kgf/5cm）以上　・
透水係数　・1.5×10⁻⁴m/sec以上　・

試験
砂の粒度試験　・行う　・行わない
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
現場ＣＢＲ試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　・行う　・行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ　・図示　・
路盤材料の種類

・砕石	・クラッシャーラン ・粒度調整砕石
※再生材G	※クラッシャーラン ・粒度調整砕石
・クラッシャーラン鉄鋼スラグG	
・粒度調整鉄鋼スラグG	
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグG	

路盤締固め度の試験　※行う　・行わない

透水性アスファルト舗装の構成及び厚さ　※図示　・
材料
骨材　※道路用砕石　・アスファルトコンクリート再生骨材

試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　※行う　・行わない
舗装の平坦性　※著しい不陸がないもの　・

11　PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材

・サンプリングの採取(１次分析用)
現場においてサンプルを採取する
採取箇所　※外壁目地　・図示　・(　　)
採取箇所数　※部材が異なる毎に１箇所　・(　　)箇所

・サンプリングの採取(２次分析用)
・現場においてサンプルを採取する
採取箇所　※外壁目地　・図示　・(　　)
採取箇所数　・(　　)箇所
・発注者より貸与する
分析個数　・(　　)箇所

1)採取作業はシーリング等が散逸することのないよう注意して行う
2)シーリング材は目地に打設されている形状のまま5cm程度をカッターナイフで切断し、ただちにポリエチレン製の密封袋に保管し、No.及び採取場所を記入する。
サンプルは1袋に1つずつ入れること。
3)カッターナイフの刃は、1つのサンプルを採取する毎に新しい部分に換えること
4)シーリング材を切除した部分は必要に応じて補修すること。
補修材料は特記仕様書による。
5)皮膚との接触等を避けるため保護手袋及び保護マスクを着用する
6)休憩時及び作業終了時には必ず手洗いを行う
7)作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収する。回収物はサンプリング残渣とその他のごみに分別し、サンプリング残渣と同様にポリエチレン製の密封袋に入れる。

9 環境配慮改修工事（続き）

11　PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材（続き）

・サンプリングの分析
・１次分析(シーリング種類の調査)
「シーリング材種判定及びPCB含有分析の要否判定依頼書」を作成し、採取したサンプルと併せて日本シーリング材工業会に送付し、分析を行うこと
・２次分析(PCB含有率調査)
専門分析機関にサンプルを送付しPCB含有分析を行うこと

・施工調査等
調査範囲　※図示　・(　　)
処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査を行うこと
シーリングの使用部位の確認
シーリング長さの確認
施工範囲と工事管理区分の確認
仮設計画
廃棄物等の抽出方法

・除去処理工事
PCBを含有したシーリング材の処理は次によるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）」並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」により適切に行うこと
1)工事に先立ち施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること
2)シーリング材の散逸防止として、床面、開口部、換気口等に養生を行い、作業区域からの飛散防止措置をとること
3)作業員は保護マスク及び保護手袋を着用すること
4)シーリング材はカッターナイフ等を用い、下地が露出するまで極力切除する
5)除去工事終了後、シーリング材及び散逸物を回収しポリエチレン製の密閉袋に入れ保管容器に入れること。保管容器の形状、材質等は保管量、保管場所を考慮し、監督職員の承諾を得たものとする。
6)除去及び回収状況について監督職員の検査を受けること
7)工事着工後、設計図書によりがたい場合、又は不測の事象が発生した場合は監督職員と協議する

12　路床

路床土　・A種　・※B種　・C種　・D種　(22.2.2, 3, 5)(準22.2.1)
路床の構成及び仕上り　※図示　・
試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　・行う　・行わない
現場ＣＢＲ試験　・行う　・行わない

13　路盤

路盤の構成及び厚さ　・図示　・　(22.3.2, 3, 5)(準22.3.1)
路盤材料の種類

・砕石	・クラッシャーラン　C-40 ・粒度調整砕石
※再生材G	※クラッシャーラン　RC-40 ・粒度調整砕石
・クラッシャーラン鉄鋼スラグG　CS-40	
・粒度調整鉄鋼スラグG	
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグG	

路盤締固め度の試験　※行う　・行わない

14　アスファルト舗装

アスファルト舗装の構成及び厚さ　※図示　・　(22.4.2~6)(準22.4.4)
材料
アスファルト　・再生アスファルトG　・スレートアスファルト
骨材　・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材G
加熱アスファルト混合物の種類

区分	地域	種類
表層	・一般地域	・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13)
	・寒冷地域	・密粒度アスファルト混合物(13F)

シールコートの施工　・行う　・行わない
試験
アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
舗装の平たん性　※適行の資料となる水たまりを生じない程度

⑩ その他

1　打継止水材

適用箇所　※外部耐震壁打継部　・(　　)
材質　水膨張性一液弾性シーリング　寸法10*10

② 保証書の提出及び保証期間

請負者と下請業者の二者連名による保証書を監督職員に提出する。

種　別	適　用	保証期間
防水改修工事	・アスファルト防水	(　)年
	⊙合成高分子系ルーフィングシート防水	(１０)年
	・塗膜防水	(　)年
	⊙シーリング	(５)年
	・	(　)年
	・長尺金属板葺	(　)年
内装改修工事	・防蟻処理	(　)年
	・	(　)年
外壁改修工事	・アクリルゴム系外壁化粧防水材	(　)年
	・外壁補修	(　)年
	（注入、ピンニング、ポリマーセメント等）	(　)年
	・	(　)年

3　イメージアップ工事

項　目	適　用
(１) 休憩所	・面積　㎡　・内装の程度(　　)
(２) 更衣室	・面積　㎡　・内装の程度(　　) ・ロッカー
(３) シャワー施設	・ユニット　ヶ所　・現場建て　ヶ所
(４) トイレの水洗化	・水洗　・簡易水洗
(５) 仮囲いのデザイン	・範囲(　　)　・仕様(　　) ・塗装の程度　・見学窓
(６) フラワーボックス	・大きさ(　　)　・個数　個 ・設置期間(　　)
(７) 夜間照明設備	・仕様(　　)　・個数　個 ・設置場所(　　)　・照明時間(　　)
(８) ＰＲコーナー	・設計図面に提示
(９) ＰＲ看板	・大きさ(　　)　・個数　個 ・仕様(　　)
(11) 通学路等専用歩道	・仮設図面に提示

赤迫第５公舎屋上防水改修工事	工事 設計図	図番
改修工事特記仕様書（その10）	平成２９年版	A-10

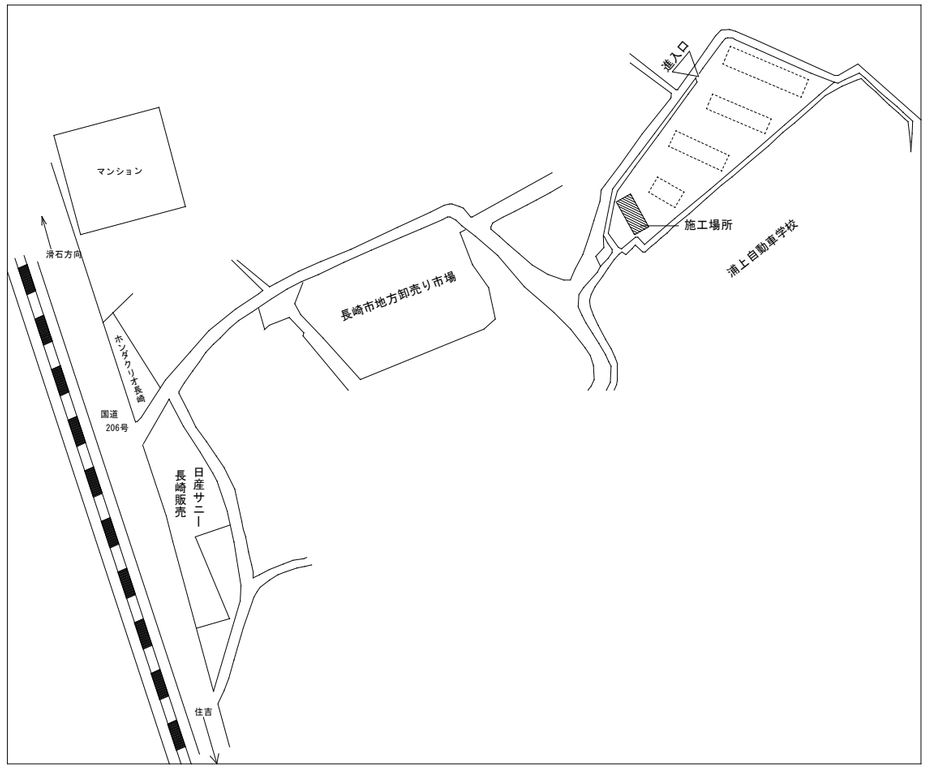

案内図

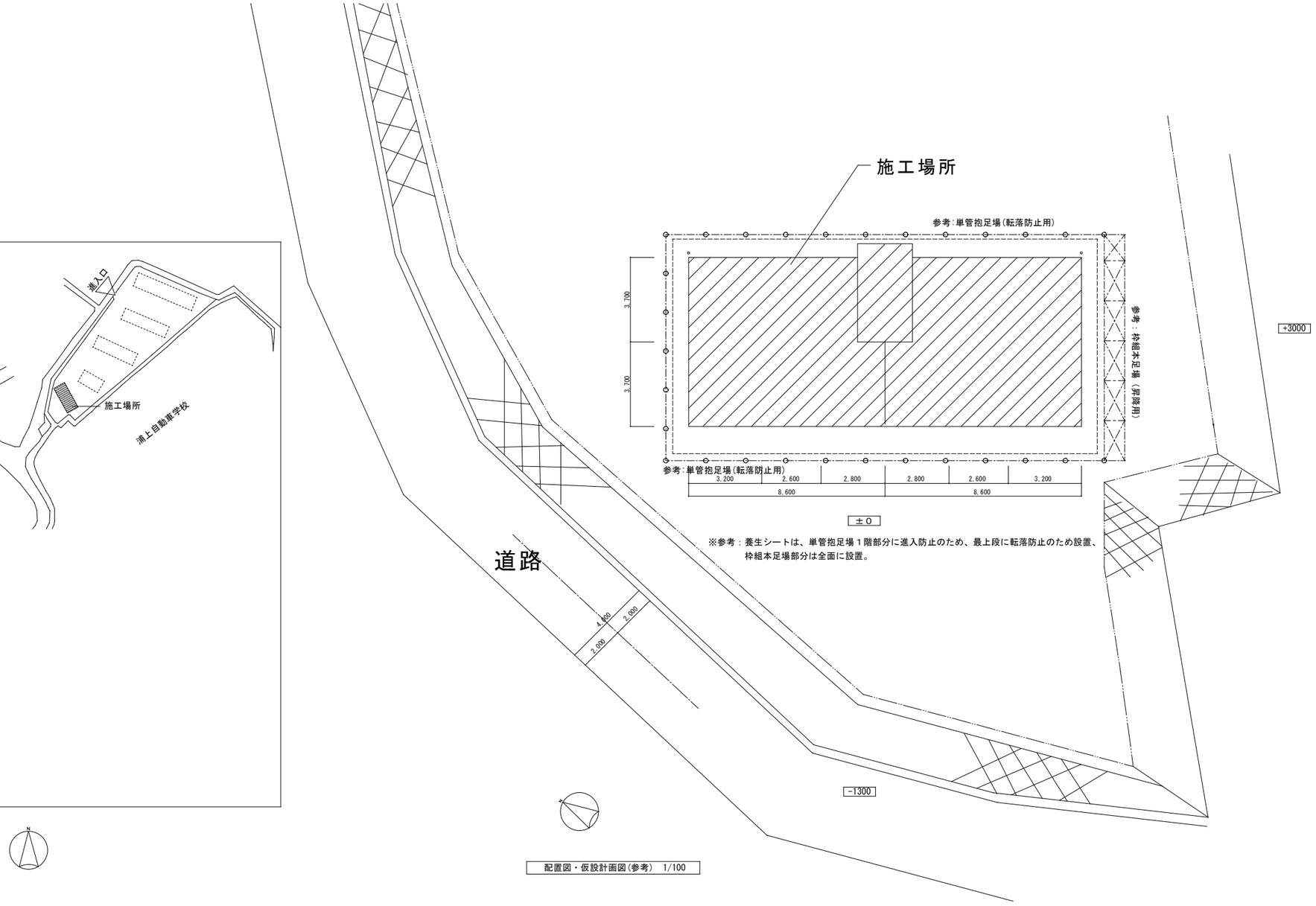

配置図・仮設計画図(参考)　1/100

長崎県　土木部　建築課		課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者	工事名　赤迫第５公舎屋上防水改修工事	図名　案内図・配置図
							設計　平成29年7月　日 / 縮尺	NO　A－11

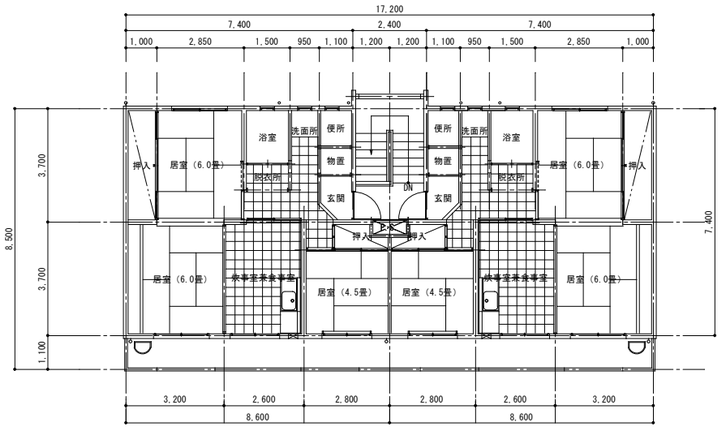

４階平面図　1/100

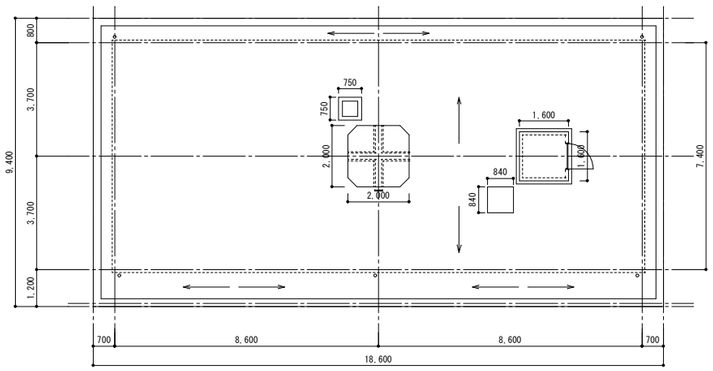

Ｒ階平面図　1/100

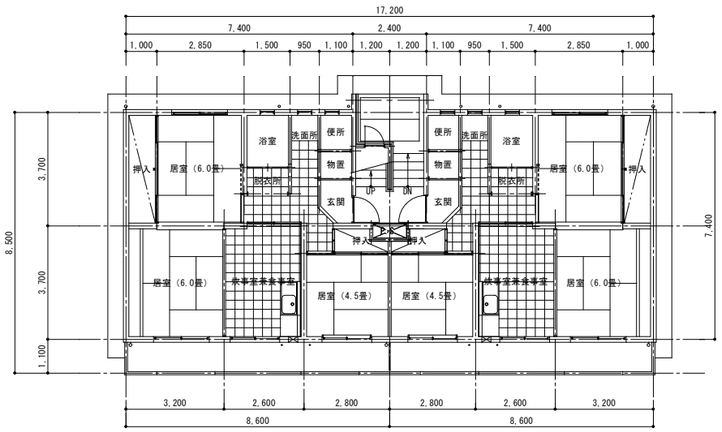

１階平面図　1/100

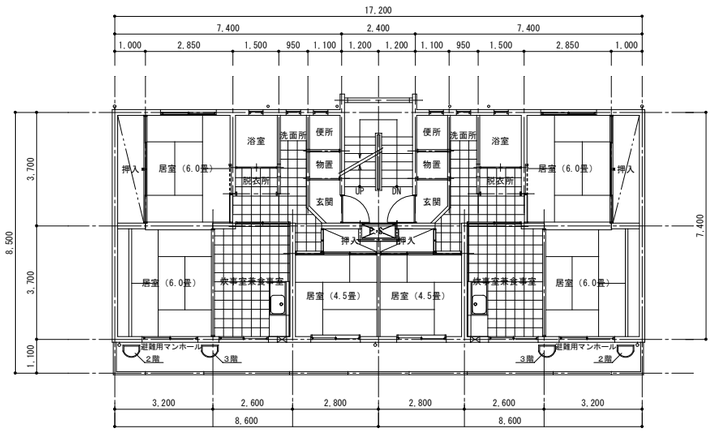

２・３階平面図　1/100

長崎県　土木部　建築課		課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者	工事名　赤迫第５公舎屋上防水改修工事	図名　１階～Ｒ階平面図
							設計　平成29年7月　日	縮尺　1/100
								ＮＯ　Ａ－１２

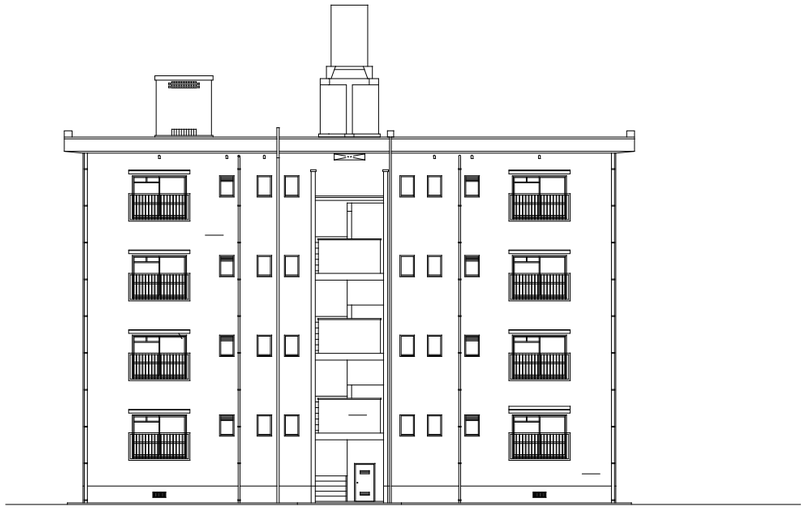

北側立面図　1/100

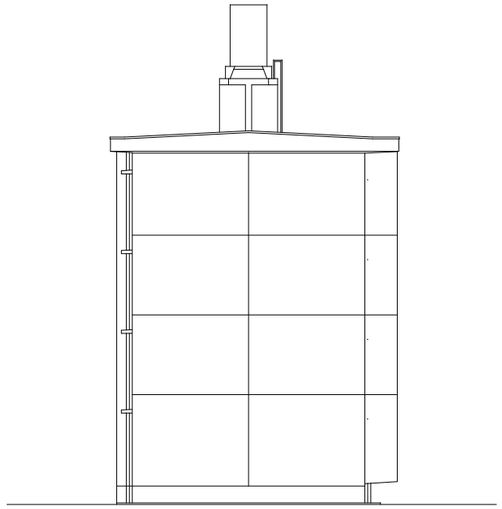

西側立面図　1/100

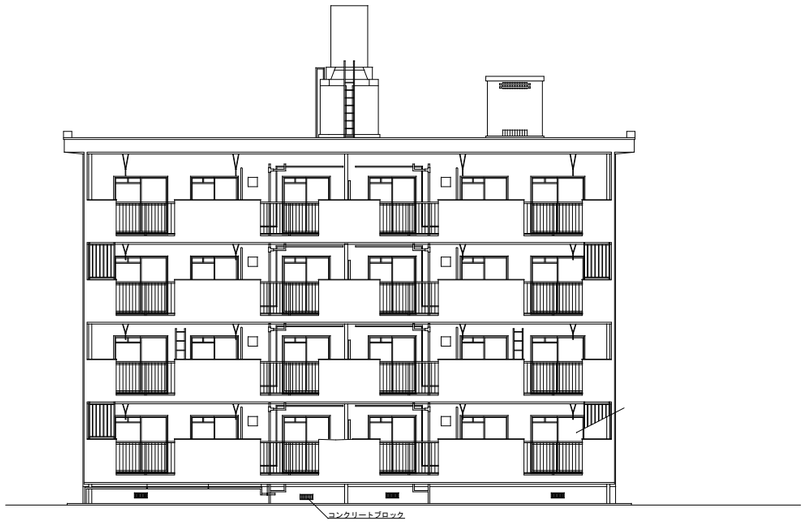

南側立面図　1/100

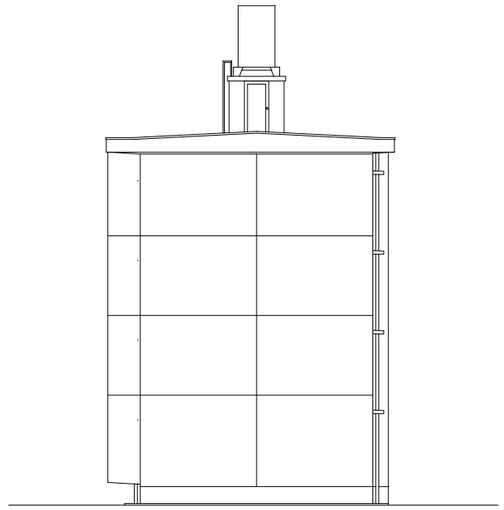

東側立面図　1/100

長崎県　土木部　建築課		課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者	工事名　赤迫第５公舎屋上防水改修工事	図名　立面図
							設計　平成29年7月　日 / 縮尺　1/100	NO　Ａ－１３

改修外部仕上共通　凡例			
Ⓐ	屋根（平部）	既存	既存加硫ゴム系シート防水(密着工法)　既存のまま
		改修	高圧水洗のうえ、塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂系ｼｰﾄ防水 T=1.5(機械的固定工法 S-M2)新設
Ⓑ	屋根（立上り部）	既存	既存加硫ゴム系シート防水(密着工法)撤去
		改修	高圧水洗のうえ、塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂系ｼｰﾄ防水 T=2.0(密着工法 S-F2)新設
			端末ｱﾙﾐ防水押え金物 30x15 及び ｼｰﾘﾝｸﾞ（変成ｼﾘｺｰﾝ系 MS-2）10x10 新設
Ⓒ	ドレン	既存	既存ドレン撤去
		改修	改修用ドレン(ﾀﾃ φ100)新設（ｽﾄﾚｰﾅｰｷｬｯﾌﾟ共）

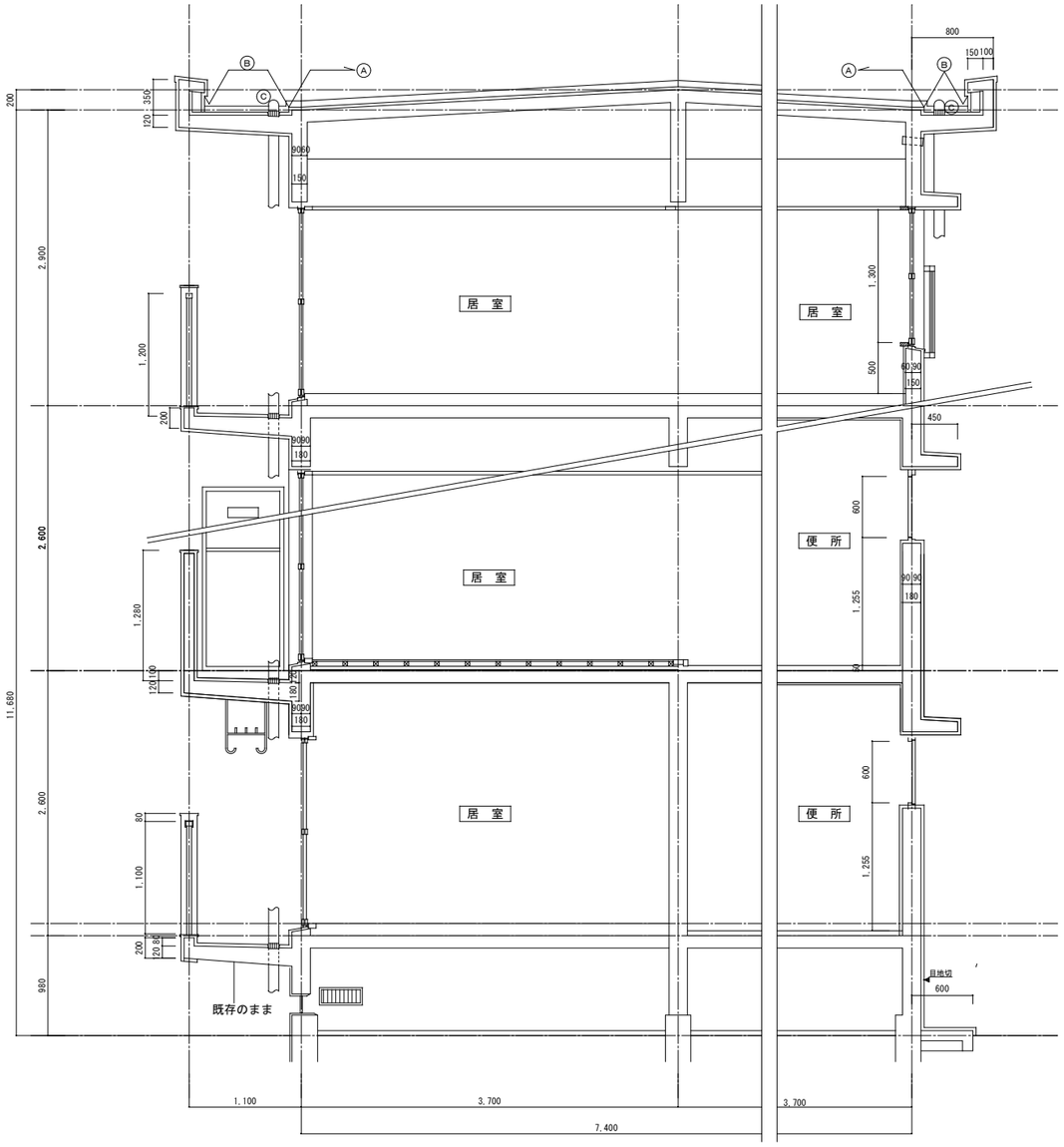

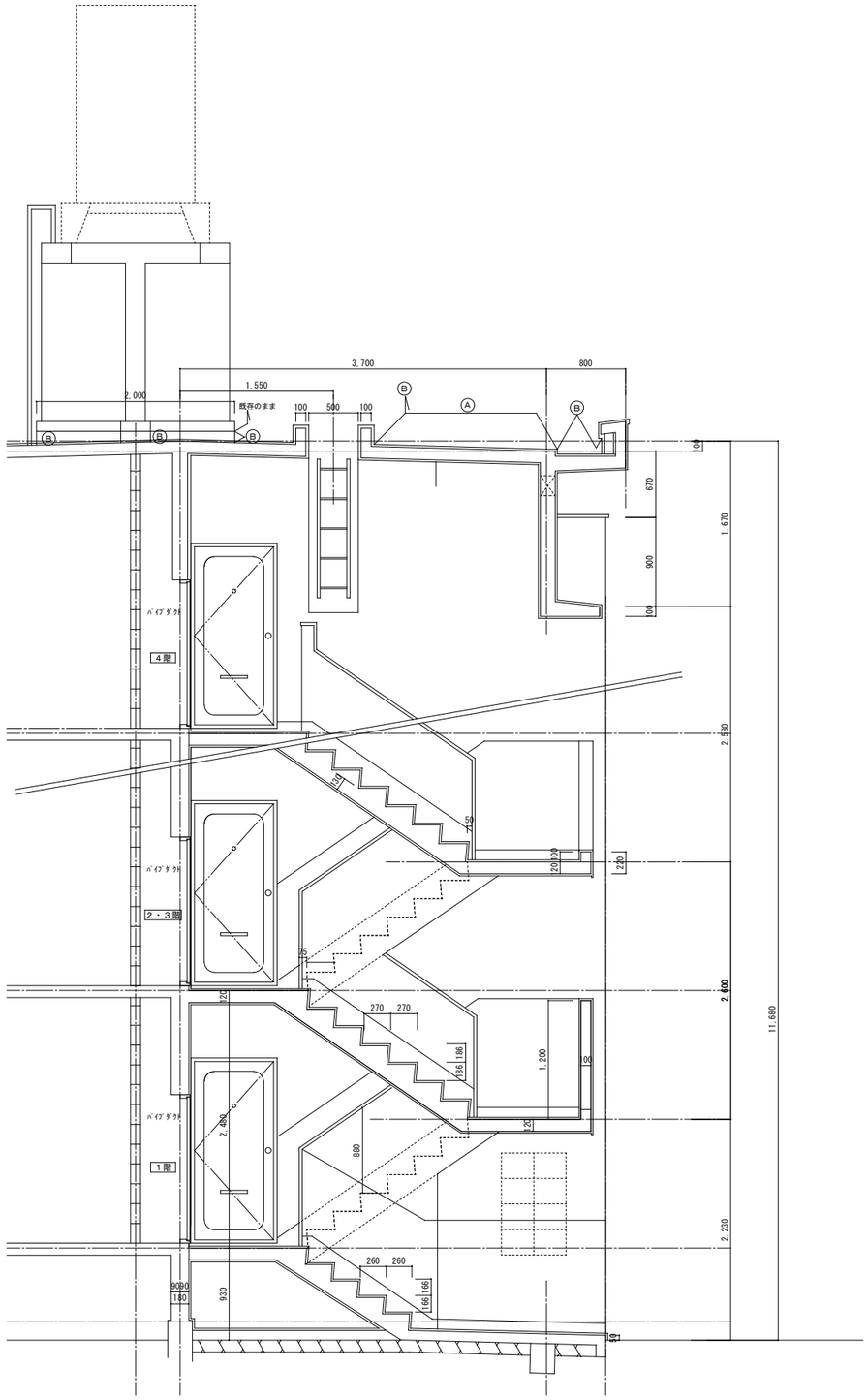

長崎県　土木部　建築課	課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者	工事名　赤迫第５公舎屋上防水改修工事	図名　矩計図
						設計　平成29年7月　日 / 縮尺　1/30	NO　Ａ－１４

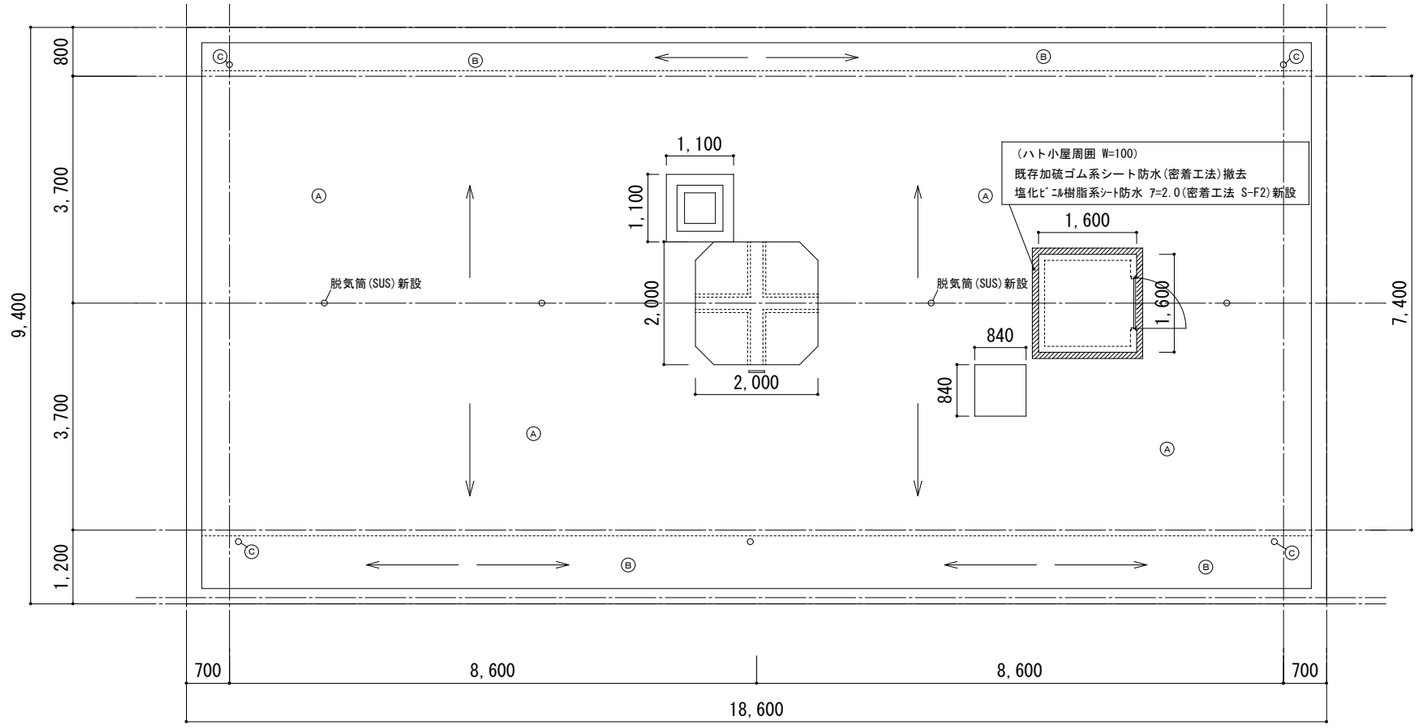

R階平面図　1/50

改修外部仕上共通　凡例			
Ⓐ	屋根（平部）	既存	既存加硫ゴム系シート防水(密着工法)　既存のまま
		改修	高圧水洗のうえ、塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂系ｼｰﾄ防水 ｱ=1.5(機械的固定工法 S-M2)新設
Ⓑ	屋根（立上り部）	既存	既存加硫ゴム系シート防水(密着工法)撤去
		改修	高圧水洗のうえ、塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂系ｼｰﾄ防水 ｱ=2.0(密着工法 S-F2)新設
			端末ｱﾙﾐ防水押え金物 30x15 及びｼｰﾘﾝｸﾞ（変成ｼﾘｺｰﾝ系 MS-2) 10x10 新設
Ⓒ	ドレン	既存	既存ドレン撤去
		改修	改修用ドレン(ﾀﾃ φ100)新設（ｽﾄﾚｰﾅｰｷｬｯﾌﾟ共）

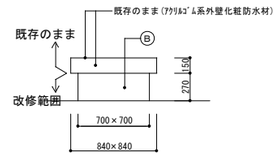

改修 アンテナ架台立面図　S=1/30

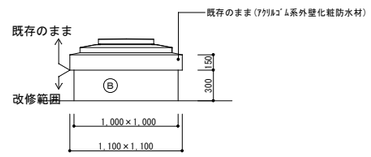

改修 屋上点検口立面図　S=1/30

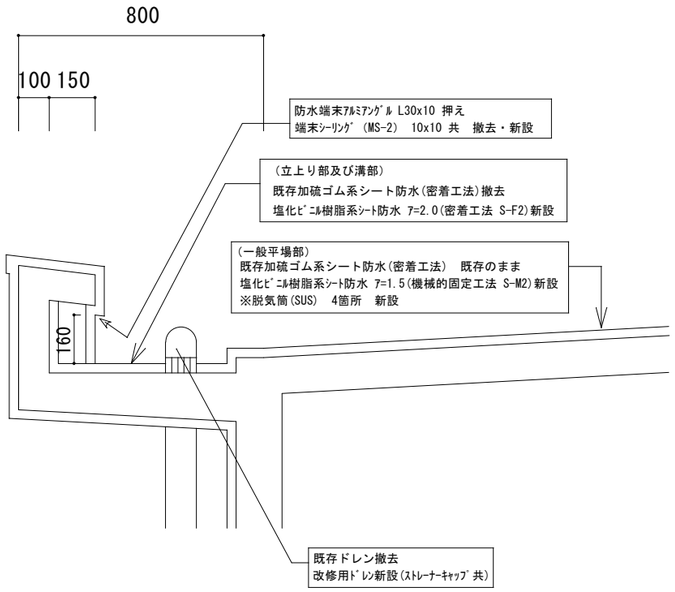

改修 ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ部分詳細図　S=1/10

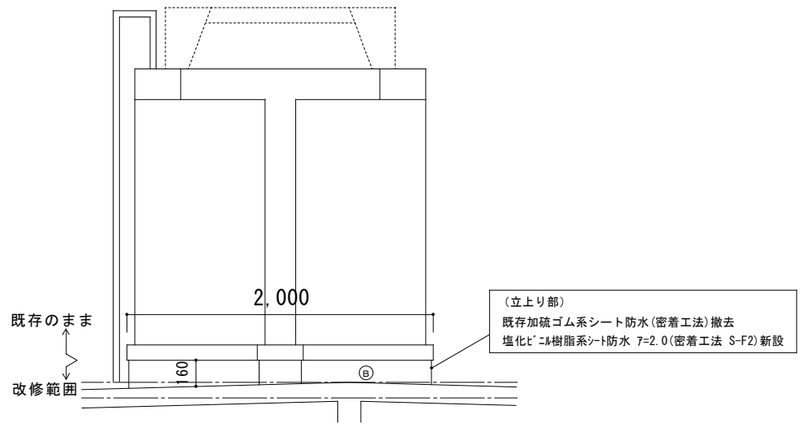

改修 高架水槽架台立面図　S=1/20

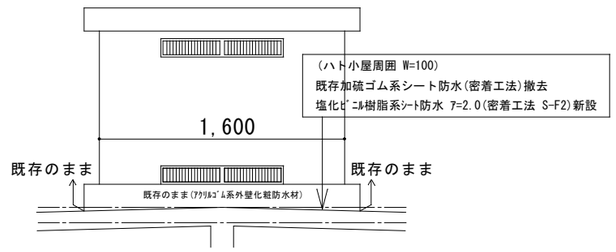

改修 ハト小屋立面図　S=1/20

長崎県　土木部　建築課		課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者	工事名　赤迫第５公舎屋上防水改修工事	図名　R階平面図・部分詳細図
							設計　平成29年7月　日	縮尺	NO　A－15